

資料編

資料編

資料 1	防災関係機関の連絡先	1
資料 2	災害時における応援協定一覧	4
資料 3	水戸市市民センター施設状況	13
資料 4	水戸市立小・中学校・幼稚園施設状況	15
資料 5	水戸市老人福祉施設状況	19
資料 6	水戸市障害福祉施設状況	27
資料 7	茨城県緊急輸送道路一覧	39
資料 8	水戸市防災会議条例	43
資料 9	水戸市防災会議運営規程	45
資料 10	水戸市災害対策本部条例	46
資料 11	水戸市MCA無線運用マニュアル	47
資料 12	水戸市原子力災害対策本部組織図	51
資料 13	水戸市原子力災害情報連絡会議組織	52
資料 14	水戸市原子力災害警戒本部組織	53
資料 15	水戸市原子力災害警戒・災害対策本部組織【機能班】	54
資料 16	水戸市原子力災害対策本部等の組織及び事務分掌	56
資料 17	東海第二発電所における原子力災害対策重点区域の範囲	67
資料 18	モニタリングポスト設置箇所	68
資料 19	原子力安全協定・通報連絡協定の締結状況	69
資料 20	原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書	70
資料 21	原子力事業所に係る隣接市町村域の安全確保のための通報連絡等に関する協定書	75
資料 22	原子力事業所の概要等について	77
用語解説		90

防災関係機関の連絡先

資料 1

茨城県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
原子力安全対策課	水戸市笠原町 978-6	301-2922	
防災・危機管理課	水戸市笠原町 978-6	301-2885	
河川課	水戸市笠原町 978-6	301-4477	
水戸土木事務所	水戸市柵町 1-3-1	225-4045	
水戸土地改良事務所	水戸市柵町 1-3-1	224-3411	
千波湖土地改良区	水戸市三の丸 3-9-28	221-2621	
中央保健所	水戸市笠原町 993-2	241-0100	

警 察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
警察本部	水戸市笠原町 978-6	301-0110 (代)	
水戸警察署	水戸市三の丸 1-5-21	233-0110	

消 防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
消防本部	水戸市城南 2-6-7	221-0111 (代)	
北消防署	水戸市緑町 2-1-2	221-0117	
南消防署	水戸市城南 1-7-4	231-0764	

自 衛 隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
陸上自衛隊 施設学校	ひたちなか市勝倉 3433	274-3211	

指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎	03-6238-1600	
関東財務局 (水戸財務事務所)	水戸市北見町 1-4	221-3188	
関東信越厚生局 (茨城事務所)	水戸市北見町 1-11 水戸地方合同庁舎 4 階	277-1316	
茨城労働局	水戸市宮町 1-8-31	224-6212	
関東農政局 (茨城県拠点)	水戸市北見町 1-9	221-2184	
関東森林管理局 (茨城森林管理署)	水戸市笠原町 978-7	243-7211	
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 合同庁舎 1 号館	048-600-0213	
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 合同庁舎 1 号館	048-600-0433	

関東地方整備局 (常陸河川国道事務所)	水戸市千波町 1962-2	240-4061 (代)	
関東運輸局 (茨城運輸支局)	水戸市住吉町 353	247-5244	
東京管区气象台 (水戸地方气象台)	水戸市金町 1-4-6	224-1106	
第三管区海上保安本部 (茨城海上保安部)	ひたちなか市和田町 3-4-16	263-4118	

指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
日本郵便株式会社 (水戸中央郵便局)	水戸市三の丸 1-4-29	224-7138 (代)	
日本銀行 (水戸事務所)	水戸市南町 2-5-5	224-2734	
日本赤十字社 (茨城県支部)	水戸市小吹町 2551	241-4516	
日本放送協会 (NHK水戸放送局)	水戸市大町 3-4-4	232-9885	
東日本高速道路株式会社関東支社 (水戸管理事務所)	水戸市加倉井町 2206	252-6151	
独立行政法人水資源機構	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2	048-600-6500	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	那珂郡東海村大字舟石川 765-1	282-1122	
日本原子力発電株式会社	那珂郡東海村白方 1-1	282-1211	
東日本旅客鉄道株式会社 (水戸支社)	水戸市三の丸 1-4-47	227-5884	
東日本電信電話株式会社 (茨城支店)	水戸市北見町 8-8	232-4242	
日本通運株式会社 (水戸支店)	水戸市元石川町 276-16	248-0202	
東京電力パワーグリッド株式会社 (茨城総支社)	水戸市南町 2-6-2	387-3600	
KDDI 株式会社 (水戸支店)	水戸市大工町 1-2-3 トモスミと	228-6671	
株式会社ドコモ CS (茨城支店)	水戸市宮町 1-1-83	222-5285	
ソフトバンクモバイル株式会社	東京都港区東新橋 1 丁目 9-1	03-6889-6386	

指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
茨城県土地改良事業団体連合会	水戸市宮内町 3193-3	225-5651	
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	水戸市千波町 1918	241-1133	
一般社団法人茨城県医師会	水戸市笠原町 489	241-8446	
公益社団法人茨城県歯科医師会	水戸市見和 2-292-1	252-2561	
公益社団法人茨城県薬剤師会	水戸市笠原町 978-47	306-8934	
公益社団法人茨城県看護協会	水戸市緑町 3-5-35	221-6900	
茨城交通株式会社	水戸市袴塚 3-5-36	251-2331	

関東鉄道株式会社 (水戸営業所)	水戸市住吉町 348	247-5111	
鹿島臨海鉄道株式会社	東茨城郡大洗町桜道 301	267-5200	
一般社団法人茨城県トラック協会	水戸市見川町 2440-1	303-6363	
J R バス関東株式会社 (水戸支店)	水戸市城東 1-15-65	221-2836	
一般社団法人茨城県バス協会	水戸市見川町 2440-1	306-8700	
東部ガス株式会社 (茨城支社)	水戸市宮町 2-8-14	231-2241	
一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会 (水戸支部)	水戸市桜川 2-2-35	225-3261	
株式会社茨城新聞社	水戸市笠原町 978-25 開発公社ビル内	239-3001	
株式会社茨城放送	水戸市千波町 2084-2	244-2160	

災害時における協力機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
社会福祉法人水戸市社会福祉協議会	水戸市赤塚 1-1 M I O S 2 階	309-5001	福祉関係
一般社団法人水戸市医師会	水戸市笠原町 993-17	305-8811	医療関係
水戸市建築業組合	水戸市三の丸3-14-10	226-0405	応急措置関係
水戸市測量設計業協会	水戸市河和田町4471-45	257-1234	〃
水戸市電設協会	水戸市笠原町1754-4	243-5288	〃
一般財団法人関東電気保安協会 (茨城事業本部)	水戸市白梅1-4-35	226-3221	〃
水戸市環境整備事業協同組合	水戸市見川4-460-20	305-0088	〃
水戸市再資源化事業協同組合	水戸市東前3-234 東水戸ビル2階B室	269-4165	〃
水戸地方総合食品協同組合	水戸市青柳町4566	225-6611	物資関係
水戸青果仲卸協同組合	水戸市青柳町4566	226-4060	〃
水戸市公設市場関連店舗組合	水戸市青柳町4566	228-3202	〃
水戸市中央水産協同組合	水戸市青柳町4566	225-8903	〃
水戸地方青果物商業協同組合	水戸市青柳町4566	225-6610	〃
水戸水産仲卸協同組合	水戸市青柳町4566	227-0579	〃
水戸トラック事業者協同組合	水戸市平須町234-1	241-6131	〃
茨城県石油業協同組合 (水戸支部)	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館13階	224-2421	燃料関係

災害時における応援協定一覧

項 目 区 分	協定の種類	協定機関等	協 定 締 結 年 月 日	協定等の内訳	連絡先（住所、電話）
応 急 措 置 一 般	災害時等の相互応援に関する協定	県内全市町村	H6. 4. 1	救助，復旧の相互協定 （役務，物資の提供）	県内全市町村
	北関東・新潟地域連携軸推進協議会の災害時における相互応援	19市町	H8. 10. 14	救助，復旧の相互協定 （役務，物資の提供）	
	災害時における相互援助に関する協定 （首都圏県都）	千 葉 市 前 橋 市 宇 都 宮 市 さいたま市 甲 府 市 横 浜 市	H8. 10. 23	救助，復旧の相互協定 （役務，物資の提供） ※協定改正経緯 S58. 6. 1 協定締結 S58. 11. 16 甲府市を追加 S61. 11. 28 横浜市を追加 H8. 10. 23 協定内容の改正	千葉市中央区千葉港1-1 043-245-5113 前橋市大手町2-12-1 027-224-1111 宇都宮市旭1-1-5 028-632-2052 さいたま市浦和区常盤 048-829-1126 6-4-4 甲府市丸の内1-18-1 055-237-5331 横浜市中区港町1-1 045-671-2171
	災害時における相互応援に関する協定	川 口 市	H8. 3. 27	救助，復旧の相互協定 （役務，物資の提供）	川口市青木2-1-1 048-258-1110
	災害時における相互応援に関する協定	柏 市	H9. 2. 25	救助，復旧の相互協定 （役務，物資の提供）	柏市柏5丁目10-1 0471-67-1111
	災害時における相互協力に関する覚書	日本郵便株式会社	H9. 7. 14	災害発生時の郵政に関する相互協力	水戸市三の丸1-4-29 029-221-2988
	災害時における応急措置の協力に関する協定書	水 戸 市 建設業協同組合	H14. 5. 31 H21. 5. 18	災害現場における防災活動，復旧活動	水戸市酒門町2921 029-247-9991
		水 戸 市 造園建設業協同組合	H14. 5. 31		水戸市元石川町611-230 029-248-2351
	全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定書	安 中 市 越 生 市 青 梅 市 小 田 原 市 熱 海 市 知 多 市 奈 良 市 み な べ 町 武 雄 市 人 吉 市 湯 河 原 町	H18. 2. 23	救助，復旧の相互協定 （役務，物資の提供）	群馬県安中市安中1-23-13 埼玉県入間郡越生町大字越生900-2 東京都青梅市東青梅1-11-1 神奈川県小田原市荻窪300 静岡県熱海市中央1-1 愛知県知多市緑町1 奈良県奈良市二条大路南1-1-1 和歌山県日高郡みなべ町芝742 佐賀県武雄市武雄町大字昭和1-1 熊本県人吉市麓町16 神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-2-1
	災害等による応急措置及び応急復旧の協力に関する協定書	水戸市管工事業協同組合	H18. 5. 19	災害現場における防災活動，復旧活動	水戸市大場町997 029-269-5461
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	茨 城 大 学 水戸第一高等学校 水戸第三高等学校 水戸農業高等学校 水戸南高等学校	H22. 3. 1	洪水時における緊急避難所	水戸市文京2-1-1 029-228-8111 水戸市三の丸3-10-1 029-224-2254 水戸市三の丸2-7-27 029-224-2044 那珂市東木倉983 029-298-6266 水戸市白梅2-10-10 029-247-6173

項目区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所、電話）
応急措置一般	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定書	水戸市 測量設計業協会	H23. 3. 31	災害現場における防災活動、復旧活動	水戸市河和田町4471-45 029-257-1234
	災害時相互応援協定	敦賀市	H23. 10. 10	救助、復旧の相互協定（役務、物資の提供）、職員の派遣、児童・生徒の受入れ	福井県敦賀市中央町2-1-1 0770-21-1111
	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定書	水戸市電設協会	H23. 12. 22	災害現場における防災活動、復旧活動	水戸市笠原町1754-4 029-243-5288
	災害時応援協定	高松市 彦根市	H24. 1. 16	救助、復旧の相互協定（役務、物資の提供）	香川県高松市番町1-8-15 087-839-2011 滋賀県彦根市元町4-2 0749-22-1411
	津波・洪水時における緊急避難所に関する覚書	水戸高等 特別支援学校	H24. 1. 17	津波・洪水時における緊急避難所	水戸市下大野町6212 029-269-6212
	津波・洪水時における緊急避難所に関する覚書	茨城県立産業技術 短期大学校	H24. 1. 17	津波・洪水時における緊急避難所	水戸市下大野町6342 029-269-5500
	災害時における緊急救援輸送等の協力に関する協定書	一般社団法人 茨城県トラック 協会水戸支部	H24. 2. 16	災害時における緊急救援輸送等	水戸市城南2-4-28 029-300-0015
	災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定書	西尾レントオール 株式会社	H24. 2. 16	災害時におけるレンタル資機材の提供	（水戸営業所） 水戸市吉沢町315-5 029-247-1131
	災害時相互応援協定	日田市	H24. 3. 1	救助、復旧の相互協定（役務、物資の提供）	大分県日田市田島2-6-1 0973-23-3111
	地震等大規模災害に関する基本覚書	東日本旅客鉄道 株式会社	H24. 3. 7	災害等における帰宅困難者に対する相互協力	（水戸駅） 水戸市宮町1-1-1 029-221-2709
	災害時等における一般廃棄物処理に関する支援協定書	一般財団法人 茨城県環境保全事業団	H24. 3. 8	緊急時等における一般廃棄物処理	笠間市福田165-1 0296-70-2511
	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話 株式会社茨城支店	H24. 6. 26	災害時の被災者等の通信の確保	水戸市北見町8-8 029-232-4060
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	水戸飯富特別支援学校 水戸特別支援学校 内原特別支援学校 盲学校	H24. 11. 6	災害時における福祉避難所	水戸市飯富町3436-20 029-229-7453 水戸市吉沢町3979 029-232-4060 水戸市鯉淵町2570 029-259-5813 水戸市袴塚1-3-1 029-221-3388
	災害時等の公衆衛生及び環境保全に係る検査に関する協定書	一般財団法人 茨城県薬剤師会 検査センター	H24. 11. 20	災害時等の公衆衛生及び環境保全に係る検査	水戸市笠原町978-47 029-306-9086

項目 区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所、電話）
応急措置一般	災害発生時における福祉避難所の設置及び運営に関する覚書	市内社会福祉法人 21団体31施設	H25. 1. 11	災害時における福祉避難所	
	災害時における電気自動車による電力供給に関わる協定	茨城日産自動車株式会社	H25. 2. 25	電気自動車による電力供給	水戸市千波町1949番地1 029-241-4123
	災害時における施設利用の協力に関する覚書	株式会社 ファースト・トラスト	H25. 3. 18	災害時における施設利用	水戸市桜川2-5-26 029-212-4666
	災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書	水戸市環境整備 事業協同組合	H25. 3. 29	災害時における廃棄物処理等の協力	水戸市見川4-460-22 029-305-0088
	災害時における応急活動及び施設使用に関する協定書	茨城県農業共済組合 連合会	H25. 5. 13	災害時における応急活動及び施設使用	水戸市小吹町942 029-215-8881
	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市他 61市町	H25. 7. 12	救助、復旧の相互協定（役務、物資の提供）	北茨城市磯原町磯原1630 0293-43-1111
	災害時における施設利用に関する覚書	学校法人 水戸女子商業学園 水戸女子高等学校	H25. 7. 18	災害時における施設利用	水戸市上水戸1-2-1 029-224-4124
	災害備蓄品の施設利用の協力に関する覚書	株式会社 フロンティア水戸	H25. 9. 1	災害時における施設利用	水戸市大工町1-3-2 029-300-2050
	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定	公益社団法人 水戸市青年会議所	H25. 12. 24	災害時における応急活動及び企業等の防災対策推進	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館11階 029-221-6384
	災害時における電気自動車による電力供給及び施設利用に関する協定書	株式会社 常陽銀行	H26. 5. 2	災害時における施設利用及び電気自動車による電力供給	水戸市南町2-5-5 029-231-2151
	災害時における支援協力に関する協定書	茨城県行政書士会	H26. 5. 20	災害時における被災者支援相談窓口の開設及び会員派遣	水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5階 029-305-3731
	北関東中核都市連携会議災害時相互支援に関する協定書	前橋市 宇都宮市 高崎市	H26. 8. 21	救助、復旧の相互協定（役務、物資の提供）	群馬県前橋市大手町2-12-1 027-224-1111 栃木県宇都宮市旭1-1-5 028-632-2222 群馬県高崎市高松町35-1 027-321-1111
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	茨城県 (県立あすなろの郷)	H26. 11. 6	災害時における福祉避難所	水戸市笠原町978-6 029-301-1111
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	JAグループ 茨城教育センター	H26. 12. 25	洪水時における緊急避難所	水戸市梅香1-1-4 029-232-2068

項目 区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所、電話）
応急措置一般	災害時における法律相談業務に関する協定書	茨城県弁護士会	H27. 7. 1	災害時における法律相談業務	水戸市大町2-2-75 029-221-3501
	災害時における量の供給に関する協定書	「5日で5000枚の約束。プロジェクト」実行委員会	H27. 7. 21	災害時における量の供給	水戸市見和2-232-53 (関川量商店) 029-212-5820
	災害時における応急活動に関する協定書	三和シャッター株式会社 文化シャッター株式会社	H27. 7. 27	災害時における公共施設等のシャッター等の緊急点検及び緊急修理	水戸市袴塚3-12-32 (水戸メンテサービスセンター) 029-225-1625 029-225-1651
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	H27. 8. 21	災害時における地図製品の供給及び利用等	水戸市白梅2-6-3 (水戸営業所) 029-231-1566
	災害時における帰宅困難者等への支援活動及び施設利用に関する協定書	学校法人岩田学園 水戸駿優予備学校	H28. 2. 9	災害時における帰宅困難者等への支援活動及び施設利用	水戸市三の丸1-1-42 029-227-5551
	災害におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書	一般社団法人 茨城県ハイヤー・タクシー協会	H28. 3. 29	災害におけるタクシー車両による緊急輸送等	水戸市住吉町292-5 029-247-6602
	災害時における倒壊建物の除去等応急活動に関する協定書	水戸市 解体業協同組合	H28. 5. 30	災害時における倒壊建物の除去等応急活動	水戸市東野町167-2 029-303-5977
	災害時における福祉用具等の供給に関する協定書	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	H28. 10. 4	災害時における福祉用具等の供給	東京都港区浜松町2-7-15 03-6721-5222
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人高福会 特別養護老人ホーム かさはら	H28. 10. 11	災害時における福祉避難所	水戸市笠原町75-3 029-243-3715
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人愛の会 特別養護老人ホーム 双葉陽だまり館	H28. 10. 17	災害時における福祉避難所	水戸市開江町 7 029-306-7521
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	寶幢院	H29. 2. 23	洪水時における緊急避難所	東茨城郡城里町那珂西1958 029-288-2567
	災害時の支援等に関する協定書	財務省関東財務局 水戸財務事務所	H29. 3. 24	災害時の支援等	水戸市北見町1-4 029-221-3189
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	吉田神社	H29. 3. 28	洪水時における緊急避難所	水戸市宮内町3193-2 029-247-6464

項目区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所、電話）	
応急措置一般	災害時の支援等に関する協定書	水戸地方合同庁舎 水戸地方検察庁 国税庁関東信越国税局 水戸税務署 農林水産省関東農政局 茨城拠点 財務省関東財務局水戸財務事務所	H29. 3. 31	災害時の支援等	水戸市北見町1-11 水戸市北見町1-11 水戸市北見町1-17 水戸市北見町1-9 水戸市北見町1-4	029-277-1316 029-221-2196 029-231-4212 029-221-2184 029-221-3188
	災害時における応急活動の協力及び敷地・施設の使用に関する覚書	学校法人 常磐大学	H29. 5. 30	災害時における応急活動の協力及び敷地・施設の使用	水戸市見和1-430-1	029-232-2717
	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定	水戸地区 中小建設業協同組合	H29. 7. 4	災害時における応急措置及び応急復旧の協力	水戸市米沢町365-7 オフィス八雲ビル2階	029-297-2530
	洪水時における地域間の連携協力について	水戸市住みよいまちづくり推進協議会を構成する各地区会 水戸市住みよいまちづくり推進協議会	H29. 8. 30	洪水時における地域間の連携協力		
	災害時における茨城県トラック総合会館（防災・研修センター）使用に関する協定書	一般財団法人 茨城県トラック協会	H30. 3. 26	災害時における茨城県トラック総合会館（防災・研修センター）使用	水戸市見川町2440-1	029-303-6363
	災害時における支援協力に関する協定書	一般財団法人 スカイガード	H30. 5. 2	災害時における情報収集等の支援協力	水戸市酒門町4228-1	029-246-6955
	災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書	株式会社OLS	H30. 10. 1	災害時におけるトレーラーハウスの提供	水戸市大塚町1559-8	029-246-6717
	災害時における施設使用に関する協定書	茨城県水戸警察署	H31. 2. 21	災害時における施設使用	水戸市三の丸1-5-21	029-233-0110
	災害時における対策業務の応援協力に関する協定書	茨城県建築士会	H31. 3. 6	災害時における対策業務の応援協力	水戸市笠原町978-30	029-305-0329
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人樺山会	R元. 5. 20	災害時における福祉避難所の設置運営	水戸市酒門町3158	029-350-2055
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人 翠清福祉会	R元. 5. 20	災害時における福祉避難所の設置運営	水戸市大塚町1763	029-297-5220
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人仁心会	R元. 5. 20	災害時における福祉避難所の設置運営	水戸市酒門町1177-3	029-350-6100
	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	R元. 6. 3	災害に係る情報発信等	東京都千代田区紀尾井町1番3号	

項目 区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所、電話）
応急措置一般	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土交通省国土地理院	R2. 2. 25	地理空間情報の活用促進のための協力	029-864-1111
	中核市災害相互応援協定	中核市59市	R2. 4. 1	災害時における相互応援協力	
	災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水戸支部	R2. 6. 29	災害時における宿泊施設の提供	
	洪水時における緊急避難所等に関する覚書	茨城県立水戸第二高等学校	R2. 7. 1	洪水時における施設の使用	水戸市大町2-2-14 029-224-2543
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書	東京電力パワーグリッド株式会社総支社	R2. 8. 19	災害時等における防災力強化と早期電力復旧に資する活動	水戸市南町2-6-2 029-387-3223
	災害時における洗浄等の支援協力に関する協定書	茨城県塗装工業組合水戸塗装昭和会	R2. 8. 20	災害時における建物の汚泥洗浄等の協力	水戸市千波町1853-1（県） 029-244-3581 水戸市笠原町1226-1（水戸） 029-241-5258
	洪水時における緊急避難所等に関する覚書	茨城大学教育学部附属小学校	R2. 8. 24	洪水時における施設の使用	水戸市三の丸2-6-8 029-221-2043
	災害時等における移動式木造住宅の建設に関する協定書	一般社団法人日本ムービングハウス協会	R2. 9. 25	災害時等における移動式木造住宅の建設	北海道千歳市泉沢1007-168 0123-28-8811
	災害時相互協力に関する協定書	水戸青年会議所 水戸商工会議所青年部 水戸ロータリークラブ 水戸東ロータリークラブ 水戸西ロータリークラブ 水戸南ロータリークラブ 水戸さくらロータリークラブ 水戸好文ロータリークラブ 水戸ライオンズクラブ 水戸葵ライオンズクラブ 水戸西ライオンズクラブ 水戸東ライオンズクラブ 水戸南ライオンズクラブ 水戸北ライオンズクラブ 水戸チアフルライオンズクラブ	R2. 9. 28	災害時における被災者支援について	
	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書	一般社団法人茨城県環境保全協会	R2. 12. 21	災害時における災害し尿等の収集運搬	水戸市平須町 1828-192 029-303-6007
	災害発生時等における相互協力に関する協定書	水戸少年鑑別所 水戸刑務所	R3. 2. 9	災害時における施設利用及び心理職の派遣	水戸市新原 1-15-15 029-251-3038 ひたちなか市市毛 847 029-272-2424
	災害時における宿泊施設等の確保に関する協定書	株式会社近畿日本ツーリスト関東	R3. 3. 3	災害時における宿泊施設の確保	水戸市宮町 2-4-33 小林ビル 2 階（水戸支店） 029-225-1015

項目区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	自然災害による下水道施設の機械・電気設備緊急工事に関する協定書	一般社団法人 日本下水道施設業協会	R3. 3. 25	災害時における下水道施設の機械・電気設備の緊急工事	東京都中央区新川 2-6-16 03-3553-0991
	災害時における復旧支援協力に関する協定	一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	R3. 3. 25	災害時における下水道施設の復旧支援協力	東京都中央区八丁堀 3-25-9 03-6228-3291
	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	R3. 3. 25	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力	東京都千代田区岩本町 2-5-11 03-3865-3461
	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会関東支部	R3. 3. 25	災害時における下水道施設に関する技術支援協力	東京都荒川区西日暮里 5-26-8 03-6806-5751
	災害時等における無人航空機を活用した支援協力に関する協定書	合同会社 E4	R3. 4. 23	災害時におけるドローンによる情報集	水戸市三の丸 1-1-42 029-227-5551 (水戸駿優)
	災害発生時等における福祉避難所の設置及び運営に関する覚書	社会福祉法人陽康会 特別養護老人ホーム あいおんの里水戸	R3. 5. 31	災害時における福祉避難所	水戸市河和田町 4422 番地 1 029-291-3610
	災害時等における応急活動及び施設使用に関する協定書	茨城トヨタ自動車株式会社	R3. 6. 1	災害時における施設使用等	水戸市千波町 1887 番地 029-241-1511
放送	災害時における放送要請に関する協定書	茨城放送株式会社	H14. 6. 6	災害のため、公衆電気通信、有線電気通信、無線設備により通信不可の場合等特別の必要があるとき	水戸市千波町 2084-2 029-244-2160
	災害時における放送要請に関する協定書	水戸コミュニティ放送株式会社	H14. 6. 6	災害のため、公衆電気通信、有線電気通信、無線設備により通信不可の場合等特別の必要があるとき	水戸市酒門町 1261-6 029-248-2727
消防	消防相互応援協定（隣接市町村）	那珂市 ひたちなか市 大洗町 茨城町 笠間市	H17. 2. 1 H7. 3. 23 H4. 3. 3 S44. 10. 1 H17. 3. 31	火災その他の災害における消防力の活用	那珂市菅谷 651-3 029-295-2111 ひたちなか市笹野 2丁目 8-1 029-273-0211 大洗町磯浜町 6881-191 029-266-1119 茨城町奥谷 1923-4 029-292-1515 笠間市箱田 2564 0296-73-0119
	茨城県高速自動車道等消防相互応援協定	協定市町村	H12. 3. 18	消防相互応援	
	茨城県広域消防相互応援協定	協定市町村	H7. 1. 1	消防相互応援	

項 目 区 分	協定の種類	協定機関等	協 定 締 結 年 月 日	協定等の内訳	連絡先（住所、電話）	
水 道 ・ 飲 料 水	水道災害相互 応援に関する 覚書	宇都宮市 川口市 前橋市	S56.6.5	役務提供、緊急援助物 資の調達	宇都宮市旭1-1-5 川口市青木2-1-1 前橋市大手町2-12-1	028-632-2222 048-258-1110 027-224-1111
	災害時におけ る相互応援給 水に関する協 定書	ひたちなか市	S59.6.18	応急給水に関する人 員、器材の応援	ひたちなか市東石川2- 10-1	029-273-0111
	災害時の飲料 水の確保に関 する協定書	株式会社 アクアクララ水戸	H19.6.13	災害時の飲料水の確保	水戸市西原1-10-6	029-222-1117
	災害時の飲料 水の確保に関 する協定書	市民センター 自動販売機設置業者	H19.9.3	市民センターにおける 災害時の飲料水の確保		
	災害時におけ る救援物資の 提供等に関する 協定書	株式会社伊藤園	H23.12.28	災害時の救援物資（主 に飲料水）の確保	水戸市笠原町652-2 （水戸東部支店）	029-243-0339
	災害時におけ る救援物資の 提供等に関する 協定書	コカ・コーラ ボトラーズジャパン 株式会社	H25.2.18	災害時の救援物資（主に飲 料水）の確保	水戸市渋井町80	029-221-7141
	災害時等にお ける支援及び 協力に関する 協定書	第一環境株式会社	H25.4.23	給水活動に関する応援	東京都港区赤坂2-2-12	
	耐震型循環式 飲料水貯水槽 の設置及び管 理に関する協 定書	茨城県	H25.11.21	耐震型循環式飲料水貯水槽 の設置及び管理	水戸市笠原町978-6	029-301-1111
医 療	災害時の医療 救護活動につ いての協定書	一般社団法人 茨城県水戸市医師会	S59.7.17 H24.10.3	災害時の医療救護活動	水戸市笠原町 993-17	029-305-8811
	災害時の医療 救護活動の実 施に関する協 定書	一般社団法人 水戸薬剤師会	H24.11.14	災害時の医療救護活動	水戸市金町 3-1-13	029-233-1510
	災害時の動物 救援活動に関 する協定書	水戸市獣医師会	H24.12.3	災害時の動物救援活動	水戸市笠原町1357-5	029-243-8818
	災害時の歯科 医療救護活動 等に関する協 定書	一般社団法人 水戸市歯科医師会	H25.3.6	災害時の医療救護活動		
	災害時におけ る患者等搬送 等の協力に関 する協定書	株式会社 第一常陽タクシー 東栄観光開発 株式会社ソフトQ2 株式会社Vita・葵民急 有限会社あんしんネット	H26.9.9	災害時の患者搬送等	水戸市渋井町620-3 水戸市五軒町1-5-48 水戸市千波町1661-4 水戸市浜田町415-3	029-225-6362 029-224-5992 029-306-9989 029-228-3333
	災害時におけ る助産師によ る支援活動に 関する協定書	一般社団法人 茨城県助産師会	H26.11.6	災害時の妊産婦・乳幼児等 への支援	那珂市豊喰1108-4	029-219-7823
	災害時におけ る医薬品等の 調達に関する 協定書	株式会社メディセオ	H27.3.5	災害時の医薬品等の調達	東京都中央区八重洲2- 7-15	029-304-5010 （北関東支社）

項目 区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所、電話）
医療	災害発生・感染症流行時における消毒業務等に関する協定書	一般社団法人茨城県 ペストコントロール協会	R2.4.2	消毒業務等の協力	水戸市元吉田町1736-8 029-248-3011
	災害時等における医療活動に関する協定書	公益社団法人 茨城県看護協会	R3.6.30	災害時の医療活動	水戸市緑町3-5-5 029-221-6900
物資	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	いばらきコープ 生活協同組合	H16.3.1	災害救助に必要な物資の調達	小美玉市西郷地1703 0299-48-3243
	災害時における救援活動に関する協定書	イオンモール株式会社 イオンモール水戸内原 イオンリテール株式会社 イオン水戸内原店 イオンリテール株式会社 イオンスタイル水戸下市	H18.8.24	災害救助に必要な物資の調達	水戸市中原町135 029-259-1021 水戸市中原町135 029-259-1400
	災害時における物資の供給に関する協定書	一般社団法人 茨城県高圧ガス 保安協会水戸支部	H24.8.21	災害時のガス燃料の確保	水戸市姫子1-97 029-255-2051
	災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書	生活協同組合 バルシステム茨城	H25.1.18	生活必需物資の調達及び安定供給、物価等の生活情報の収集・提供活動等	水戸市梅香2-1-39 029-227-2225
	災害時における支援協力に関すること	茨城県石油業協同組合	H29.12.20	災害時の燃料の確保	水戸市桜川2-2-35 029-224-2421
	災害時における物資供給及び店舗営業の継続・早期再開に関すること	株式会社 セブンイレブン・ジャパン 株式会社 ヨークベニマル	H30.6.15	災害救助に必要な物資の調達	東京都千代田区二番町 8-8 029-231-6101 福島県郡山市朝日2丁目 18-2 024-924-3111
	災害時における生活物資などの供給協力に関する協定書	株式会社カインズ	R2.3.30	災害救助に必要な物資の調達	埼玉県本庄市早稲田の 杜1-2-1 0495-88-7874

水戸市市民センター施設状況

令和2年10月1日現在

番号	施設名	電話番号	所在地	構 造	対象学区
1	三 の 丸 市民センター	224-6600	三の丸1丁目6-60	鉄筋コンクリート3階	三の丸
2	五 軒 市民センター	226-4156	五軒町1丁目2-12	鉄骨鉄筋コンクリート6階	五 軒
3	新 荘 市民センター	221-7851	新荘2丁目11-2	鉄骨平家	新 荘
4	城 東 市民センター	221-9974	城東3丁目1-47	鉄筋コンクリート2階	城 東
5	竹 隈 市民センター	231-2045	柳町2丁目5-8	鉄筋コンクリート2階	浜 田
6	常 磐 市民センター	233-7005	西原1丁目3-12	鉄骨平家	常 磐
7	緑 岡 市民センター	241-1510	見川町2563	鉄骨平家	緑 岡
8	寿 市民センター	241-4011	平須町1636	鉄骨平家	寿
9	上 大 野 市民センター	233-3401	吉沼町1768-2	鉄骨平家	上大野
10	柳 河 市民センター	226-8256	柳河町673-1	鉄骨平家	柳 河
11	渡 里 市民センター	221-4511	堀町466-7	鉄骨2階一部平家	渡 里
12	吉 田 市民センター	247-5026	元吉田町1736-5	鉄筋コンクリート2階	吉 田
13	酒 門 市民センター	247-1356	酒門町1374-6	鉄筋コンクリート平家	酒 門
14	石 川 市民センター	252-2989	石川2丁目4243	鉄骨平家	石 川
15	飯 富 市民センター	229-7832	飯富町4449-8	鉄骨2階一部平家	飯 富
16	国 田 市民センター	239-7105	下国井町1212-4	鉄骨平家	国 田
17	桜 川 市民センター	251-0359	河和田町2894-4	鉄骨平家	河和田
18	上 中 妻 市民センター	251-9402	大塚町1157-1	鉄骨平家	上中妻
19	山 根 市民センター	252-0966	全隈町78-1	鉄骨平家	双葉台
20	見 川 市民センター	243-6733	見川2丁目179-1	鉄骨平家	見 川
21	千 波 市民センター	243-3174	千波町1396-4	鉄骨2階一部平家	千 波
22	見 和 市民センター	253-1273	見和2丁目224-1	鉄骨平家	梅が丘

番号	施設名	電話番号	所在地	構 造	対象学区
23	双葉台 市民センター	251-3991	双葉台2丁目1-5	鉄骨平家	双葉台
24	笠原 市民センター	243-3769	笠原町358-5	鉄骨平家	笠原
25	赤塚 市民センター	252-4090	河和田3丁目2329-3	鉄骨平家	赤塚
26	吉沢 市民センター	247-1989	吉沢町243-3	鉄筋コンクリート平家	吉沢
27	堀原 市民センター	252-2750	新原1丁目9-16	鉄骨平家	堀原
28	下大野 市民センター	269-1288	下大野6094-1	鉄筋コンクリート平家	下大野
29	稲荷第一 市民センター	269-2213	大串町2134	鉄筋コンクリート3階	稲荷第一
30	稲荷第二 市民センター	269-1031	栗崎町1695-4	鉄筋コンクリート平家	稲荷第二
31	大場 市民センター	269-1006	大場町2283-1	鉄筋コンクリート平家	大場
32	鯉淵 市民センター	259-7821	鯉淵町2989-2	鉄骨平家	鯉淵
33	妻里 市民センター	259-6665	有賀町2242	鉄骨平家	妻里
34	内原 市民センター	259-4044	内原町1395-6	鉄筋コンクリート2階	内原

水戸市立小・中学校・幼稚園施設状況

(小学校)

令和3年4月1日現在

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積 (㎡)	屋体保有面積 (㎡) ※クラブ ハウスを含む	校地面積 (㎡)
1	三の丸 小	224-4533	三の丸1丁目6-51	4,228	940	18,346
2	五 軒 小	224-2900	金町3丁目2-25	6,109	※ 1,145	39,391
3	新 荘 小	221-4659	新荘2丁目11-1	5,197	※ 1,121	19,029
4	城 東 小	231-4297	城東2丁目7-62	6,027	945	23,557
5	浜 田 小	224-2717	浜田1丁目1-1	6,236	800	21,442
6	常 磐 小	224-2272	西原1丁目3-12	6,522	1,164	28,867
7	緑 岡 小	241-1923	見川町2563	6,162	※ 1,414	24,834
8	寿 小	241-0854	平須町1809-1	4,861	922	19,080
9	上大野 小	221-6242	東大野106-1	1,757	800	12,780
10	柳 河 小	221-5997	柳河町318-1	2,378	800	13,896
11	渡 里 小	221-6291	堀町468-1	5,924	1,049	23,380
12	吉 田 小	247-5252	元吉田町1757-1	5,680	900	26,821
13	酒 門 小	247-5952	酒門町1445-1	5,179	838	16,986
14	石 川 小	251-1519	石川4丁目4035	5,518	1,060	17,834
15	飯 富 小	229-7104	飯富町4420-1	3,184	531	12,380
16	河和田 小	251-9540	河和田町1019	4,234	※ 1,117	15,583
17	上中妻 小	251-9122	大塚町1086-2	3,230	725	17,561
18	見 川 小	241-1423	見川2丁目96-3	4,465	1,213	13,418
19	千 波 小	243-1021	千波町1538-1	5,666	801	21,253
20	梅が丘 小	253-0098	姫子1丁目827-2	5,484	936	19,654
21	双葉台 小	253-1862	双葉台5丁目26	6,062	945	28,170
22	笠 原 小	243-3261	笠原町347-17	4,446	800	25,401
23	赤 塚 小	253-4301	河和田2丁目2116-1	5,165	945	26,665
24	吉 沢 小	247-8113	吉沢町169-1	4,337	945	21,159
25	堀 原 小	251-3133	新原1丁目7-1	4,602	945	23,899
26	下大野 小	269-2003	塩崎町666	2,496	495	17,723

27	稲荷第一小	269-2253	大串町 142-1	4,602	※ 1,119	22,929
28	稲荷第二小	248-8011	百合が丘町 997-204	4,102	※ 1,119	28,438
29	大 場 小	269-2103	大場町 2489	2,912	1,057	11,738
30	鯉 淵 小	259-2239	鯉淵町 3000	4,376	641	18,917
31	妻 里 小	259-2034	中原町 682	3,601	611	17,448
32	内 原 小	259-4151	内原町 1451	3,706	938	29,338
	小 学 校 計	32 校		148,448	※ 29,781	677,917

(中学校)

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積 (㎡)	屋体保有面積 (㎡) ※クラブ ハウスを含む	校地面積 (㎡)
1	第 一 中	224-2424	東原 3 丁目 1-1	6,741	※ 1,422	25,988
2	第 二 中	224-4422	三の丸 2 丁目 9-22	6,149	※ 1,332	39,183
3	第 三 中	224-5508	朝日町 2882-1	7,657	※ 1,422	30,125
4	緑 岡 中	241-1069	見川町 2563-81	5,280	981	36,447
5	第 四 中	247-5554	元吉田町 1987-3	6,499	1,020	33,370
6	飯 富 中	229-7132	飯富町 4479-1	2,228	※ 1,030	19,753
7	赤 塚 中	251-9435	河和田 1 丁目 1708-4	5,673	※ 1,425	24,589
8	第 五 中	251-1414	堀町 1166-1	6,088	1,232	29,108
9	見 川 中	241-2309	見川 2 丁目 98	7,517	1,482	30,528
10	双葉台 中	253-1861	双葉台 5 丁目 27	4,411	796	27,189
11	笠 原 中	241-5363	笠原町 417-3	5,275	1,020	32,140
12	石 川 中	254-1700	堀町 2304-2	4,780	945	27,283
13	千 波 中	248-4080	元吉田町 599-2	5,303	※ 1,347	31,801
14	常 澄 中	269-2116	塩崎町 1016	5,445	※ 1,465	27,934
15	内 原 中	259-2032	内原町 1463-29	5,587	1,085	38,400
	中 学 校 計	15 校		84,633	※ 18,004	453,838

(義務教育学校)

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積 (㎡)	屋体保有面積 (㎡)	校地面積 (㎡)
1	国田義務教育	239-7118 236-7125	下国井町 2595-1	4,536	1,419	29,193
	義務教育学校計	1校		4,536	1,419	29,193

(幼稚園)

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積 (㎡)	屋体保有面積 (㎡)	校地面積 (㎡)
1	城 東 幼	221-9220	城東2丁目7-11	528		(小学校敷地に併設)
2	浜 田 幼	221-5268	浜田1丁目1-2	622		〃
3	常 磐 幼	221-6426	西原1丁目3-65	551		〃
4	緑 岡 幼	241-1319	見川町 2563	885		〃
5	見 川 幼	241-1926	見川2丁目96-18	361		1,789
6	寿 幼	241-4595	平須町 1761	611		3,420
7	千 波 幼	243-1022	千波町 1443-2	706		3,643
8	国 田 幼	239-7401	下国井町 2595-1	143		(国田義務教育学校内で保育)
9	酒 門 幼	247-7980	酒門町 1245-3	530		2,492
10	飯 富 幼	229-8251	飯富町 4420-1	190		小学校内で保育
11	梅が丘 幼	253-0097	姫子1丁目823-14	556		1,644
12	吉田が丘幼	247-8145	元吉田町 1736-9	412		3,213
13	笠 原 幼	243-4124	笠原町 92-1	415		3,333
14	稲荷第二幼	248-2766	百合が丘町 997-204	482		(小学校敷地に併設)
15	妻 里 幼	259-2624	有賀町 2249-2	608		2,011
	幼稚園計	15園		7,600		21,545

(認定こども園〔幼稚園型〕)

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積 (㎡)	屋体保有面積 (㎡)	校地面積 (㎡)
1	石川認定こども園	252-2990	石川4丁目4037-6	504		2,749
	こども園〔幼稚園型〕計	1園		504		2,749

(認定こども園〔幼保連携型〕)

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積 (㎡)	屋体保有面積 (㎡)	校地面積 (㎡)
1	常澄認定こども園	269-4592	大串町789-2	957		6,004
2	内原認定こども園	259-4656	内原町720-1	1,038		4,043
	こども園〔幼保連携型〕計	2園		1,995		10,047

(保育所)

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積 (㎡)	屋体保有面積 (㎡)	校地面積 (㎡)
1	白 梅 保	304-2070	元吉田町3250-1	899		3,350
2	杉 山 保	221-7219	三の丸3丁目12-5	740		4,153
3	新 原 保	251-2262	新原2丁目6-20	645		2,600
4	緑 岡 保	241-0707	見川町2131-1519	589		2,649
5	城 東 保	231-5972	城東2丁目6-39	452		1,894
6	平 須 保	241-1172	平須町1820-7	423		1,671
7	渡 里 保	224-8908	堀町480-7	445		2,602
8	若 宮 保	226-3923	若宮1丁目10-30	421		1,906
9	河和田 保	253-1482	河和田3丁目2536-2	852		4,343
10	双葉台 保	252-8749	双葉台2丁目19	433		2,011
11	一の牧 保	243-8899	見川町2131-1741	385		1,999
	保 育 所 計	11所		6,284		29,177

水戸市老人福祉施設状況

(養護老人ホーム)

令和 2 年 10 月 1 日現在

名 称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
愛友園	(福)愛友園	緑町 3 丁目 9-35	221-6157	○
開江老人ホーム	(福)水戸市社会福祉協議会	双葉台 4 丁目 254-1	251-2619	○

(特別養護老人ホーム)

名 称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
ライフピア青柳	(福)恒勝会	青柳町 3796	224-5855	○
桜川陽だまり館	(福)愛の会	河和田町 58	257-7011	○
ライフピア河和田	(福)恒勝会	河和田町 4126-201	257-6411	○
もみじ館	(福)北養会	鯉淵町 2222-1	259-9295	○
森の家ひらす	(福)高福会	小吹町 702-1	240-3155	○
ヴィレッジみと	(福)公重会	小吹町 2053-36	243-6008	○
アクティブハートさかど	(福)豊心の会	酒門町 4390	248-5511	○
はぎの郷	(福)木犀会	酒門町 2946-3	291-7780	○
グリーンハウスみと	(福)尚生会	塩崎町 3503	240-5580	○
東野の家	(福)徳泉会	東野町 215-1	247-1551	○
もくせい	(福)北養会	東原 3 丁目 2-7	303-7373	○
ケアステーション藤が原	(福)親愛会	藤井町 1117-1488	222-9988	○
長生園	(福)北養会	堀町 1185	251-5345	○
渡里すずらん苑	(福)北友会	堀町 95	257-9555	○
フォレストヴィラ水戸	(福)鳳凰会	全隈町 1256-7	253-6551	○
ケアステーション梅寿園	(福)親愛会	見川町 1820-17	243-5322	○
愛友園	(福)愛友園	緑町 3 丁目 9-35	221-6157	○
ユーアイの家	(福)ユーアイ村	吉沼町 1839-1	222-1822	○
かさはら	(福)高福会	笠原町 75-3	243-3715	○
祐功の館	(福)祐徳会	飯島町 1308-1	353-7011	○
双葉陽だまり館	(福)愛の会	開江町 7	306-7521	○
樺倶楽部	(福)樅山会	酒門町 3158	350-2055	○
かたくりの郷	(福)翠清福祉会	大塚町 1763-12	297-5220	○
みと東部特別養護老人ホーム	(福)仁心会	酒門町 1177-3	350-6100	○
ヴィレッジみと桜ノ牧館	(福)公重会	小吹町 2053 番地 36	291-7150	—

(ケアハウス)

名 称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
サンピア	(福)サンピア	内原町 122-3	259-5656	○
ハートピア水戸	(福)愛の会	大塚町 1803-26	255-3211	○
あんず館	(福)北養会	河和田町 3334-1	255-0045	○
ケアハウスみと	(福)翠清福祉会	酒門町 4231-2	246-1112	○

みどりおか	(福)親愛会	見川町 1820-16	305-3300	○
-------	--------	-------------	----------	---

(老人デイサービスセンター)

名 称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
ライフピア青柳通所介護事業所	(福)恒勝会	青柳町 3796	224-5855	—
なごみの家	NPOなごみの家	青柳町 4713	353-6753	—
老人デイサービスセンター あかつか	(福)水戸市社会福祉協議会	赤塚 1 丁目 1	309-7733	○
コープ菜の花デイサービスセンタ ー	いばらきコープ生活協同組合	赤塚 1 丁目 2029-121	257-7870	—
デイサービスなかよしの森	(有)ファスト	赤塚 2 丁目 2028-26	255-9771	—
デイサービスセンター 祐功の館	(福)祐徳会	飯島町 1308-1	353-7011	—
ゆりかごデイサービス	(株)ゆりかご	飯富町 3467-1	222-9666	—
ゆりかご あつとホーム	(株)ゆりかご	飯富町 3467-1	222-9668	—
ゆりかご☆ファイト	(株)ゆりかご	飯富町 3467-1	222-9666	—
デイサービス ここいち内原	(株)いっしん	内原町 1 丁目 168	259-0761	—
サンピア デイサービスセンター	(福)サンピア	内原 126	259-2666	—
デイサービス てんしん	合同会社天真	内原町 817-2	259-0102	—
デイホームゆめ	(株)Mie Corporation	内原町 845-1	259-5355	—
デイサービスはらだ	(医)三真会	内原町 846-2	259-2496	—
ケアステーションあさひ水戸内原	(株)ヴァティ	内原町 910-1	259-0180	—
デイホーム アリア 大串	(株)アリア	大串町 876	353-7961	—
デイサービスここいち水戸	(株)いっしん	大塚町 1612-2	353-6761	—
ケアレジデンス水戸新館 デイサービスセンター	(株)ケアレジデンス	大塚町 1741	251-6602	—
レッツ倶楽部水戸	(有)マイシティー	笠原町 1191-2 第一斉藤ビル 101 号室	305-5022	—
デイサービス オリーブ かさはら	(株)エムケア	笠原町 1200-13	246-6030	—
茶話本舗デイサービス上水戸亭	(株)HRT	上水戸 1 丁目 2-34	222-5605	—
デイサービスセンター 悠壽上水戸	(株)蒼杜	上水戸 2 丁目 7-11	353-8988	—
ニチイケアセンター上水戸	(株)ニチイ学館	上水戸 4 丁目 6-45	257-8050	—
NPO法人 いきいきほろの里	NPOいきいきほろの里	萱場町 1013-7	255-5671	—
通所介護事業所 桜川陽だまり館	(福)愛の会	河和田町 58	257-7011	—
介護予防デイサービスセンター 元気はつらつ館	(株)テンドーケアジャパン	河和田町 1181-1	309-5581	—
ケアサービス 24(休止中)	(株)タカ	河和田町 1109-1	257-9367	—
ケアサービス 25(休止中)	(株)タカ	河和田町 1109-1	257-9367	—
フロイデ総合在宅サポートセンタ ー水戸河和田	(医)博仁会	河和田町 2893	257-1755	—

医療法人社団北水会 リハビリ デイサービスセンターかわわだ	(医)北水会	河和田町 3003-1	257-6617	—
ライフピア河和田 通所介護事業所	(福)恒勝会	河和田町 4126-201	257-6411	—
かたくりケアセンターもくせい	(福)翠清福社会	河和田町 4510-1	255-1818	—
オレンジケア水戸デイサービスセ ンター	ログ建築(株)	河和田 1 丁目 1704-12	306-8273	—
あおぞらデイサービスひまわり	(有)ファイブアローズ	河和田 1 丁目 2430-4	251-4122	—
ケアセンターきらり	(株)イディア・コーポレーシ ョン	河和田 1 丁目 2444-2	309-4165	—
総合福祉ツクイ水戸赤塚	(株)ツクイ	河和田 2 丁目 1-16	309-5131	—
つねずみ接骨院リハビリデイサー ビス	(有)つねずみ接骨院	栗崎町 1561-1	240-5885	—
デイサービス ケアプラスけやき台	(株)キャリアプラス	けやき台 1 丁目 53-1	247-2979	—
デイサービスセンターもみじ館	(福)北養会	鯉淵町 2222-1	259-9295	—
レッツ文化村 いきいきこいぶち	(株)レッツ文化村	鯉淵町 4888-66	239-5788	—
デイサービス笑がお	サンハート(株)	鯉淵町 6123-223	306-8699	—
ケアレンジデンス水戸 デイサービスセンター五軒町	(株)ケアレジデンス	五軒町 3 丁目 4-7	300-5120	—
我がまま館	(株)栄光通商	小吹町 267-250	305-6575	—
デイサービスセンター 森の家ひらす	(福)高福会	小吹町 702-1	240-3155	—
特別養護老人ホーム はぎの郷	(福)木犀会	酒門町 2946-3	291-7780	—
デイサービスセンター・リビング	(有)オオモリ・ケアサービス	酒門町 3248	304-6884	—
フロイデ総合在宅 SC 水戸けやき 台小規模デイサービスつどいの家	(医)博仁会	酒門町 3282-6	291-3311	—
フロイデ総合在宅サポート センター水戸けやき台	(医)博仁会	酒門町千束 3283-1	304-1515	—
デイサービスセンターさかど	(福)翠清福社会	酒門町 4231-2	246-1113	—
デイサービスセンターアクティブ ハートさかど	(福)豊心の会	酒門町 4390	248-5511	—
デイサービスセンター お多福	N P O 認知症ケア研究所	酒門町 4637-2	240-1556	—
通所介護センターグリーンハウス みと	(福)尚生会	塩崎町 3503	240-5580	—
デイサービスあすか	(有)アンビション	島田町 3403-1	266-3337	—
レッツ文化村	(株)レッツ文化村	下野町 311-5	257-5555	—
デイサービス ハートライフ城東	(株)ハートライフ	城東 3 丁目 2-23	291-3303	—
助川接骨院 機能訓練特化型デイサービス	合同会社武心	末広町 1 丁目 4-11	233-9275	—
茶話本舗デイサービス住吉亭	(株)フィールドスカイ	住吉町 22-14	248-0655	—

アサミ園 デイサービス	(有)アサミ	住吉町 60	247-0549	—
デイサービスセンター 千波湖倶楽部	(医)相川会	千波町 214-6	243-2822	—
ご長寿くらぶ水戸千波デイサービスセンター	(株)アーバン・アーキテック	千波町 291	291-6205	—
おさえんデイセンター	(株)JHGメディカル	千波町 369-8	246-5007	—
デイサロン千波山	(福)樫山会	千波町 508-63	305-1888	—
茶話本舗デイサービス千波亭	(株)フィールドスカイ	千波町 598-10	244-1250	—
リハビリ専門デイサービス たんぽぽ	(株)オーガスタ	千波町 1264-5	291-3225	—
ジョイリハ 千波緑岡	(株)グッド・オフ	千波町 1799-5	244-4066	—
総合福祉ツクイ水戸千波	(株)ツクイ	千波町 2049-2	305-3351	—
デイサービスセンターなご家水戸 千波サービス	(株)レオ・ケア	千波町 2274-10	291-5328	—
デイサービス桜香	(有)オルソメディカルサービス	千波町 2776-16	353-8386	—
デイサービス野ばら	(株)マネジメントセンター	千波町 2872-35	306-7742	—
ツクイ・サンフォレスト水戸	(株)ツクイ	中央 2 丁目 6-32	303-3151	—
デイサービス 東野の家	(福)徳泉会	東野町 215-1	247-1551	—
デイサービスまごころの家赤塚	コンテック(株)	中丸町 270	309-0056	—
デイサービスセンターしゃらく	(医)協栄会	中丸町 604-1	257-2565	—
デイサービス 百寿庵	(有)関東メディア	中丸町 2052-9	212-3591	—
アシストケアクラブ水戸北	(株)鳳凰ライフケア	袴塚 3 丁目 10-15	353-8915	—
ホームケア心の里デイサービスセンター	(株)BHC	東赤塚 4353	254-6610	—
アズハイム水戸デイサービスセンター	(株)アズパートナーズ	東原 1 丁目 2-40	302-7150	—
デイサービスセンターもくせい	(福)北養会	東原 3 丁目 2-7	303-7373	—
デイデイサービスセンター アテンドハウス・ウエスト	(福)北養会	東原 3-2-12	303-2005	—
デイサービス ふたば	合同会社 はらだ	姫子 2 丁目 33 G コート南赤塚 103 号	246-5003	—
デイサービスセンター はーとぴあ	(福)愛の会	開江町 8	257-6001	—
桔梗 デイサービス	茨城ケアサービス(株)	平須町 2-72	305-3225	—
茶話本舗デイサービス平須亭 (休止中)	(株)フィールドスカイ	平須町 1628-467	244-1369	—
デイサービスセンターひらす	茨城保健生活協同組合	平須町 1819-34	241-8054	—
デイサービス ローズ苑みと	(株)県央福祉サービス	開江町 297-2	306-8021	—
デイホームローズガーデン	原口商事(株)	平須町 957-3	350-1088	—
デイホーム 暖	原口商事(株)	平須町 1075-2	297-9668	—

デイサービス かりん	(株)ウェルフェア水戸	平須町 1820-122	291-8961	—
デイホーム 花音	(株)花音	平須町 1828-539	305-5265	—
デイサービスセンター Distage 悠壽	(株)蒼社	堀町 1075-11	353-7522	—
デイサービス・どすこい	(株)オオモリ・ケアサービス	藤井町 878-1	229-8885	—
デイ 藤が原	(福)親愛会	藤井町 1117-1488	222-9988	—
渡里すずらん苑 デイサービスセンター	(福)北友会	堀町 95	257-9555	—
デイサービスセンター さとのこハウス水戸堀町	ウエルシア介護サービス(株)	堀町 878-3	309-0058	—
デイサービス まごころの家水戸堀町	コンテック(株)	堀町 920-1	309-1250	—
デイサービス野ばら堀町館	(有)クレーンマーケット	堀町 1147-125	353-8951	—
デイサービスセンター 長生園	(福)北養会	堀町 1185	251-5345	—
種村デイサービス	(有)アニテック	堀町 2294-10	212-7887	—
さくらさくら	(福)親愛会	本町 1 丁目 9-2	350-5550	—
デイサービス野ばら てまり館	マネジメントセンター	本町 2 丁目 5-18	353-7933	—
デイサービスセンターフォレスト ヴィラ水戸	(福)聖蘭会	全隈町 1256-7	253-6551	—
ケアサービス 2 8 (休止中)	(株)タカ	松本町 1-3	257-9367	—
デイ緑岡	(福)親愛会	見川町 1820-17	243-7709	—
明日葉ケアセンター	(有)エリア・ネットワーク・ サービス	見川町丹下一ノ牧 2131-1303	305-6911	—
デイサービス水戸桑林	(株)桑林	見川町 2537-2	243-3335	—
ほっと水戸 デイサービスセンター	(有)ほっと水戸	見川 2 丁目 93-4	305-1677	—
デイサービス はな・はな	(株)227	見川 2 丁目 95-6	306-8877	—
フィットネスデイ 樹樹	(株)ケア・アミティ	見川 4 丁目 447-1	303-6234	—
木の葉リハステージ	(株)ケア・アミティ	見川 4 丁目 447-1	353-8702	—
デイサービスゆうみん 水戸見川店 (休止中)	(株)オーシーエス	見川 4 丁目 504-18	241-5113	—
あおぞらデイサービス水戸	(有)ファイブアローズ	見川 5-1250-6	252-0838	—
デイサービスセンターつぐみ	(株)ケアセンターつぐみ	緑町 3 丁目 9-12	291-6058	—
水戸ケアセンターそよ風	(株)ユニマットそよ風	見和 1 丁目 298-9	309-1281	—
マイカイフィットネスクラブ見和	(株)エースプロジェクト	見和 2-191-1 緑川ビル 1F	353-8367	—
デイサービスセンター 輝	(株)愛優	見和 3 丁目 1398-67	306-7342	—
ケアレジデンス水戸 デイサービスセンター元吉田館	(株)ケアレジデンス	元吉田町 223	309-3301	—
デイサービス まごころの家水戸駅南	コンテック(株)	元吉田町 575-1	239-5820	—

ムーランリッツ水戸	(株)理研機能食品研究所	元吉田町 779-2	304-6550	—
聖愛園元吉田デイサービスセンター	(福)聖愛会	元吉田町 894-16	353-6100	—
デイサービスセンターお多福 元吉田	N P O 認知症ケア研究所	元吉田町 1691-2	291-3660	—
デイサービス光ホーム	(有)光ホームヘルプ	元吉田町 1023-7	240-0656	—
コミュニティガーデン百合が丘	(株)ケアレジデンス	百合が丘町 814-524	304-5321	—
フルールみとみなみ	(有)ブリッジ	吉沢町 115-1	304-6032	—
茶話本舗デイサービスセンター 水戸吉沢亭	(有)ユージン	吉沢町 569-50	303-8820	—
通所介護事業所 ユーアイの家	(福)ユーアイ村	吉沼町 1839-1	222-1822	—
デイサービス ヘルサ	(株)サンテ	米沢町 82-3	304-6020	—
デイサービス百合が丘	(株)カインドケア水戸	六反田町 1000-2	306-8761	—
茶話本舗デイサービス笑むの里	(株)エムサン	渡里町 2412-4	239-5122	—

(地域包括支援センター)

名 称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
水戸市地域包括支援センター	直営	中央 1-4-1 水戸市役所高齢福祉 課内	232-9110	—

(高齢者支援センター)

名 称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
中央高齢者支援センター (「水高スクエア」内)	(医)北水会	東原 3 丁目 2-9	306-9582	—
東部高齢者支援センター (「まるごとカフェ」内)	(福)ユーアイ村	吉沼町 1839-1	246-6216	—
南部第一高齢者支援センター (「ケアハウスみと」内)	(福)翠清福祉会	酒門町 4231-2	246-5690	—
南部第二高齢者支援センター (「葉山荘」内)	水戸市	千波町 1677	241-4821	—
北部高齢者支援センター (「はあもにか」隣)	(医)協栄会	石川 4 丁目 4039-26	246-6003	—
西部高齢者支援センター (旧地区センター内)	(福)翠清福祉会	双葉台 2 丁目 1	246-6333	—
常澄高齢者支援センター (「グリーンハウスみと」内)	(福)尚生会	塩崎町 3503	246-6155	—
内原高齢者支援センター (「もみじ館」内)	(福)北養会	鯉淵町 2222-1	257-5466	—

(老人福祉センター)

名 称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
いきいき交流センター柳堤荘	水戸市	本町 1 丁目 3-28	221-5761	○
いきいき交流センターあかね荘	水戸市	石川 2 丁目 4094-1	252-5868	○
いきいき交流センター葉山荘	水戸市	千波町 1677	243-5508	○
いきいき交流センター長者山荘	水戸市	渡里 3201-3	228-0723	○
いきいき交流センター常澄	水戸市	大場町 472-1	240-5255	○
いきいき交流センターふれしあ	水戸市	吉沢町 850	247-6377	○
いきいき交流センターあじさい	水戸市	末広町 2 丁目 3-13	232-0012	○

(認知症高齢者グループホーム)

名 称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
アサミ園	(有)アサミ	住吉町 60	247-0549	—
いろり端水戸	(福)愛の会	開江町国置 8	257-6666	—
グループホームハイブリッジ	(有)ハイブリッジ	米沢町 98-1	304-0190	—
ケアホーム日なた家	(株)ハートピア	酒門町 1739	304-6677	—
グループホームお母さんの家	(有)敬愛	小吹町 2297-17	241-6610	—
グループホームあすなろ	(有)アンビション	島田町 3403-1	267-7301	—
グループホームむくげ	(医)正信会	笠原町 358-2	305-5666	—
グループホームぐるんぱの杜	(株)四方建築設計事務所	大串町 116-4	240-5678	—
水戸ケアセンターそよ風	(株)ユニマツ リタイアメント・コミュニティ	見和 1 丁目 298-9	309-1281	—
グループホームかたくり	(福)翠清福祉会	河和田町 4517-1	309-5622	—
グループホームゆう	(有)ドゥ・ライフ	元石川町 2523	247-3177	—
グループホーム堀安の舎	(有)共同生活舎	堀町 1319	255-6541	—
グループホームすばる	ホシサン工業(株)	東野町 96-5	246-1105	—
グループホーム暖	原口商事(株)	小吹町 267-87	244-0022	—
グループホームすみれ	(医)正信会	小吹町 3135-1	305-5010	—
グループホームなのはな	(医)正信会	鯉淵 4708-41	257-0601	—
グループホームしゃらく	(医)協栄会	中丸町 604-1	257-2565	—
グループホームハイジの丘	衛検産業(株)	住吉町 302-1	247-2448	—
グループホームあしたば	(有)エリア・ネットワーク・サービス	見川町丹下一ノ牧 2131-1303	305-6914	—
グループホームいっしん館水戸	(株)いっしん	大塚町 1612-14	253-6547	—
グループホームひかり	(株)伊藤建設	小吹町 267-43	240-3511	—
グループホームいっしん館内原	(株)いっしん	杉崎町 195-1	257-5580	—
グループホーム小吹ケアセンター	(有)サンパル	小吹町 710-1	305-6800	—
グループホームメロン	(株)トゥルーケア	平戸町舟渡 380-1	264-5111	—
グループホームばなな	(株)トゥルーケア	河和田町 4433-40	257-6100	—
グループホームいちご	(医)愛優会	笠原町 1614-9	305-3077	—

グループホームうちはら	(医)正信会	鯉淵町 4708-41	259-0577	—
-------------	--------	-------------	----------	---

(有料老人ホーム)

名 称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
ケアレジデンス水戸本館	(株)ケアレジデンス	大塚町 1661	252-6615	—
ケアレジデンス水戸新館	(株)ケアレジデンス	大塚町 1741	255-3336	—
ケアレジデンス水戸元吉田館	(株)ケアレジデンス	元吉田町 223	309-3301	—
ローズヴィラ水戸	(財)安寿苑	堀町 1444-1	254-8111	—
やすらぎ梅寿園	(福)親愛会	見川町 1820-17	241-1210	—
べるびー水戸	(医)それいゆ会	赤塚 1 丁目 1 ミオスビル 3F	309-0770	—
コンフォルト水戸	(有)ケアハーモニー	新荘 3 丁目 8-18	302-1135	—
はびね水戸	グリーンライフ東日本(株)	堀町 915-1	257-1780	—
しまナーシングホーム河和田	(株)しまナーシングホーム	河和田 3 丁目 2351-1	257-1377	—
しまナーシングホーム平須	(株)しまナーシングホーム	平須町 1416	305-5800	—
しまナーシングホームガーデン	(株)しまナーシングホーム	河和田町 3461	297-8120	—
モデスティア水戸	(株)日本エイジレス・ライフ・コア	平須町 2205	244-1110	—
介護専用棟マリアン	(財)安寿苑	堀町 1444-1	309-4477	—

(介護老人保健施設)

名 称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
くるみ館	(福)北養会	河和田町 3335-1	255-4774	—
ナーシングホームかたくり	(福)翠清福祉会	河和田町 4516-1	255-5222	—
こすもびあ	(医)協栄会	石川 4 丁目 4027	252-4777	—
つねずみ	(医)相川会	大場町 2-14	247-6250	—
つまさと	(医)省和会	有賀町 2228	259-7677	—
みがわ	(医)大橋会	見川町 2131-105	305-6868	—
はあもにか	(医)協栄会	石川 4 丁目 4039-26	254-5777	—
大串の里	(医)鳳香会	大串町 584-1	269-6477	—
はなみずき	(福)北養会	東原 3 丁目 2-8	303-3501	—
しもいち	(医)青潤会	柳町 2 丁目 10-11	231-2341	—
ひまわり水戸	(医)古宿会	百合が丘町 814-477	240-1007	—
渡里の里	(医)鳳香会	渡里町 285-1	353-6300	—

水戸市障害福祉施設状況

(1) 障害福祉サービス事業所

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
ユーアイファクトリー	生活介護	(社)ユーアイ村	吉沼町 1843-3	350-9202
ユーアイキッチン	就労移行支援	(社)ユーアイ村	吉沼町 1429-12 まるごとカフェ内	212-3775
	就労継続支援(B型)			
スペース・ドリーム	生活介護	(社)木犀会	住吉町 148-8	304-6860
	就労継続支援(B型)		住吉町 210-1 1 階	
水戸どんぐりの家	生活介護	(社)育実会	田野町 831-1	229-8860
水戸市身体障害者就労支援施設のぞみ	就労移行支援	水戸市	河和田町 123-1	257-8861
	就労継続支援(B型)			
育心園	生活介護	(社)清香会	酒門町 4280-2	247-5151
もちの木作業所	生活介護	(社)木犀会	田島町 133	257-0020
	就労継続支援(B型)			
障害福祉サービス事業所 かがやき	生活介護	(社)友幸会	下大野町 6743-1	269-1181
	就労移行支援			
	就労継続支援(B型)			
水戸市知的障害者就労支援施設はげみ	就労継続支援(B型)	水戸市	河和田町 123-1	254-6600
水戸市知的障害者就労支援施設みのり	就労継続支援(B型)	水戸市	文京 1-2-24	233-2468
水戸市身体障害者福祉センターつどい	生活介護	水戸市	河和田町 123-1	254-6600
水戸市福祉作業所むつみ	生活介護	水戸市	河和田町 123-1	254-6600
	自立訓練(生活訓練)			
水戸市重症心身障害児 (者) 通園施設あけぼの学園	生活介護	水戸市	見川 5-127-91	253-1076
通所生活施設 きつつきの家	生活介護	(特非)心身障害児 者療育会きつつき 会	堀町 227-3	252-4527
	自立訓練(生活訓練)			
やまびこ作業所	就労移行支援	(特非)オプティマ ム	平須町 1225-3	244-5556
	就労継続支援(B型)			
(特非) 法人 ボイス社	就労移行支援	(特非)ボイス社	平須町 1657-11	241-0944
	就労継続支援(B型)			
	就労定着支援			

障がい者自立支援事業所 ディライトホーム	生活介護	(社)ひだまり会	加倉井町 104	254-7814
	自立訓練(生活訓練)			
	就労移行支援			
	就労継続支援(B型)			
ショートステイあんじゅ	短期入所	(有)アンビション	島田町 3403-1	266-0123
就労継続支援事業所 「すみれ」	就労継続支援(B型)	(特非)朋秀会	開江町 1988-1	252-8977
就労支援事業所水戸市リ サイクルセンター	就労移行支援	水戸市	下入野 2100	090-2729-0487
	就労継続支援(A型)			
くれよん工房	就労移行支援	(社)くれよん	元吉田町 1873-8	247-9040
	就労継続支援(B型)			
聴覚障がい者就労支援施設 工房ふくろう	就労継続支援(B型)	(特非)ふくろう	双葉台 2-1	253-2960
精神障害者自立支援事業 所ひだまり	生活介護	水戸市	笠原町 1370-1	243-3601
	自立訓練(生活訓練)			
	就労移行支援			
	就労継続支援(B型)			
かしの木 水戸	就労移行支援	(社)やまびこの里 福祉会	水府町 1544-1	297-8757
	就労継続支援(B型)			
ハミルトン	就労移行支援	(株)セレンディピ ティ	東赤塚 2164-1	246-5335
	就労継続支援(A型)			
	就労継続支援(B型)			
スリーアール水戸	短期入所	(特非)スリーアール 茨城	住吉町 269-3	246-3314
	就労移行支援			
	就労継続支援(B型)			
	就労定着支援			
障害福祉サービス事業所 きらきら	生活介護	(社)友幸会	開江町 483-1	255-5541
就労支援事業所あかつか	就労継続支援(B型)	水戸市	赤塚 1-1	254-8786
スマイル水戸 かがやき	就労移行支援	(特非)喜友会	見和 3-568-3	251-5882
	就労継続支援(B型)			
短期入所 そら	短期入所	(特非)宙の会	見川町 2563-475	243-3159
たけのこ	生活介護	(同)ライフパート ナー	元石川町 2523-2	248-7009
	自立訓練(生活訓練)			
	就労移行支援			
	就労継続支援(B型)			
なかよし館	就労移行支援	(特非)大成会	堀町 652-5	252-8577
	就労継続支援(B型)			

障害者自立支援センター ゆきわりそう	生活介護	(社)ひだまり会	笠原町 1006-1	244-0901
	就労継続支援(B型)			
障害者自立支援センター みなみかぜ	生活介護	(社)ひだまり会	城東 4-1-41	233-2912
	就労移行支援			
	就労継続支援(B型)			
就労支援施設 オオドラワークス	就労移行支援	(有)はなぶさ	大足町 1011-1	259-5570
	就労継続支援(B型)			
おおぞら館	就労移行支援	(特非)友愛会	河和田町 5006	251-0010
	就労継続支援(B型)			
あい・愛・あかつか	生活介護	(有)オフィスリブ	赤塚 1-2010-12	353-7039
ライフステーション樹林 (きりん)	生活介護	(特非)だいち	堀町 767-1	291-4165
茨城県立あすなろの郷	生活介護	茨城県	杉崎町 1460	259-3121
ともにー	就労継続支援(A型)	(特非)茨城自立支援センター	見川町 2131-404	291-4154
フレンドハウス	就労移行支援	(特非)広栄会	城東 2-9-1 号	225-5865
	就労継続支援(B型)			
自立支援センター奏	就労継続支援(B型)	(特非)虹の会	笠原町 1492-2	244-2767
さばてん	就労移行支援	(特非)康生会	大塚町 1905-25	353-8138
	就労継続支援(B型)			
みらいの森	就労移行支援	(特非)未来会	西原 2-10-57 号	291-5141
	就労継続支援(B型)			
水戸自立支援センター グリーンカンパニーファーム	就労移行支援	(一社)グリーンカンパニー	河和田町 4359-7	239-3630
	就労継続支援(B型)			
レインボー	就労移行支援	(株)パートナーズ	飯富町 3562-5	353-7003
	就労継続支援(B型)			
	就労定着支援			
生活介護支援施設いずみ	生活介護	(社)梅寿会	泉町 2-4-21	302-6550
まなーるもちの木	生活介護	(社)木犀会	田島町 792-1	353-8976
愛正会記念 茨城福祉医療センター	療養介護	(社)愛正会	元吉田町 1872	353-7171
	短期入所			
スペース・ゆい	生活介護	(社)木犀会	吉沢町 742-1	291-5208
たけのこホーム	短期入所	(同)ライフパートナー	元石川町 2523-2	248-7009
特別就労支援センター ココカラ	就労移行支援	(株)Remember	城南 2-8-38 常磐第一ビル 4 階	224-0415
就労定着支援センター ココカラ	就労定着支援			
短期入所施設 蛭	短期入所	(特非)蛭の会	元吉田町 2115 の 3	231-8738

m i r a i e	就労移行支援	エスケーネクステージ(株)	千波町 2832-10	244-1294
	就労継続支援(A型)			
就労サポートセンター うさぎファクトリー	就労継続支援(B型)	(有)大槻流通サービス	小林町 1205-2	259-0141
オールマスターズ	就労継続支援(B型)	(株)オーバースロー	柵町 1-5-20	212-7008
障害者自立支援センター つばさ	生活介護	(社)ひだまり会	元山町 1-6-15	231-7374
	就労継続支援(B型)			
コテロ元吉田	短期入所	(株)オーバースロー	元吉田町 1328-3	291-3474
短期入所 にこの家	短期入所	(一社)サンメイト	元吉田町 2649-17	246-6756
self-A・アドバンフォー ス水戸堀町	就労継続支援(A型)	(株)茨城ブラネッツ福祉センター	堀町 916-4	350-6300
P A S A P A S ・ 菜の花ハウス	生活介護	(同)オフィスP A S A P A S	見川 2-109-1	244-2434
さくら	就労移行支援	(一社)春風	河和田 2-2230-37	350-1417
	就労継続支援(A型)			
	就労継続支援(B型)			
生活訓練センター ココカラ life	宿泊型自立訓練	(株)R e m e m b e r	城南 2-8-38 常磐第一ビル 4 階	224-0415
	自立訓練(生活訓練)			
就労継続支援事業所 ピアノッシモ	就労継続支援(B型)	(特非)ピアノッシモ	河和田町 151	257-8166
生活介護事業所 宙の会	生活介護	(特非)宙の会	笠原町 147-12	291-4607
就労移行支援事業所 宙の会	就労移行支援			
KURITA ワークサポートセ ンター「Work-Work」	就労継続支援(B型)	(一社)こころの未来創造舎	青柳町 3923-5	231-7066
就労支援サービス はじめの一步	就労移行支援	(一社)ぱすてるはうす	大工町 3-11-21	297-1160
	就労継続支援(B型)			
(同) 水戸就労ケアマネ ジメント	就労移行支援	(同)水戸就労ケアマネジメント	城南 1-2-43 NKCビル 406 号室	303-6222
ケアホームスマイルすみ よし	短期入所	(社)木犀会	住吉町 148-8	212-8324
あさひ弁当工房	就労継続支援(B型)	(株)オーバースロー	朝日町 2753-4	291-7387
self-A・アドバンフォー ス水戸駅南	就労継続支援(A型)	(株)茨城ブラネッツ福祉センター	城南 2-5-19 水戸城南ビル 4 階	291-7600
生活介護施設 千波ハピ ネス	生活介護	(社)青樹会	千波町 2770-21	246-6660

クオリティ・オブ・ライフ就労支援センター	就労移行支援	(一社)クオリティ・オブ・ライフ	双葉台 5-789-22	246-5155
	就労継続支援(B型)			
ときわくらぶ	就労移行支援	常盤警備保障(株)	渡里町 3266-1	353-6363
	就労継続支援(B型)			
就労移行支援事業所 陽向	就労移行支援	(社)梅寿会	小吹町 705-8	353-8460
	就労継続支援(B型)			
生活介護支援事業所ふう	生活介護	アイルマナーマネジメント(有)	青柳町 3822-2	350-3350
就労支援事業所ふう	就労継続支援(B型)			
樹もれびハウス	短期入所	(特非)だいち	成沢町 831-16	303-8211
グリーンピース	就労移行支援	(一社)サイコー	梅香 2-283-1	302-7377
	就労継続支援(B型)			
ステップワン 水戸	就労継続支援(A型)	(株)ARCH	堀町 1122-4-2	303-8655
コミュニティパルプラス	就労移行支援	(一社)アットホームパル	千波町 1793-5	297-4440
	就労継続支援(B型)			
エナベル水戸駅南	就労移行支援	(同)ハーモニーワークス	桜川 2-1-43 アカデミックプラザ 3 階	291-6644
	就労継続支援(A型)			
QOL就労継続支援A型事業所	就労継続支援(A型)	(株)QOL	赤塚 1-2067-3 コーポビル 2A・4F・5F	297-3883
就労移行支援事業所 ブルーム	就労移行支援	(医)Epsilon	梅香 1-2-50 号	303-7119
就労定着支援事業所 ブルームプラス	就労定着支援			
サポート愛いばらぎ	自立訓練(生活訓練)	(株)サポート愛いばらぎ	赤塚 1-1978-13	291-8502
	就労継続支援(A型)			
精神障害者自立支援事業所ひだまり・就労定着支援事業	就労定着支援	水戸市	笠原町 1370-1	243-3601
障がい者自立支援事業所 デライトホーム・就労定着支援	就労定着支援	(社)ひだまり会	加倉井町 104	254-7814
JIMON	就労移行支援	(株)慈門	笠原町 600-41	297-8330
	就労継続支援(B型)			
就労継続支援B型事業所 ひまわり	就労継続支援(B型)	(特非)ひまわりの家	見川 2-93-6	241-4899
はたらくガッツ村 ビストロ・ラ・ポルト・アミ	就労移行支援	(社)茨城補成会	住吉町 110-5	293-7401
はたらくガッツ村 スイーツ工房	就労継続支援(B型)		茨城県東茨城郡茨城町上石崎 4698-2	
グループホームすばる	短期入所	(一社)サイコー	梅香 2-285-1	302-7377
ポルテ	就労継続支援(A型)	(株)千手	桜川 2-1-6 アイランドビル 204	306-6970
ゆずりは	就労継続支援(B型)	(特非)優心会	大塚町 1471-4	350-7474

フロイデ工房みと堀町	就労移行支援	(医)博仁会	堀町 967-1	353-8302
	就労継続支援 (A型)			
短期入所 水戸酒門町	短期入所	ソーシャルインクルー(株)	酒門町 1011-1	246-6023
おさえん通りめだか販売店	就労継続支援 (B型)	(株)D	千波町 302-8	306-6181
えみてる水戸見川	就労継続支援 (B型)	(株)アーバンアーキテック	見川町 2131-2502	297-3307
エナベルビズ水戸駅南	就労移行支援	(同)ハーモニーワークス	桜川 2-1-43 アカデミックプラザ 3 階 B 号室	353-7674
	就労継続支援 (B型)			
手仕事工房のつばらの扉	就労移行支援	(株)ひとは	根本 1-146	
	就労継続支援 (B型)			
とまとくらぶ	就労移行支援	フィールドアップ(株)	鯉淵町 539	259-4136
	就労継続支援 (B型)			
キルト千波	就労継続支援 (A型)	(株)楽腰館	千波町 2320-2	350-8989
Take off	就労移行支援	(株)つくよみ	城南 3-10-17 カーニブレイス水戸 8 階 E 号室	080-3017-2886
	就労継続支援 (B型)			
障害福祉サービス事業所クオリード	就労継続支援 (B型)	(株) A B M	笠原町 99-2	246-5307
あおぞら	短期入所	(社)清香会	酒門町 4280-1	247-5151
就労移行支援事業所ブルーム水戸宮町	就労移行支援	(医)Epsilon	宮町 2-4-33 小林ビル 5 階	303-7333
福祉サポートセンターあすなろ	生活介護	(社)茨城県社会福祉事業団	赤尾関町 986-1	353-7111
	就労継続支援 (B型)			

(2) 共同生活援助事業所

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
ひらす館	共同生活援助	(社)城北福祉会	平須町 1885-10	0296-72-9346
ふたばホーム	共同生活援助	(特非)オブティマム	平須町 1225-3	244-5556
はっぴいハウスかくらい	共同生活援助	(社)ひだまり会	加倉井町 104	254-7814
グループホームやまと	共同生活援助	(特非)並木会	鯉淵町 5065-89	259-5843
水戸どんぐりの家	共同生活援助	(社)育実会	田野町 831-1	229-8860
グループホーム集まれガッツ村	共同生活援助	(社)茨城補成会	住吉町 16-57	293-7401
グループホーム千波寮	共同生活援助	(医)南山会	千波町 2817-5	240-1060
グループホーム さつき	共同生活援助	(特非)朋秀会	開江町 1988-1	252-8977
あすなろホーム	共同生活援助	(社)茨城県社会福祉事業団	内原町 1427-7	297-3225
ユーアイホーム	共同生活援助	(社)ユーアイ村	吉沼町 1768-1	239-5062

森のふくろう	共同生活援助	(株)栄光通商	杉崎町 1555-1	259-7606
グリーンホーム	共同生活援助	(特非)グリーンホーム	見川町 2563-121	241-3738
ケアホームスマイル	共同生活援助	(社)木犀会	住吉町 148-8	212-8324
ケアホーム きらきら	共同生活援助	(社)友幸会	開江町 483-1	255-5546
スマイルホーム見和	共同生活援助	(特非)喜友会	見和 3-568-3	251-5882
みらい館	共同生活援助	(特非)未来会	大工町 3-6-11	224-5630
共同生活介護支援施設 ウンいずみ	共同生活援助	(社)梅寿会	泉町 2-4-21	302-6550
ケアホームたじま	共同生活援助	(社)木犀会	田島町 792-1	353-7411
たけのこホーム	共同生活援助	(同)ライフパートナー	元石川町 2523-2	248-7009
あおぞら	共同生活援助	(社)清香会	酒門町 4280-1	247-5151
かきのきホーム	共同生活援助	(特非)かきのき	田島町 294-2	239-3923
グループホーム ピアノニッシモ	共同生活援助	(特非)ピアノニッシモ	河和田町 151	257-8166
コテロ元吉田	共同生活援助	(株)オーバースロー	元吉田町 1328-3	291-3474
グループホーム かがやき	共同生活援助	(社)友幸会	中大野 661-1	269-1181
グループホーム ティピ 1	共同生活援助	(特非)宙の会	見川町 1814-21 フォーライフハウス見川町Ⅱ-C	243-3159
はっぴいハウス かさはら	共同生活援助	(社)ひだまり会	笠原町 1213-30	305-5851
共同生活援助施設 千波ハピネス	共同生活援助	(社)青樹会	千波町 2770-21	246-6660
樹もれびハウス	共同生活援助	(特非)だいち	成沢町 831-16	303-8211
グループホームすばる	共同生活援助	(一社)サイコー	梅香 2-285-1	302-7377
グループホーム あゆむ	共同生活援助	(株)八重櫻	河和田町 56-39	353-7186
グループホーム うさぎの家	共同生活援助	(有)大槻流通サービス	見和 2-189-27	350-9720
えみてる水戸見川	共同生活援助	(株)アーバンアーキテック	見川町 2131-2502	297-7735
ソーシャルインクルー ホーム水戸酒門町	共同生活援助	ソーシャルインクルー(株)	酒門町 1011-1	246-6023
グループホーム わおん水戸	共同生活援助	S L I N E (株)	千波町 2556-12	297-8578
共同生活援助水戸白鳥の 湖	共同生活援助	イチフジ(同)	浜田町 53 リッツカデモンⅡ 206 号	210-1666
さくらの丘	共同生活援助	(社)勇成会	下入野町 1923-3	0291-37-4811

(3) 障害者支援施設

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
ありすの杜	生活介護	(社)勇成会	下入野町 1924-1	304-4666
	短期入所			
	施設入所支援			
茨城県立あすなろの郷	療養介護	茨城県	杉崎町 1460	259-3121
	生活介護			
	短期入所			
	施設入所支援			
水戸市身体障害者生活支援施設 いこい	生活介護	水戸市	河和田町 655	255-5720
	短期入所			
	施設入所支援			
第二若葉園	生活介護	(社)栄寿会	上国井町 3116-47	239-7171
	短期入所			
	施設入所支援			
若葉園	生活介護	(社)栄寿会	上国井町 3285-8	239-7326
	施設入所支援			
	就労継続支援(B型)			
障害者支援施設 水戸友舞の郷	生活介護	(社)二十一世紀会	河和田町 4405-15	306-9920
	短期入所			
	施設入所支援			
	就労移行支援			
	就労継続支援(B型)			
障害者支援施設 蛭	生活介護	(社)清順会	吉沼町 519-6	231-7222
	短期入所			
	施設入所支援			

(4) 障害児通所支援事業所

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
あゆみ園	児童発達支援	(福)清香会	酒門町 4291-4	247-5931
茨城県立あすなろの郷	児童発達支援	茨城県	杉崎町 1460	259-3121
	放課後等デイサービス			
児童デイサービス事業所 風の子	放課後等デイサービス	(特非)発達支援グループ風の子	双葉台二丁目 1 番地	253-3341
ドリーム・キッズ	放課後等デイサービス	(福)木犀会	住吉町 210-1 2 階	304-6860
児童デイサービス事業所 ふう	放課後等デイサービス	(有)アイルマネーマネジメント	青柳町 3864	350-3350

あゆみ園放課後等デイサービス事業所	放課後等デイサービス	(福)清香会	酒門町 4291-4	247-5931
水戸市重症心身障害児(者)通園施設あけぼの学園	児童発達支援	水戸市	見川 5 丁目 127 番地の 91	253-1076
	放課後等デイサービス			
障害児児童保育所 きつつきの家	児童発達支援	(特非)心身障害児者療育会きつつき会	堀町 227-3	252-4527
	放課後等デイサービス			
児童デイサービス ひまわりのお家	児童発達支援	(特非)子育て支援グループ ひまわりのお家	笠原町 1396-3	243-9213
児童デイサービス ひまわりのお家 すみよし分園	放課後等デイサービス	(特非)子育て支援グループ ひまわりのお家	住吉町 192 番地の 48	247-0277
児童デイサービス 宙	児童発達支援	(特非)宙の会	見川町 2563-475	243-3159
	放課後等デイサービス			
キッズ・あい・ランド	放課後等デイサービス	(有)オフィスリブ	赤塚一丁目 2010-12	353-7039
PAS A PAS・ 菜の花ハウス	放課後等デイサービス	(同)オフィス PAS A PAS	見川 2 丁目 109 番地の 1	353-8878
キララこども園	児童発達支援	(特非)キララこそだて支援センター	河和田町 1193 番地の 5	353-6251
樹の子クラブ	児童発達支援	(特非)だいち	堀町 764 番地の 3	291-4167
	放課後等デイサービス			
ゆりかご☆ドリーム	放課後等デイサービス	(株)ゆりかご	飯富町 3467-1	222-9668
さくら塾	児童発達支援	(同)未来工房	酒門町 4386-3DC ハイッ酒門 101 号室	306-8508
	放課後等デイサービス			
キララ姫子	放課後等デイサービス	(特非)キララこそだて支援センター	河和田 1 丁目 2881-6 河和田高岡店舗 2F	291-5861
みときっず	児童発達支援	(株)プロシード	見川 5-124-2	246-5317
	放課後等デイサービス			

障害児通所支援事業所 チェリタン	児童発達支援	(福)愛正会	元吉田町 1872 番地 1	353-8121
	放課後等デイサ- ビス			
クオリティ・オブ・ライ フ中丸支援教室	放課後等デイサ- ビス	(一社)クオリテ ィ・オブ・ライフ	中丸町 23-8	291-6603
キッズパーク水戸	児童発達支援	(株)プロシード	河和田町 3430 番地 4	246-5317
	放課後等デイサ- ビス			
放課後等デイサ-ビス たんぼぼ 平須店	放課後等デイサ- ビス	(一社)スマイルラ イフ	平須町 1829-13	246-6340
放課後等デイサ-ビス きぼう	放課後等デイサ- ビス	(株)皇城コーポレ ーション	新荘 3-8-10	291-8835
ゆりかご☆キッズ	放課後等デイサ- ビス	(株)ゆりかご	田野町 170 番地の 1	222-9668
放課後等デイサ-ビス にこの家	放課後等デイサ- ビス	(一社)サンメイト	元吉田町 2649-17	246-6756
運動学習支援教室 アトムハウス	放課後等デイサ- ビス	(株)コムズケア水 戸	姫子一丁目 781-7 T Kビル 202 号室	291-5615
ハッピーテラス水戸教室	放課後等デイサ- ビス	(有)マイ・シティ ー	千波町 2466 番 1	303-7100
みときっず 2	放課後等デイサ- ビス	(株)プロシード	見川 2-80-4	246-5317
こばんはうすさくら 水戸備前堀教室	児童発達支援	(株)道進	紺屋町 1377-1	300-2275
	放課後等デイサ- ビス			
学童デイサ-ビス 放課後等デイサ-ビス ハイジの丘	放課後等デイサ- ビス	(株)衛検産業	住吉町 302 番地の 2	350-9997
みらっぷ	児童発達支援	(株)水戸心理・療 育センター	千波町 344-14	357-2657
	放課後等デイサ- ビス			
放課後等デイサ-ビス たんぼぼ 笠原店	放課後等デイサ- ビス	(一社)スマイルラ イフ	笠原町 1246-1	350-5824
放課後等デイサ-ビス なかよし	放課後等デイサ- ビス	(同)新秀	城東 2 丁目 10 番 24 号	350-7066
あゆみ園第 2 放課後等デ ィサ-ビス事業所	放課後等デイサ- ビス	(福)清香会	酒門町 4276-12	350-3633
クオリティ・オブ・ライ フ子育て支援教室	児童発達支援	(一社)クオリテ ィ・オブ・ライフ	赤塚 1-2067-3 3F	350-3100

学童デイサービス よつば 水戸校	放課後等デイサ ビス	(同) O U L A	元吉田町 842-4 パルネット 中村 101	350-4277
クオリティ・オブ・ライ フ千波支援教室	放課後等デイサ ビス	(一社)クオリテ ィ・オブ・ライフ	千波町 770 番地 10	297-2915
みらい会	放課後等デイサ ビス	(特非)未来会	西原二丁目 10 番 57 号	291-5141
ステップクラブ姫子	放課後等デイサ ビス	(一社)ステップラ イフ	姫子一丁目 820 番 7 ヴィ ラ・エスポワールⅡ1 階	306-8844
クオリティ・オブ・ライ フ赤塚支援教室	放課後等デイサ ビス	(一社)クオリテ ィ・オブ・ライフ	赤塚 1-2067-3 コーキビル 1F	297-3883
コミュニティパルプラス	児童発達支援	(一社)アットホー ムパル	千波町 1793-5	297-4440
	放課後等デイサ ビス			
コミュニティパル支援教 室	児童発達支援	(一社)アットホー ムパル	笠原町 549-2 1F	241-4711
	放課後等デイサ ビス			
クオリティ・オブ・ライ フ赤塚第 2 支援教室	放課後等デイサ ビス	(一社)クオリテ ィ・オブ・ライフ	赤塚 1-2067-3 コーキビル 103 号	297-3883
キッズスタディー水戸	児童発達支援	(株)プロシード	千波町 1253-4	212-7026
	放課後等デイサ ビス			
社会福祉法人尚生会 多機能型重症児デイサー ビス グリーンハウスお おつか	児童発達支援	(福)尚生会	大塚町 1504-7	350-8126
	放課後等デイサ ビス			
コペルプラス 水戸見川教室	児童発達支援	(株)ブックエース	見川 1 丁目 1154-6	297-1110
こどもサークル水戸	児童発達支援	(株)サシノベルテ	大塚町 1852 番	255-1000
	放課後等デイサ ビス			
クオリティスクール	放課後等デイサ ビス	(株)Q O L	赤塚 1 丁目 2067 番地 3 コー キビル 2A・2F・5F	297-3811
キララ堀町	児童発達支援	(特非)キララこそ だて支援センター	堀町 906 番地の 5	350-7781
	放課後等デイサ ビス			
ブライトパル	放課後等デイサ ビス	(一社)アットホー ムパル	米沢町 578-3	246-6365
アクティブスクール 河和田校	放課後等デイサ ビス	(株)Q O L	河和田町 3820-5	383-8637

デイサービス ローズ苑みと	児童発達支援	(株)県央福祉サ ービス	開江町 297-2	306-8021
	放課後等デイサ ービス			
ハッピーテラス水戸お さん通り教室	児童発達支援	(有)マイ・シ ティ	千波町 302-8	306-9655
	放課後等デイサ ービス			
ひと・まちすりー えす	児童発達支援	(同)ひと・ま ちぷらす	末広町一丁目 5 番 28 号	297-3397
	放課後等デイサ ービス			
放課後等デイサ ービス スポーツ療育ステ ーション コロミイ	放課後等デイサ ービス	(株)オーガスタ	平須町 1368-10	303-8885
障害者支援施設 蛭	放課後等デイサ ービス	(福)清順会	吉沼町 519 番地 6	231-7222
ぐろうりいきつず	児童発達支援	(株)プロシード	見川 5-124-2 2F	212-7026
	放課後等デイサ ービス			
放課後等デイサ ービス ウィズ・ユー水戸	放課後等デイサ ービス	(株)ワゾ・フル ー	見川 2-104-29	291-7785

(5) 点字図書館

施設名称	設置主体	住所	電話
県立点字図書館 県立視覚障害者福祉セン ター	茨城県(指定管理者：(一社)茨城県視 覚障害者協会運営)	袴塚 1-4-64	221-0098

(6) 聴覚障害者福祉センター

施設名称	設置主体	住所	電話
県立聴覚障害者福祉セン ター「やすらぎ」	茨城県(指定管理者：(一社)茨城県聴 覚障害者協会運営)	住吉町 349-1	248-0029

茨城県緊急輸送道路一覧

第一次緊急輸送道路

路線 番号	路 線 名	起 点 側	終 点 側
(高速自動車道)			
1400	常 磐 自 動 車 道	守谷市県境（千葉県）から	北茨城市（福島県）まで
1460	北 関 東 自 動 車 道	桜川市県境（栃木県）から	水戸市元石川町（水戸南 IC）まで
(一般国道自動車専用道路)			
6	東水戸道路	水戸市石川町（水戸南 IC）から	ひたちなか市部田野（ひたちなか JC）まで
(一般国道)			
6	国 道 6 号	取手市県境（千葉県）から	北茨城市県境（福島県）まで
〃	〃	水戸市酒門町 国道 50 号バイパス（酒門町交 差点）から	水戸市元吉田町 国道 6 号バイパス終点 （水戸南 IC）まで
50	国 道 5 0 号	結城市県境（栃木県）から	水戸市三の丸（水戸駅前交差点）まで
〃	〃	水戸市大塚町 国道 50 号分岐から	水戸市酒門町 国道 6 号（酒門町交差 点）まで
51	国 道 5 1 号	稲敷市県境（千葉県）から	水戸市三の丸（水戸駅前交差点）まで
118	国 道 1 1 8 号	水戸市末広町 1 丁目 上水戸停車場千波公園線 交差点から	久慈郡大子町県境（福島県）まで
123	国 道 1 2 3 号	水戸市袴塚 3 丁目 国道 118 号（袴塚 3 丁目交 差点）から	常陸大宮市県境（栃木県）まで
245	国 道 2 4 5 号	水戸市塩崎町 国道 51 号（塩崎交差点）から	日立市鹿島町 国道 6 号（国道 245 号入 口交差点）まで
349	国 道 3 4 9 号	水戸市梅香 2 丁目 主要地方道水戸神栖線接続 から	常陸太田市県境（福島県）まで
(主要地方道)			
2	水戸鉾田佐原線	水戸市塩崎町 国道 51 号分岐から	東茨城郡大洗町大貫町 国道 51 号（夏海 IC 入口交差点）まで
30	水戸岩間線	水戸市鯉淵町 主要地方道内原塩崎線（鯉淵東 交差点）から	水戸市鯉淵町 一般県道友部内原線交差 まで
40	内原塩崎線	水戸市鯉淵町 主要地方道水戸岩間線（鯉淵東 交差点）から	東茨城郡茨城町長岡 国道 6 号（長岡坂 下交差点）まで
50	水戸神栖線	水戸市千波町 国道 50 号（サントル千波交差 点）から	水戸市笠原町 県庁西交差点まで
〃	〃	水戸市笠原町 県庁西交差点から	水戸市吉沢町 水戸市道（米沢町東交差 点）まで

路線 番号	路 線 名	起 点 側	終 点 側
52	石 岡 城 里 線	水戸市鯉淵町 主要地方道水戸岩間線（鯉淵東交差点）から	水戸市中原町 国道 50 号（内原跨線橋北交差点）まで
59	玉 里 水 戸 線	東茨城郡茨城町野曽 茨城町西 IC 入口交差点から	水戸市高田町 主要地方道内原塩崎線（高田十字路交差点）まで
（一般県道）			
105	友 部 内 原 線	水戸市鯉淵町 主要地方道水戸岩間線交差から	笠間市東平 一般県道杉崎友部線交差まで
180	長 岡 水 戸 線	水戸市東野町 国道 6 号（東野町交差点）から	水戸市吉沢町 水戸市道（吉沢交差点）まで
193	杉 崎 友 部 線	水戸市三湯町 国道 50 号（三軒屋交差点）から	笠間市南友部 友部内原線（南友部交差点）まで
342	上 水 戸 停 車 場 千 波 公 園 線	水戸市末広町 国道 118 号交差から	水戸市大工町国道 50 号（大工町交差点）まで
（市町村道）			
	水 戸 市 幹 線 市 道 3 号 線	水戸市梅香 1 丁目 主要地方道水戸神栖線交差点から	水戸市吉沢町 一般県道長岡水戸線（吉沢交差点）まで

第二次緊急輸送道路

路線 番号	路 線 名	起 点 側	終 点 側
（主要地方道）			
50	水 戸 神 栖 線	水戸市宮町（水戸駅前交差点）	水戸市千波町 国道 50 号（サントル千波交差点）まで
（一般県道）			
342	上 水 戸 停 車 場 千 波 公 園 線	水戸市大工町 国道 50 号（大工町交差点）から	水戸市常磐町 主要地方道水戸神栖線分岐まで
351	馬 渡 水 戸 線	ひたちなか市勝倉 主要地方道水戸勝田那珂湊線交差から	水戸市吉沼町 一般県道小泉水戸線（吉沼町交差点）まで
（市町村道）			
	水 戸 市 幹 線 市 道 2 号 線	水戸市城南 3 丁目 国道 51 号（城南 3 丁目交差点）から	水戸市中央 2 丁目 水戸市幹線市道 3 号線交差まで
	水 戸 市 幹 線 市 道 8 号 線	水戸市渋井町 国道 51 号（谷田町交差点）から	水戸市吉沼町 一般県道小泉水戸線（吉沼町交差点）まで

第三次緊急輸送道路

路線 番号	路 線 名	起 点 側	終 点 側
(一般国道)			
118	一般国道 118 号	水戸市三の丸国道 50 号（中央郵便局前交差点）から	水戸市大町 国道 349 号（気象台前交差点）まで
(主要地方道)			
30	水 戸 岩 間 線	水戸市大工町 国道 50 号交差から	水戸市見和（社）茨城県歯科医師会まで
59	玉 里 水 戸 線	水府病院から	水戸市赤塚国道 50 号（郵便局前交差点）まで
63	水 戸 勝 田 那 珂 湊 線	水戸市青柳町 国道 349 号（青柳町交差点）から	水戸市公設卸売市場まで
(一般県道)			
179	中 石 崎 水 戸 線	水戸市酒門町 国道 6 号（酒門六差路交差点）から	丹野病院前まで
232	市 毛 水 戸 線	水戸市三の丸 水戸市道（水府橋交差点）から	水戸市三の丸（水戸駅前交差点）まで
235	下 入 野 水 戸 線	水戸市米沢町 水戸市道交差から	水戸市千波町 主要地方道水戸神栖線（千波十文字交差点）まで
(市町村道)			
	水 戸 市 幹 線 市 道 1 号 線	水戸市城東 1 丁目 水戸市道城東 42 号線交差から	水戸市柵町 2 丁目 水戸市道浜田 2 号線交差まで
	水 戸 市 幹 線 市 道 3 号 線	水戸市南町 1 丁目 国道 50 号交差から	水戸市梅香 1 丁目 水戸神栖線交差点まで
	水 戸 市 幹 線 市 道 5 号 線	水戸市三の丸 2 丁目 県道市毛水戸線交差から	水戸市城東 1 丁目 水戸市道城東 42 号線交差まで
	水 戸 市 幹 線 市 道 1 2 号 線	水戸市千波町 主要地方道水戸神栖線交差から	アルフレッサ（株）水戸支店まで
	水 戸 市 幹 線 市 道 15 号, 寿 161 号線	社団法人茨城県薬剤師会から	日本赤十字社茨城県支部まで
	水 戸 市 幹 線 市 道 1 9 号 線	水戸市見川町 国道 50 号（見川町交差点）から	㈱スズケン水戸支店まで
	水 戸 市 幹 線 市 道 2 5 号 線	水戸市石川 1 丁目 国道 50 号（石川町交差点）から	水戸市石川 4 丁目 大久保病院まで
	水 戸 市 幹 線 市 道 3 8 号 線	水戸市加倉井町 水戸市道上中妻 212 号線交差から	水戸市双葉台 1 丁目 水戸市道上中妻 35 号線まで
	水 戸 市 幹 線 市 道 3 9 号 線	水戸市元吉田町 国道 50 号（水戸工高東交差点）から	J R 水戸駅前広場まで
	水 戸 市 道 駅 南 2 号 線	水戸市柵町 1 丁目 国道 51 号（柳堤橋交差点）から	J R 水戸駅前広場まで
	水 戸 市 道 上 中 妻 3 5 号 線	水戸市双葉台 1 丁目 水戸幹線市道 38 号線交差から	水戸済生会総合病院まで
	水 戸 市 道 上 中 妻 4 6 , 7 6 号線	水戸市大塚町 国道 50 号双葉台団地入口交差点から	水戸済生会総合病院まで
	水 戸 市 道 上 中 妻 2 1 2 号 線	水戸市加倉井町 国道 50 号交差から	水戸市加倉井町 水戸幹線市道 38 号線交差まで
	水 戸 市 道 城 東 4 2 , 4 7 号線	水戸市城東 1 丁目 水戸幹線市道 5 号線交差から	水戸市城東 1 丁目 水戸市幹線市道 1 号線まで

路線 番号	路 線 名	起 点 側	終 点 側
	水 戸 市 道 浜 田 2 号 線	水戸市柵町2丁目 水戸幹線市道1号線交差から	水戸市東台1丁目 国道51号（東台1丁目交差点）まで
	水戸市道常澄 6-0007, 8-3643号線	水戸市六反田町 国道51号百合ヶ丘ニュータウン交差から	水戸市六反田町水戸中央病院まで

※ 緊急輸送道路の指定

県は、効率的な緊急輸送を行うため、隣接県の主要道路と県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、指定を行う。

（指定に当たっての考え方）

1 第一次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地，地方中心都市及び重要港湾，空港等を連絡する道路

2 第二次緊急輸送道路ネットワーク

第一次緊急輸送道路と市区町村役場，主要な防災拠点を連絡する道路

3 第三次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路

水戸市防災会議条例

昭和40年3月31日

水戸市条例第15号

改正 昭和61年4月1日条例第17号 平成3年12月25日条例第44号
平成4年9月22日条例第26号 平成11年12月22日条例第44号
平成21年12月25日条例第53号 平成24年9月28日条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき、水戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 水戸市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水戸市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を処理すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。
- 5 委員は、42人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) その他市長が特に必要と認める者

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年4月1日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年12月25日条例第44号）

この条例は、平成4年3月3日から施行する。

付 則（平成4年9月22日条例第26号）

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則（平成11年12月22日条例第44号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成16年12月22日条例第75号）

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

付 則（平成21年12月25日条例第53号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(水戸市水防協議会条例の廃止)

- 2 水戸市水防協議会条例（平成4年水戸市条例第57号）は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成24年9月28日条例第36号）

水戸市防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水戸市防災会議条例（昭和40年水戸市条例第15号以下「条例」という。）第5条の規定に基づき水戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2 会長は、防災会議の議長となる。

(専決処分)

第3条 防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事項を会長において専決処分することができる。

(会議録)

第4条 会長は会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(代理者)

第5条 委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合において委員はあらかじめ代理者を指名し会長に届け出ておかなければならない。

(委員の任期)

第6条 特定の地位またはその職により任命された委員の任期は、当該地位またはその職にある期間とする。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、水戸市市民環境部地域安全課において処理する。

付 則

この規程は、昭和41年2月28日から適用する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

水戸市災害対策本部条例

昭和40年3月31日

水戸市条例第16号

改正 平成4年9月22日条例第26号

平成11年6月24日条例第24号

平成24年6月29日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、水戸市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員その他職員は、上司の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部及び班)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部及び班を置くことができる。

2 部に部長、班に班長及び班員を置き、災害対策本部員その他職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 部長は部の事務を、班長は班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則（平成4年9月22日条例第26号）

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則（平成11年6月24日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年6月29日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

水戸市MCA無線運用マニュアル

（基本方針）

第1 この指針は、水戸市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信連絡の確保を図るため設置するマルチチャンネルアクセス無線機（以下「MCA無線機」という。）を適切に管理運用するために定めるものである。

（用語の定義）

第2 この指針において、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） MCA無線機 財団法人移動無線センターが運用する 800 メガヘルツ帯のデジタルMCA陸上移動通信システムを活用した無線通信システムをいう。
- （2） 無線局 電波法第2条第5号（無線局とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。）に規定する無線局をいう。

（無線局の設置場所等）

第3 無線局の設置場所及び呼出番号は、別に定める。

（管理責任者）

第5 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、無線局の管理運用の業務を行うとともに管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、地域安全課長の職にある者をもって充てる。

（管理者）

第6 地域安全課以外のMCA無線機の設置箇所に、管理者を置く。

- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該箇所に配置された無線局の管理監督の業務を行う。
- 3 管理者は、無線局を設置する当該部署の課長又は当該機関の長をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第7 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の管理運用に係る業務を指揮する。

（通信訓練）

第8 管理責任者は、非常災害発生時等に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、3ヶ月程度に1回通信訓練を実施する。

MCA無線使用方法

1 保管方法

- (1) 電源を入れる。

電源ボタンを長押しする。

- (2) 充電器に差し込む。

充電確認ランプが点灯することを確認する。

- (3) 電波状況を確認する。

無線機本体の画面上のアンテナ表示により電波状況を確認し、周辺で一番電波状況の良い所へ置く。

※ 他の無線から連絡があった場合、この状態で受信可能



2 受信方法

- (1) 受信する。

「1 保管方法」の状態でも受信可能。

- (2) 相手及びモードを確認する。

無線機本体の画面上の「個別」「グル」等の表示により、相手とモードを確認する。

- (3) 発話する。

相手の「どうぞ」を確認した後、
プレストークスイッチを押したまま、「ピッ」という音が鳴った後に話し始める。



注 グループや一斉発信を受信した場合、回線が切れた事を確認後に個別モードで話す。
(5秒経過すると自動的に回線が切れる。)

3 発信方法（個別）

（１）通信モードを「個別」にする。

モードキーを押し、選択する。

※ 一度送信すると、画面には履歴が表示される。

（２）相手先番号を入力する。

別表「番号一覧」を参照し、
テンキーにより相手先の番号を入力する。

（３）相手を呼び出す。

プレストークスイッチを一回押す。

注 プレストークスイッチではなく、

「送信」ボタンを押した場合、相手に繋がらないので注意する。

（４）発話する。

「ピッピー」という音を確認後、プレストークスイッチを
押したまま、「ピッ」という音が鳴った後に話し始める。



4 発信方法（グループ）

（１）通信モードを「グループ」にする。

モードキーを押し、「グル ○」を選択する。

（２）グループに向けて発信する。

プレストークスイッチを一回押す。

（３）発話する。

「ピッピー」という音を確認後、プレストークスイッチを押したまま、
「ピッ」という音が鳴った後に話し始める。

5 情報の集約方法

災害の状況によっては、配備した無線機全てから一斉に災害対策本部へ報告することが予測される。しかし、この無線機は1対1でしか通話することが出来ず、緊急時、迅速かつ円滑に情報を集約するために、別紙連絡網にそって情報を集約する。

ただし、緊急を要する場合には、連絡網にとらわれず、直接災害対策本部へ報告する。

注 グループや一斉発信を受信した場合、回線が切れる前に発信しないこと。

注 市内の一部のみが電話を使用できない場合、対象施設において別紙集約フロー図を準用し情報を集約する。

6 その他

(1) 発話上の注意

単信通話（一方が話しているときは、一方は受信のみ）なので、発話開始時には、「こちら〇〇です」、発話終了時は「どうぞ」と言う。

通話終了時には、「終了します」と言う。

(2) 通話できないとき

相手を呼び出したときに「ピッピー」と鳴れば通話可能となるが、「プッププップッ」となった場合、電波状態が悪い、相手が話し中等の理由により接続を失敗しているので、再度操作を繰り返す。

(3) 通信制限について

MCA無線には、通信制限があり、通信制限時間を過ぎると終話となる。

(昼間3分、夜間4分、深夜5分)

(4) 使用可能時間について

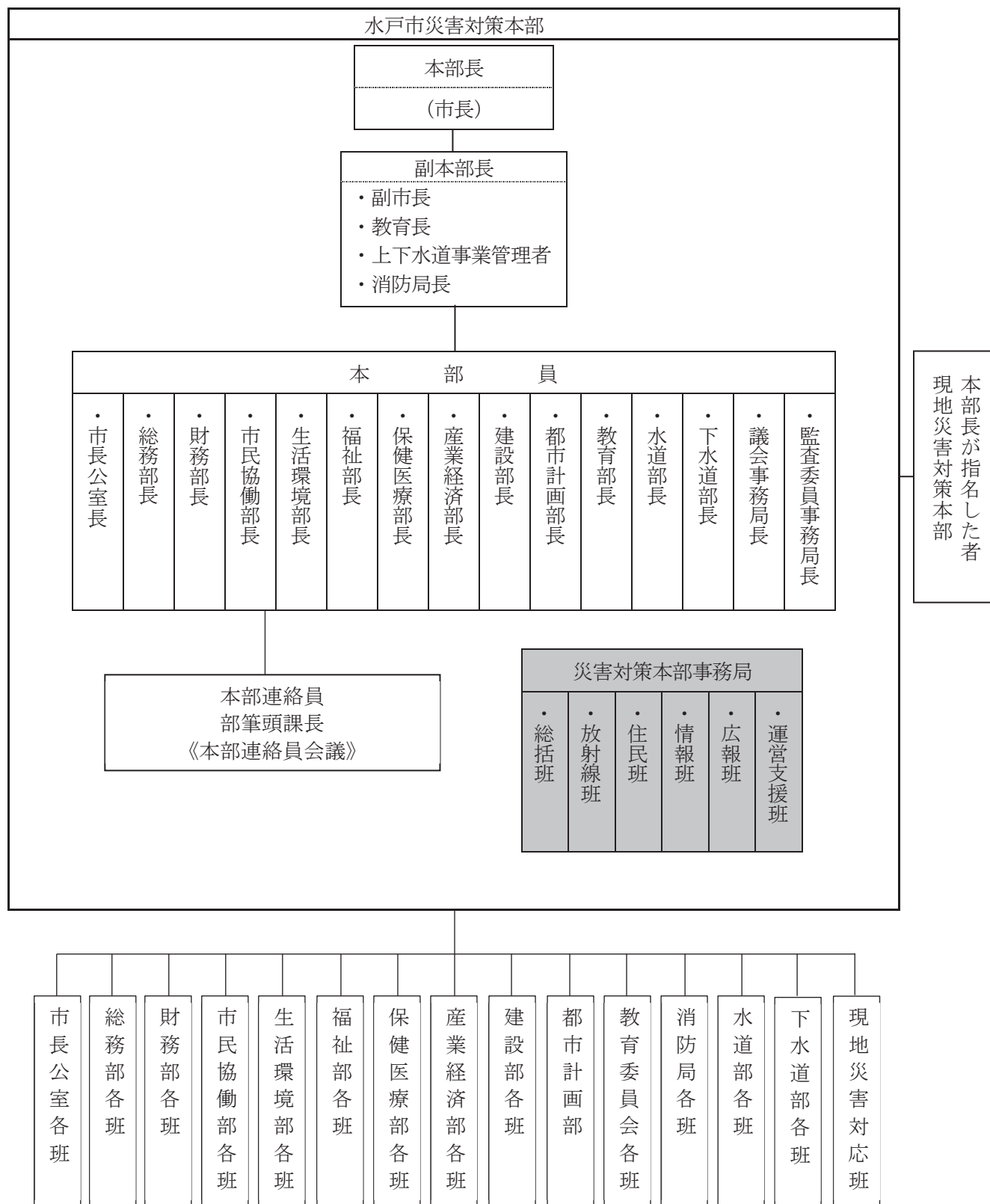
通話時間にもよるが、約18時間使用可能である。

(5) 履歴の確認について

画面右下のガイドキーを押すことで、着信履歴を確認することが可能である。

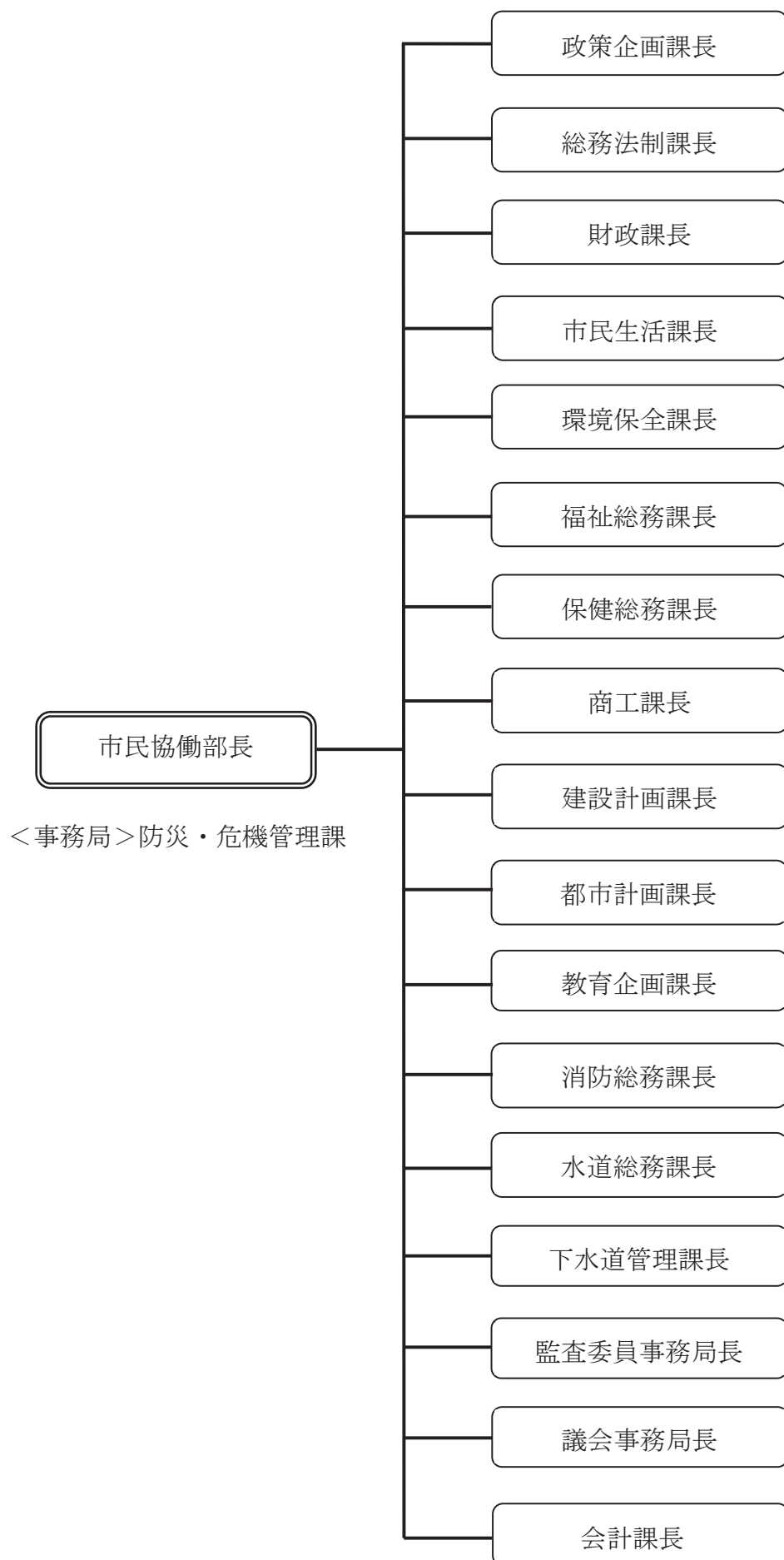


水戸市原子力災害対策本部組織図

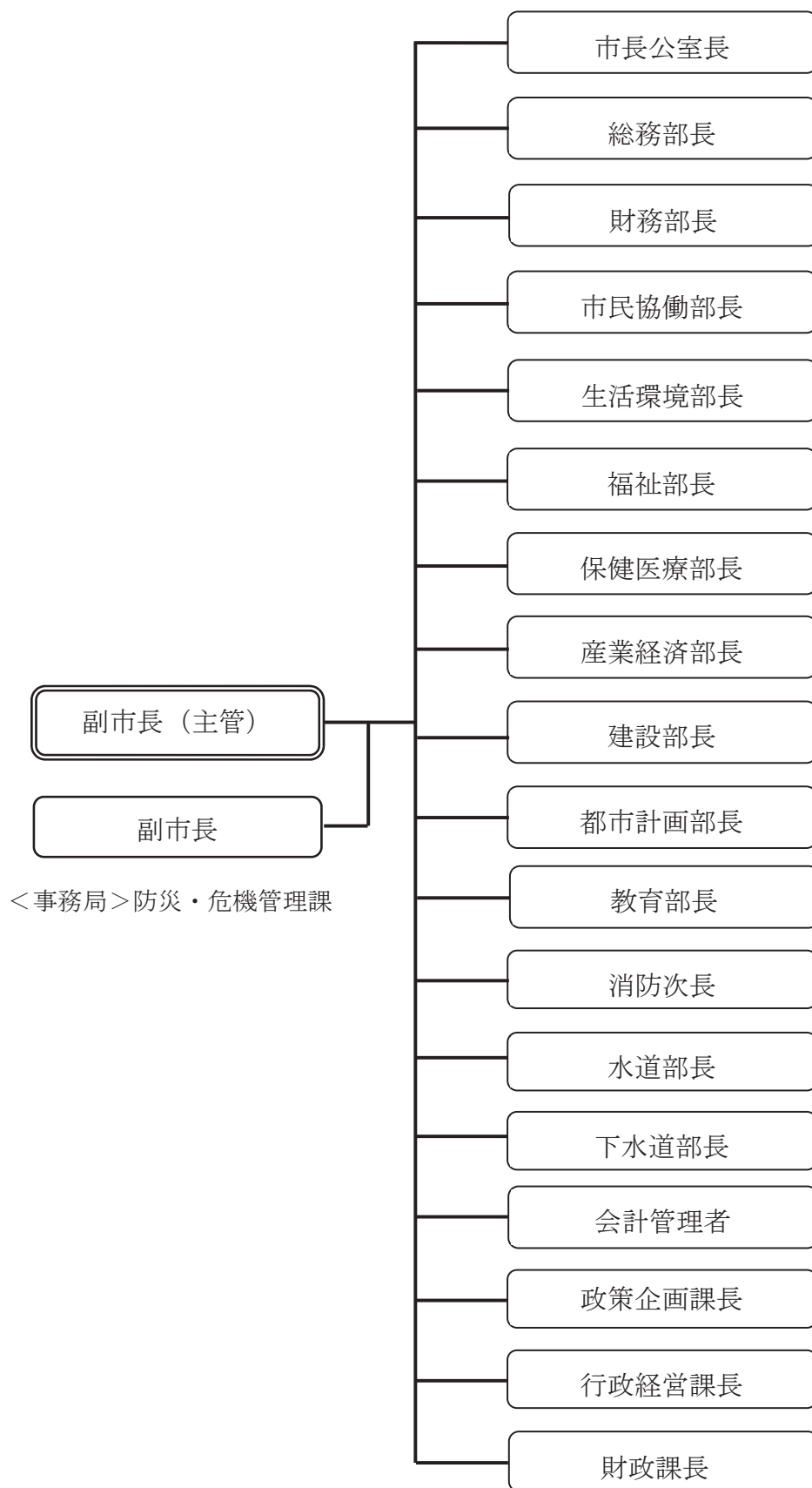


※ 各班の事務分掌等については、別に定めるものとする。

水戸市原子力災害情報連絡会議組織



水戸市原子力災害警戒本部組織



水戸市原子力災害警戒・災害対策本部組織【機能班】

<事務局組織>

原子力災害対策本部及び原子力災害警戒本部を運営する事務局として、より効果的・効率的に防護対策を行うため、各部からの職員により機能的な班を組織する。

機能的な班としては、総括班、放射線班、住民班、情報班、広報班、運営支援班の6班を設置し、防災対策上必要な情報の収集、整理、分析及びそれらに基づいて各種の防護対策の検討・支援等の作業を行う。

また、複合災害（地震・原子力災害）時には、必要に応じ、職員を増員し、原子力機能班と地震機能班の体制を維持し、円滑な対応を実施する。

事務局長：市民協働部長

総括班：各班が実施する各種緊急事態応急対策に関する総合調整を行う。

班名	班長等	班員	事務分掌
総括班	◆班長 防災・危機管理課長 ◇副班長 政策審議室長	政策企画課 1名 財政課 1名 原子力安全対策係長 1名 教育委員会 1名	1 班全体のとりまとめ 2 災害対策本部会議の運営・事務 3 各班の情報の集約・記録 4 災害対策本部の指示の徹底 5 原子力災害合同対策協議会の決定事項の周知 6 国及び県原子力災害対策本部との連携・調整 7 その他重要事項に関する総合調整

放射線班：放射線における影響等の情報収集及び医療活動の調整を行う。

班名	班長等	班員	事務分掌
放射線班	◆班長 防災・危機管理課副参事 ◇副班長 防災・危機管理課係長	行政経営課 1名 財政課 1名 防災・危機管理課 2名 環境保全課 1名 保健医療部 1名 消防局 1名 水道部 1名	1 緊急モニタリングデータ等の収集・整理 2 住民の被ばく線量予測の収集・整理 3 屋内退避・避難指示に関すること 4 飲食物摂取制限に関すること 5 住民の被ばく状況（汚染者数・被ばく線量等）の把握 6 安定ヨウ素剤投与に関すること 7 緊急被ばく医療（汚染検査、除染等）の調整 8 原子力資機材等の確保・調整

住民班：住民の安全確保に係る活動の把握と調整を行う。

班名	班 長 等	班 員	事務分掌
住民班	◆班長 防災・危機管理課 副参事 ◇副班長 防災・危機管理課 係長	財 政 課 1 名 市民生活課 1 名 防災・危機管理課 2 名 商 工 課 1 名 福 祉 部 1 名 消 防 局 1 名 下 水 道 部 1 名	1 災害に関する情報（被害、避難、避難施設及び輸送手段、社会的混乱等に関する情報、災害に対して既に行った措置等）の収集・整理 2 避難所の運営に関する調整 3 物資調達に関する調整 4 屋内退避、避難における緊急輸送実施に関する調整 5 交通規制等の状況把握及び調整 6 緊急輸送車両の調整

情報班：事故発生事業所に関する情報及び事故進展情報等の収集・整理を行う。

班名	班 長 等	班 員	事務分掌
情報班	◆班長 広域行政室長 ◇副班長 行政経営課 課長補佐	財 政 課 1 名 防災・危機管理課 1 名 建 設 部 1 名	1 放射性物質の放出状況の収集・整理 2 原子力事業者が行う事故対応に関する状況把握 3 事故進展状況の把握

広報班：住民広報，原子力に関する市民相談及び報道対応を行う。

班名	班 長 等	班 員	事務分掌
広報班	◆班長 みとの魅力発信課長 ◇副班長 市民相談室長	みとの魅力発信課 7 名 市民相談室 2 名 防災・危機管理課 1 名	1 住民広報すべき事項の検討、整理及び作成 2 関係機関への住民広報の要請・調整 3 県災害対策本部の広報担当との連携・調整 4 報道関係者からの問い合わせ対応 5 情報資料のとりまとめ（各班作成） 6 市民相談窓口対応

運営支援班：災害対策本部における後方支援業務等を行う。

班名	班 長 等	班 員	事務分掌
運営支援班	◆班長 財産活用課 課長補佐 ◇副班長 契約検査課 課長補佐	契約検査課 1 名 財産活用課 2 名	1 災害対策本部の環境整備（事務用品の確保、食糧等の調達） 2 各種通信回線の確保 3 必要に応じ各班への応援

水戸市原子力災害対策本部等の組織及び事務分掌

部 名 (部長名)	班 名 (班長名)	班 員	事 務 分 掌
市 長 公 室 (市長公室長)	秘 書 班 (秘 書 課 長)	秘 書 課 員	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察，陳情及び見舞いの応接に関すること。 3 災害見舞金の受入れ及び礼状に関すること。 4 一般協力者団体に対する報償に関すること。 5 特命事項に関すること。
	企 画 班 (政 策 企 画 課 長)	政 策 企 画 課 員	1 国及び県への要望，陳情及び連絡に関すること。 2 隣接市町村との連絡調整に関すること。 3 災害復旧計画の策定に関すること。 4 災害記録の整理に関すること。 5 部内各班との連絡調整に関すること。 6 特命事項に関すること。
	交 通 政 策 班 (交 通 政 策 課 長)	交 通 政 策 課 員	1 公共交通機関との連絡調整に関すること。 2 公共交通機関の情報収集及び周知に関すること。 3 特命事項に関すること。
	情 報 政 策 班 (情 報 政 策 課 長)	情 報 政 策 課 員	1 情報通信ネットワークに関すること。 2 特命事項に関すること。
	広 報 班 (みとの魅力発信課長)	みとの魅力発信課員	1 市民への災害広報に関すること。 2 報道機関との連絡調整及び災害情報の広報に関すること。 3 災害写真等災害情報の収集に関すること。 4 災害時の市民相談に関すること。 5 特命事項に関すること。
総 務 部 (総務部長)	総 務 班 (総 務 法 制 課 長) (行 政 経 営 課 長)	総 務 法 制 課 員 行 政 経 営 課 員	1 本部事務局の協力に関すること。 2 部内各班との連絡調整に関すること。 3 特命事項に関すること。
	人 事 班 (人 事 課 長)	人 事 課 員	1 職員の動員・配置に関すること。 2 公務災害補償及び被災職員の援助に関すること。 3 職員の食糧及び寝具等厚生に関すること。 4 職員の健康管理に関すること。 5 特命事項に関すること。

	財 産 活 用 班 (財 産 活 用 課 長)	財 産 活 用 課 員	1 市庁舎の維持管理に関すること。 2 市庁舎等の在庁市民等の安全確保のための避難措置に関する こと。 3 災害時の公有財産の管理及び被害状況の調査及び報告に関す ること。 4 本部の施設、通信情報等の総合調整に関すること。 5 応急措置の土地収用等に関すること。 6 災害における庁用自動車の確保及び配車計画に関すること。 7 災害時における輸送体制の確保に関すること。 8 燃料の確保に関すること。 9 特命事項に関すること。
	市 民 班 (市 民 課 長)	市 民 課 員 (出張所員を除く。)	1 り災・被災者名簿の作成に関すること。 2 り災・被災証明の発行に関すること。 3 応急用食糧及び物資の配布に関すること。 4 埋火葬の許可に関すること。 5 特命事項に関すること。
財 務 部 (財 務 部 長)	財 政 班 (財 政 課 長)	財 政 課 員	1 災害予算の編成及び資金の調達に関すること。 2 災害予算の財政計画に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。 4 特命事項に関すること。
	契 約 検 査 班 (契 約 検 査 課 長)	契 約 検 査 課 員	1 災害復旧時の工事等の契約事務執行及び連絡調整に関するこ と。 2 応急災害対策に係る建設業者への労務供給、機械等協力要請 に関すること。 3 災害対策用物品の購入及び不良品の処分に関すること。 4 燃料の購入に関すること。 5 特命事項に関すること。
	被 害 調 査 班 (市 民 税 課 長) (資 産 税 課 長) (収 税 課 長)	市 民 税 課 員 資 産 税 課 員 収 税 課 員	1 被害調査の企画及び調査員に関すること。 2 被害調査に関すること。 3 被災者に対する市税の減免措置に関すること。 4 特命事項に関すること。
	会 計 班 (会 計 管 理 者)	会 計 課 員	1 金銭の受入れ及び保管に関すること。 2 災害経費の出納に関する財政班との連絡調整に関すること。 3 指定金融機関との連絡調整に関すること。 4 特命事項に関すること。

市民協働部 (市民協働部長)	災害対策班 (防災・危機管理課長) (生活安全課長)	防災・危機管理課員 生活安全課員	1 本部の庶務に関すること。 2 災害対策計画の立案及び総合調整に関すること。 3 気象情報の収集及び伝達に関すること。 4 本部の開設及び閉設に関すること。 5 本部会議に関すること。 6 水戸市防災会議その他関係諸機関との連絡に関すること。 7 職員の動員及び配備計画の総合調整に関すること。 8 県に対する要請及び連絡調整に関すること。 9 応急対策活動の総合調整に関すること。 10 防災指令その他本部長命令の伝達に関すること。 11 防災行政無線の運用統制に関すること。 12 関係機関、団体等に対する協力及び応援要請の総合調整に関すること。 13 自衛隊の派遣要請及び知事への応援要請に関すること。 14 水防対策の総合調整に関すること。 15 交通安全対策に関すること。 16 救援物資及び金銭の配分計画等に関すること。 17 帰宅困難者に関する総合調整に関すること。 18 原子力施設の情報収集に関すること。 19 他の班の所管に属さないこと。
	市民生活班 (市民生活課長) (文化交流課長) (新市民会館整備課) (男女平等参画課長)	市民生活課員 (市民センター員は除く。) 文化交流課員 新市民会館整備課員 男女平等参画課員	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 災害救助法の適用及び救助活動の連絡調整に関すること。 3 災害情報の収集・伝達及び報告の連絡調整に関すること。 4 避難所の開設及び閉設の総合調整(特設公衆電話の使用及びLPガス等の確保に関することを含む。)に関すること。 5 避難者の誘導に関すること。 6 所管施設の被害状況調査及び報告に関すること。 7 所管施設の応急復旧対策に関すること。 8 所管施設利用者の避難誘導等の災害対策計画の策定に関すること。 9 特命事項に関すること。
	スポーツ班 (スポーツ課長) (体育施設整備課長)	スポーツ課員 体育施設整備課員	1 体育施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2 体育施設の応急復旧対策に関すること。 3 体育施設利用者の避難誘導等災害対策計画の策定に関すること。 4 体育施設の避難所の開設に関すること。 5 関係機関との連絡調整に関すること。 6 特命事項に関すること。

生活環境部 (生活環境部長)	環境保全班 (環境保全課長)	環境保全課員	1 有害物質等の流失防止に関すること。 2 地下水の水質検査に関すること。 3 自然環境保全に対する環境調査に関すること。 4 特命事項に関すること。
	衛生事業班 (衛生事業課長)	衛生事業課員	1 し尿の処理計画に関すること。 2 関係業者の指導連絡調整に関すること。 3 火葬及び埋葬計画に関すること。 4 墓地及び斎場施設並びにし尿処理施設の保全及び災害対策に関すること。 5 特命事項に関すること。
	清掃班 (ごみ減量課長) (廃棄物対策課長) (清掃事務所長)	ごみ減量課員 廃棄物対策課員 清掃事務所員	1 ごみの収集及び運搬に関すること。 2 ごみの処理に関すること。 3 ごみ処理関係業者の指導及び連絡調整に関すること。 4 市長命令時の防疫薬品の配布に関すること。 5 知事指示時の防疫薬品の配布に関すること。 6 清掃施設の保全対策及び施設の緊急整備に関すること。 7 特命事項に関すること。
福祉部 (福祉部長)	福祉総務班 (福祉総務課長) (生活福祉課長) (福祉指導課長)	福祉総務課員 生活福祉課員 福祉指導課員	1 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 2 社会福祉協議会との連携に関すること。 3 被災者の生活援護に関すること。 4 見舞金の給付及び義援金の配布に関すること。 5 要配慮者の支援に係わる総合調整に関すること。 6 部内各班との連絡調整に関すること。 7 特命事項に関すること。
	障害福祉班 (障害福祉課長)	障害福祉課員	1 心身障害児・者、施設等の災害対策に関すること。 2 被災障害児・者(入所児・者)の保護に関すること。 3 福祉避難所(特別支援学校等)の開設及び閉設の総合調整に関すること。 4 特命事項に関すること。
	高齢福祉班 (高齢福祉課長) (介護保険課長)	高齢福祉課員 介護保険課員	1 老人福祉施設の災害対策に関すること。 2 被災老人(入所者)の保護に関すること。 3 福祉避難所(社会福祉施設等)の開設及び閉設の総合調整に関すること。 4 特命事項に関すること。
	児童福祉班 (子ども課長)	子ども課員	1 児童福祉施設(保育所、認定こども園を除く。)の災害対策に関すること。 2 被災児童(入所児童)の保護に関すること。 3 特命事項に関すること。

保健医療部 (保健医療部長) (保健所長)	医療救護班 (保健総務課長) (保健衛生課長) (地域保健課長) (保健予防課長)	保健総務課員 保健衛生課員 地域保健課員 保健予防課員	1 医療防疫に関する被害調査及び報告に関すること。 2 被災者の医療、助産及び救護に関すること。 3 医療品、衛生資材等の供給確保について。 4 医療救護班の編成及び応急救護所の設置に関すること。 5 防疫広報及び防疫班の編成に関すること。 6 感染症の予防に関すること。 7 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。 8 知事指示時の防疫薬品の調達に関すること。 9 愛玩動物の対策に関すること。 10 特命事項に関すること。
	国保年金班 (国保年金課長)	国保年金課員	1 国民年金関係書類受付事務に関すること。 2 国民健康保険関係書類及び後期高齢者医療関係書類交付事務に関すること。 3 医療福祉受給者証交付事務に関すること。 4 国民健康保険税の減免事務及び国民年金保険料の免除事務に関すること。 5 特命事項に関すること。
産業経済部 (産業経済部長)	商工観光班 (商工課長) (観光課長)	商工課員 観光課員	1 商業及び観光関係の被害状況調査及び報告に関すること。 2 緊急生活物資、食糧等の調達及び配布に関すること。 3 商工会議所等関係機関との連絡調整に関すること。 4 被災中小企業者の金融対策に関すること。 5 部内各班との連絡調整に関すること。 6 特命事項に関すること。
	農政班 (農政課長) (農業環境整備課長) (農産振興課長)	農政課員 農業環境整備課員 農産振興課員	1 所管施設関係被害状況調査及び報告に関すること。 2 所管施設資材の保全に関すること。 3 所管施設関係の応急措置に関すること。 4 所管施設利用者の避難誘導に関すること。 5 市有林の被害調査及び報告に関すること。 6 農林水産業関係被害状況調査及び報告に関すること。 7 農業用諸施設の被害状況調査及び報告に関すること。 8 畜産関係の被害状況調査及び防疫対策に関すること。 9 農産物の病害虫広報及び駆除班の編成に関すること。 10 農林水産業関係の災害復旧の計画指導に関すること。 11 農協等農業団体の災害復旧指導に関すること。 12 営農資金に関すること。 13 その他災害対策関係機関との連携に関すること。 14 緊急食糧の供給に関すること。 15 特命事項に関すること。

	卸 売 市 場 班 (公設地方卸売市場長)	公設地方卸売市場員	1 卸売市場関係被害状況調査及び報告に関すること。 2 青果物等の調達及び配布に関すること。 3 水産物等の調達及び配布に関すること。 4 加工品等の調達及び配布に関すること。 5 特命事項に関すること。
建 設 部 (建設部長)	建 設 計 画 班 (建設計画課長) (道路建設課長) (生活道路整備課長) (河川都市排水課長) (内原建設事務所長)	建 設 計 画 課 員 道 路 建 設 課 員 生 活 道 路 整 備 課 員 河 川 都 市 排 水 課 員 内 原 建 設 事 務 所 員	1 道路、橋梁等の被害状況調査及び報告に関すること。 2 河川の被害調査及び報告に関すること。 3 道路、橋梁、河川等の応急復旧及び災害復旧工事に関すること。 4 浸水地域の被害調査及び報告に関すること。 5 浸水地域の応急対策に関すること。 6 急傾斜地崩壊危険区域の調査及び対策に関すること。 7 関係機関との連絡調整に関すること。 8 部内各班との連絡調整に関すること。 9 特命事項に関すること。
	道 路 管 理 班 (道路管理課長)	道 路 管 理 課 員	1 道路、橋梁の被害状況調査及び報告に関すること。 2 緊急輸送路の確保及び交通規制に関すること。 3 道路、橋梁等の応急復旧に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 特命事項に関すること。
	建 築 班 (建築課長)	建 築 課 員	1 市有建築物の被害状況調査及び報告に関すること。 2 市有建築物の応急復旧に関すること。 3 被災建築物の営繕に関すること。 4 特命事項に関すること。
	土 木 補 修 班 (土木補修事務所長)	土 木 補 修 事 務 所 員	1 道路、橋梁等の被害状況調査及び報告に関すること。 2 土木施設等の応急復旧に関すること。 3 道路等の復旧対策に必要な土木工事用資材の購入及び管理に関すること。 4 障害物の除去及び緊急輸送路の確保に関すること。 5 特命事項に関すること。
都 市 計 画 部 (都市計画部長)	都 市 計 画 班 (都市計画課長)	都 市 計 画 課 員	1 都市計画及び都市問題の災害対策における調整及び報告に関すること。 2 所管施設の応急復旧に関すること。 3 被災広告物のうち保安上危険な工作物に対する措置に関すること。 4 災害復旧都市計画に関すること。 5 関係機関等との連絡調整に関すること。 6 部内各班との連絡調整に関すること。 7 特命事項に関すること。

	建 築 指 導 班 (建 築 指 導 課 長)	建 築 指 導 課 員	1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2 被災者に対する建築物の相談に関すること。 3 特命事項に関すること。
	公 園 緑 地 班 (公 園 緑 地 課 長)	公 園 緑 地 課 員	1 公園施設等の被害状況調査及び報告に関すること。 2 公園施設等における避難所の開設に関すること。 3 公園施設等の応急復旧の工事に関すること。 4 応急復旧対策に必要な資材の購入及び管理に関すること。 5 関係機関との連絡調整に関すること。 6 特命事項に関すること。
	市 街 地 整 備 班 (市 街 地 整 備 課 長) (泉町周辺地区開発事務所長)	市 街 地 整 備 課 員 泉町周辺地区開発事務所員	1 施工中の区画整理・再開発区域内の道路等の被害状況調査及び報告に関すること。 2 緊急を要する他の班への協力に関すること。 3 特命事項に関すること。
	住 宅 政 策 班 (住 宅 政 策 課 長)	住 宅 政 策 課 員	1 市営住宅等の被害状況調査及び報告に関すること。 2 市営住宅等の応急復旧に関すること。 3 応急仮設住宅及び避難所その他応急仮設建物の設営に関すること。 4 被災者に対する住宅相談に関すること。 5 特命事項に関すること。
教 育 委 員 会 (教 育 部 長)	教 育 企 画 班 (教 育 企 画 課 長)	教 育 企 画 課 員	1 教育関係施設等の被害状況調査及び報告に関すること。 2 避難所開設に関する教育委員会内の総合調整に関すること。 3 災害対策計画の策定に関すること。 4 職員の動員、教育及び厚生に関すること。 5 災害記録の整理及び保存に関すること。 6 応急授業確保対策に関すること。 7 教育施設等の災害復旧及び応急対策に関する予算に関すること。 8 関係機関との連絡調整に関すること。 9 教育関係物品の調達に関すること。 10 教育委員会内各班との連絡調整に関すること。 11 特命事項に関すること。

学 校 教 育 班 (学 校 管 理 課 長) (学 校 保 健 給 食 課 長) (幼 児 教 育 課 長) (学 校 施 設 課 長) (放 課 後 児 童 課 長)	学 校 管 理 課 員 学 校 保 健 給 食 課 員 幼 児 教 育 課 員 学 校 施 設 課 員 放 課 後 児 童 課 員	1 学校, 幼稚園, 保育所及び認定こども園並びに学校給食共同調理場の災害対策計画及び応急復旧計画の策定に関するこ と。 2 学校, 幼稚園, 保育所及び認定こども園並びに学校給食共同調理場の被害状況調査及び報告に関するこ と。 3 学校施設の避難所の開設に関するこ と。 4 児童生徒の保護及び保健安全指導に関するこ と。 5 り災児童生徒の応急措置並びに学校内外及び学校給食共同調理場の防疫, 衛生処理に関するこ と。 6 学用品, 教科書等教育関係物品の調達及び配布に関するこ と。 7 学校施設の使用協力に関するこ と。 8 被災児童生徒の教育対策に関するこ と。 9 関係機関との連絡調整に関するこ と。 10 学校給食共同調理場からの炊出しに関するこ と。 11 特命事項に関するこ と。
生 涯 学 習 班 (生 涯 学 習 課 長)	生 涯 学 習 課 員	1 所管施設の被害状況調査及び報告に関するこ と。 2 所管施設の応急復旧対策に関するこ と。 3 所管施設利用者の避難誘導等の災害対策計画の策定に関する こ と。 4 関係民間団体との連絡調整・要請に関するこ と。 5 青少年育成施設の被害調査及び報告に関するこ と。 6 青少年育成施設の応急復旧対策に関するこ と。 7 青少年団体の協力要請に関するこ と。 8 青少年施設の避難所の開設に関するこ と。 9 特命事項に関するこ と。
歴 史 文 化 財 班 (歴 史 文 化 財 課 長)	歴 史 文 化 財 課 員	1 所管施設の被害状況調査及び報告に関するこ と。 2 所管施設の応急復旧対策に関するこ と。 3 所管施設利用者の避難誘導等の災害対策計画の策定に関する こ と。 4 関係民間団体との連絡調整・要請に関するこ と。 5 指定文化財の被害状況調査及び報告に関するこ と。 6 特命事項に関するこ と。
応 援 班 (中 央 図 書 館 長) (総 合 教 育 研 究 所 長) (教 育 研 究 課 長)	中 央 図 書 館 員 総 合 教 育 研 究 所 員 教 育 研 究 課 員	1 緊急を要する部内各班への応援に関するこ と。 2 特命事項に関するこ と。

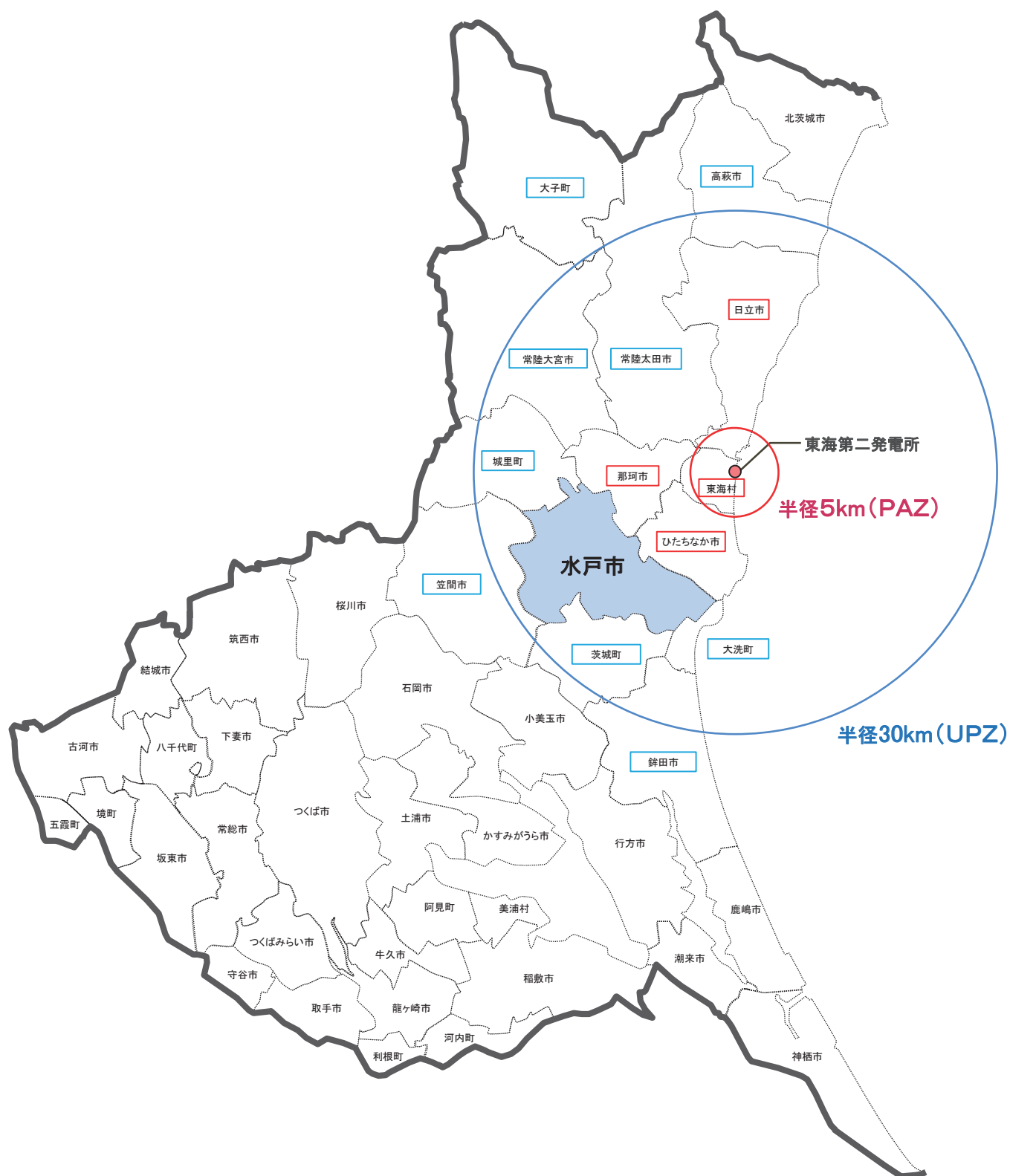
消 防 局 (消 防 局 長) (消 防 次 長)	消 防 総 務 班 (消 防 総 務 課 長)	消 防 総 務 課 員	1 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 消防施設の被害調査及び報告に関すること。 3 職員の非常食糧の調達及び配布に関すること。 4 職員の労務管理及び公務災害に関すること。 5 災害記録の整理及び保存に関すること。 6 応急対策に必要な資材器具の調達に関すること。 7 関係機関との連絡調整に関すること。 8 部内各班との連絡調整に関すること。 9 特命事項に関すること。
	火 災 予 防 班 (火 災 予 防 課 長)	火 災 予 防 課 員	1 被害状況の収集、調査、報告及び集計に関すること。 2 特殊災害現場の情報収集及び応急措置指導に関すること。 3 危険物施設の災害状況調査及び応急措置指導に関すること。 4 重要対象物の災害状況調査及び応急対策に関すること。 5 消防広報及び避難の指導に関すること。 6 災害情報の収集、連絡に関すること。 7 災害記録・写真の保存に関すること。 8 関係機関との連絡調整に関すること。 9 特命事項に関すること。
	消 防 救 助 班 (消 防 救 助 課 長)	消 防 救 助 課 員	1 災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 警戒及び防御対策に関すること。 3 消防職団員の招集に関すること。 4 消防職団員の配置に関すること。 5 災害、被害状況及び災害活動状況の把握に関すること。 6 二次災害防止に関すること。 7 特別配備体制の実施及び結果報告に関すること。 8 救助活動に関すること。 9 災害状況の記録及び保管に関すること。 10 救助資材器具の確保に関すること。 11 出動指令及び部隊運用に関すること。 12 災害及び気象情報の収集及び伝達に関すること。 13 消防通信運用及び無線統制に関すること。 14 指揮命令の伝達に関すること。 15 非常召集の伝達に関すること。 16 通信施設の保守に関すること。 17 特命事項に関すること。
	救 急 班 (救 急 課 長)	救 急 課 員	1 医療機関との連絡調整に関すること。 2 現地救護所に関すること。 3 特命事項に関すること。

	北 消 防 班 南 消 防 班 （ 北 消 防 署 長 ） （ 南 消 防 署 長 ）	北 消 防 署 員 南 消 防 署 員	1 警戒，防御及び警戒区域の指定に関すること。 2 警防活動方針及び策定に関すること。 3 消防隊等の運用及び編成に関すること。 4 活動用機器及び資材の調達確保に関すること。 5 人命救助及び救急活動に関すること。 6 避難の勧告及び指示に関すること。 7 警防活動に関すること。 8 災害及び被害情報の収集，伝達及び報告に関すること。 9 予報及び警報の伝達に関すること。 10 住民広報に関すること。 11 現地災害対応班との連絡調整に関すること。 12 消防用機器及び資材の応急修理に関すること。 13 庁舎の保全に関すること。 14 特命事項に関すること。
上下水道局 水道部 （水道部長）	水道総務班 （水道総務課長）	水道総務課員	1 水道施設の被害の調査，把握及び報告に関すること。 2 部内災害対策計画の策定に関すること。 3 職員の動員及び厚生に関すること。 4 水道施設の応急復旧予算に関すること。 5 広報活動計画に関すること。 6 災害対策関係の総括記録管理及び保存に関すること。 7 部内各班との連絡調整に関すること。 8 水道施設の応急工事に必要な資材等の調達に関すること。 9 水道車両の調達及び配車に関すること。 10 物品及び金銭の出納及び保管に関すること。 11 特命事項に関すること。
	応急給水班 （経理課長）	経理課員	1 応急給水及び応急給水所に関すること。 2 水道料金の減免に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。 4 特命事項に関すること。
	管路復旧班 （水道整備課長） （給水課長）	水道整備課員 給水課員	1 配水管等の被害調査及び報告に関すること。 2 配水管等の応急復旧に関すること。 3 給水施設の総合対策に関すること。 4 給水装置の被害調査及び応急対策に関すること。 5 配水管等の水圧，水質等の調査及び報告に関すること。 6 関係機関等との連絡調整に関すること。 7 特命事項に関すること。

	浄水施設復旧班 (浄水管理事務所長)	浄水管理事務所員	1 水源及び場内の施設等の被害調査及び報告に関すること。 2 水源及び場内施設等の応急復旧に関すること。 3 場内施設等の応急復旧工事に必要な資材等の調達に関すること。 4 水道水の水質検査に関すること。 5 関係機関との連絡調整に関すること。 6 特命事項に関すること。
上下水道局 下水道部 (下水道部長)	下水道班 (下水道管理課長) (下水道整備課長) (集落排水課長) (下水道施設管理事務所長)	下水道管理課員 下水道整備課員 集落排水課員 下水道施設管理事務所員	1 下水道施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2 下水道施設の応急復旧に関すること。 3 浸水地域の被害調査及び報告に関すること。 4 浸水地域の応急対策に関すること。 5 関係機関への連絡調整に関すること。 6 応急復旧対策に必要な資材の購入及び管理に関すること。 7 水質の調査、分析及び検査に関すること。 8 特命事項に関すること。
選挙管理委員会事務局 (事務局長)	応援班 (選挙管理委員会事務局次長)	選挙管理委員会事務局員	1 緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2 特命事項に関すること。
監査委員事務局 (事務局長)	応援班 (監査委員事務局次長)	監査委員事務局員	1 緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2 特命事項に関すること。
農業委員会事務局 (事務局長)	応援班 (農業委員会事務局長)	農業委員会事務局員	1 緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2 特命事項に関すること。
議会事務局 (事務局長)	応援班 (議会事務局次長)	議会事務局員	1 緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2 特命事項に関すること。

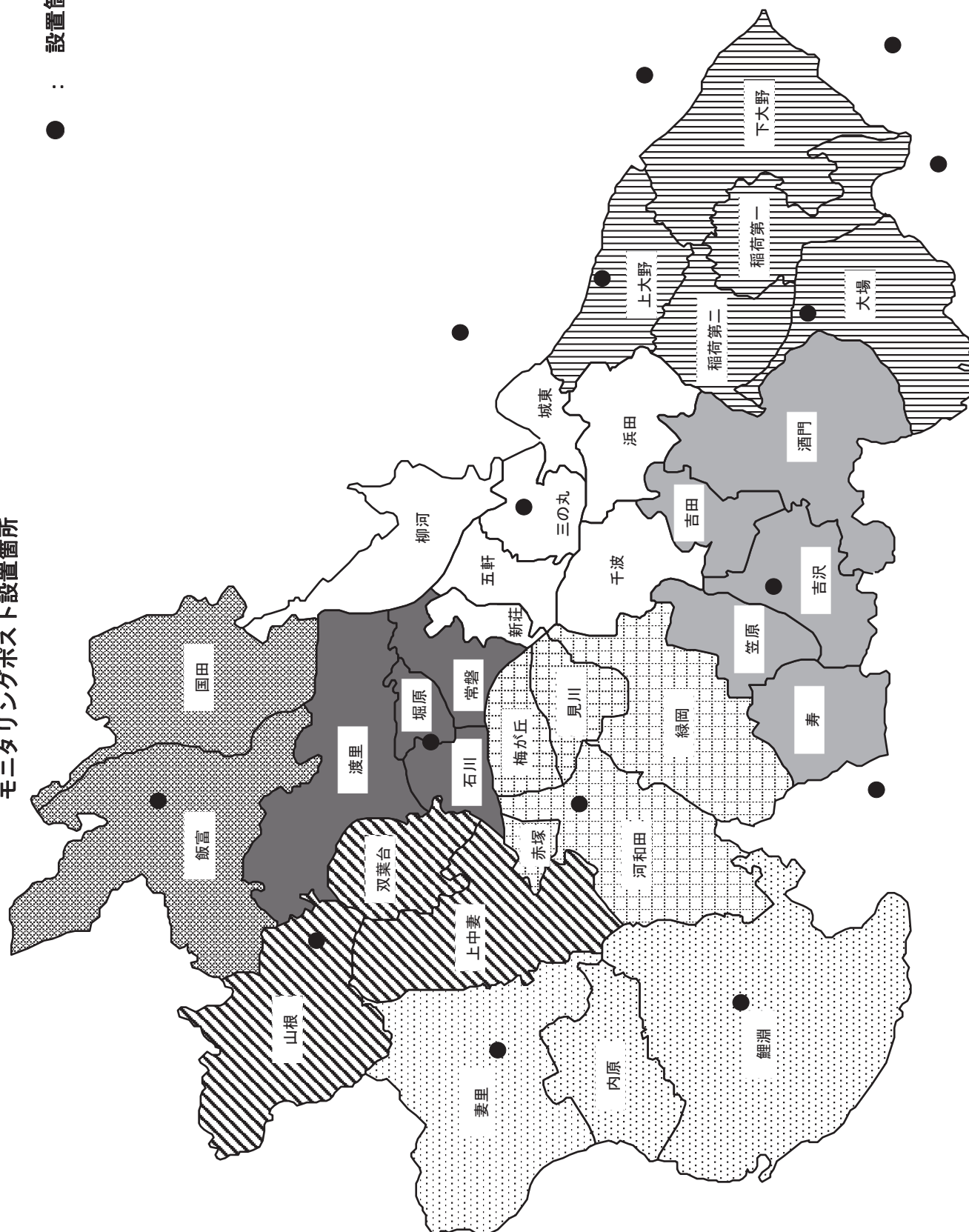
注 市民センターの事務分掌は、現地災害対応班運営要項において定める。

東海第二発電所における原子力災害対策重点区域の範囲



モニタリングポスト設置箇所

● : 設置箇所



原子力安全協定・通報連絡協定の締結状況（令和２年４月１日現在）

事業所 () : 事業所数を示す			原子力安全協定		通報連絡協定
			所在市町村	隣接市町村	
原子力災害対策特別措置法対象事業所（１０）	主要事業所（４）	原電	東海村	日立市 常陸太田市 ひたちなか市 那珂市 水戸市	常陸大宮市 (30km 圏内) 大洗町 (") 城里町 (") 高萩市 (") 笠間市 (") 鉾田町 (") 茨大子町 (")
		機構原科研 機構サイクル研	東海村	日立市 常陸太田市 ひたちなか市 那珂市	水戸市 (隣々接) 城里町 (") 常陸大宮市 (")
		機構大洗	大洗町 鉾田町	水戸市 ひたちなか市 茨城町	笠間市 (隣々接) 小美玉市 (") 城里町 (") 東海村 (")
	その他の事業所（６）	NDC 東京大学 原燃工 核管センター	東海村	日立市 常陸太田市 ひたちなか市 那珂市	水戸市 (10km 圏内) 常陸大宮市 (")
		三菱原燃	東海村 那珂市	日立市 常陸太田市 ひたちなか市 城里町	常陸大宮市 (10km 圏内)
		日本核燃	大洗町	水戸市 ひたちなか市 茨城町 鉾田町	
	その他の事業所（７）	JCO	東海村	日立市 常陸太田市 ひたちなか市 那珂市	水戸市 (10km 圏内) 常陸大宮市 (")
		積水メディカル 日本照射	東海村		水戸市 (10km 圏内) 日立市 (") 常陸太田市 (") ひたちなか市 (") 那珂市 (") 常陸大宮市 (")
		三菱マテリアル	那珂市		水戸市 (10km 圏内) 日立市 (") 常陸太田市 (") ひたちなか市 (") 東海村 (") 常陸大宮市 (")
		量研機構那珂	那珂市	東海村	水戸市 (10km 圏内) 日立市 (") 常陸太田市 (") ひたちなか市 (") 常陸大宮市 (")
		東北大学 日揮	大洗町		水戸市 (10km 圏内) ひたちなか市 (") 茨城町 (") 鉾田町 (")
計		17 事業所	10 市町村		15 市町村

原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）、「所在市町村名」（以下「乙」という。）並びに「隣接市町村名」（以下それぞれ「丙」という。）と「原子力事業者名」（以下「丁」という。）は、丁の「事業所名又は研究所名」に関し、原子力の研究開発及び利用に供する施設（以下「原子力施設」という。）周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護するとともに地域の生活環境を保全することを目的として、次のとおり協定する。

（安全確保の責務）

第1条 甲、乙、丙及び丁は、原子力施設周辺の安全確保が全てに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

2 丁は、原子力施設周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、関係諸法令等の遵守はもとより、自己の原子力施設の使用・運転・管理（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

第2条 丁は、自己の原子力施設から放出する気体状及び液体状の放射性廃棄物中の放射性物質を法令の定める限度以下に抑えることはもとより、その濃度及び量についてできる限り低くするため、別に定める値を管理の目標値として原子力施設の運転等を行うものとする。

2 丁は、前項の放射性物質の濃度及び量を低減するため、必要な技術開発を促進するなど適切な措置を積極的に講ずるものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

第3条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物その他の放射性物質の保管及び管理にあたっては、法令等に定めるところによるほか更に安全確保に必要な措置を講ずるものとする。

2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減及び減容に努めるものとする。

（公害の防止及び環境保全）

第4条 丁は、その事業活動に伴って生ずるおそれのある大気汚染、水質汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるとともに、地域の生活環境を保全するため敷地内の緑化等必要な対策を講ずるものとする。

（新增設等に対する事前了解）

第5条 丁は、原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、変更し、又はこれらに係る用地の取得をしようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

2 甲は、前項の場合において必要があると認めるときは、丙の意見を求めるものとする。

（廃止措置計画）

第5条の2 丁は、原子力施設の廃止措置を講じようとするときは、当該廃止措置に関する計画について、甲及び乙の同意を得るものとする。廃止措置に関する計画を変更するときも同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 丁は、前項の同意を得たときは、速やかに当該計画の内容を丙に報告するものとする。

(監視体制の強化)

第6条 丁は、放射性廃棄物の放出状況等について監視体制の充実強化を図り、積極的に監視測定を行うとともに、その結果を記録するものとする。

(委託企業等の指導)

第7条 丁は、自己の原子力施設の運転等に関する業務を委託したときは、受託者に対し、安全管理上の教育訓練を徹底するとともに、指導監督を十分に行い、受託者の事業活動に起因して安全が損なわれないよう措置するものとする。

(防災対策)

第8条 丁は、防災体制の充実強化を図るとともに、地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(自主規制)

第9条 丁は、自己の事業活動に伴い生ずるおそれのある災害を防止するため緊急の必要があるときは、原子力施設の全部又は一部の使用の停止等必要な措置を講ずるものとする。

(安全上の措置)

第10条 甲及び乙は、次の各号の一に該当するときは、丁に対し原子力施設の運転等の停止、運転等の方法の改善等安全確保のための措置を求めることができる。

(1) 第12条第1項に規定する立入調査の結果、地域の安全対策上特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。

(2) 丁の事業活動に伴い生ずるおそれのある災害を防止するため緊急の必要があると認められるとき。

2 丙は、甲及び乙に対して、前項の規定に基づく必要な措置を求めるよう要請することができる。

3 丁は、第1項の求めがあったときは、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置について甲及び乙に報告するものとし、甲は、丙に対しその内容を通知するものとする。

4 丁は、第1項の求めにより運転等を停止した原子力施設について、運転等を再開しようとするときは、事前に甲及び乙と協議するものとする。

(損害の補償)

第11条 丁は、自己の原子力施設の運転等に起因して地域住民に損害を与えた場合は、誠意をもって補償するものとする。

2 丁は、自己の原子力施設の運転等に起因して生じたと思われる損害が発生した場合において、その損害の発生原因が丁に帰するものであるかどうか争いがあるときは、甲、乙及び損害に関係ある丙の共同調査の結果を尊重して解決するよう努めるものとする。

(立入調査等)

第12条 甲又は乙は、原子力施設周辺の安全を確保するため必要と認めるときは、丁に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる職員等に丁の事業所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に掲げる一般職の職員
- (2) 地方公務員法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる特別職の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める者

2 丙は、原子力施設周辺の安全を確保するため必要と認めるときは、あらかじめ甲及び乙に連絡のうえ、その職員（前項第1号及び第2号に規定する職員をいう。）に丁の事業所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

3 丁は、前2項の立入調査に協力するものとする。

(立入調査の同行)

第13条 乙又は丙は、前条第1項又は第2項の立入調査をさせる場合において、丁の原子力施設の運転等に起因して周辺地域の生活環境に著しい影響があったとき若しくはそのおそれがあるとき又は地域住民の健康に影響があったとき若しくはそのおそれがあるときは、乙又は丙の指名する当該市町村の住民を同行させることができる。

(保安関係の規程の遵守)

第14条 前2条の規定により丁の施設に立ち入る者及びその同行者は、安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。

(定期的な報告等)

第15条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、毎年度当初に報告するものとする。

- (1) 年間主要事業の計画
- (2) 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施計画
- (3) 放射線業務従事者の放射線被ばく状況

2 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、四半期ごとに報告するものとする。

- (1) 原子力施設の運転等の状況
- (2) 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送状況
- (3) 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施状況

(随時の報告)

第16条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、その都度速やかに報告するものとする。

- (1) 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送を計画したとき又はその計画を変更したとき。
- (2) 原子力施設の安全管理に関する基本規定の策定又は改廃をしたとき。
- (3) 原子力施設の新增設等工事を完了したとき。
- (4) 原子力施設を変更しようとするとき。（第5条の規定が適用される場合を除く。）
- (5) 原子力施設の定期検査を実施しようとするとき及び実施したとき。
- (6) 報道機関に対し、特別に広報又は公表をするとき。
- (7) 原子力施設の定期的な評価を実施し、国に報告したとき。

(8) 原子力施設を廃止したとき。

(9) その他必要な事項

(事故・故障等の連絡等)

第17条 丁は、自己の原子力施設等において、次の各号に掲げる事故・故障等が発生したときは、甲、乙及び丙に対し、その旨を直ちに連絡するとともに、その状況、原因、それに対する措置、環境への影響等について速やかに報告するものとする。

(1) 放射性物質等が異常に漏えいしたとき。

(2) 放射線業務従事者等について、別に定める線量を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

(3) 原子力施設に重大な故障があったとき。

(4) 事業所敷地内において火災があったとき。

(5) 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送中に事故があったとき。

(6) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。

(7) 前各号のほか、原子力施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって別に定めるものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事故・故障等に相当する事態があったとき。

2 丁は、前項各号に掲げる事故・故障等が発生した場合以外の場合であっても、連絡及び報告の必要があると判断したときは、甲、乙及び丙に対し、必要な事項について、直ちに連絡するとともに、速やかに報告をするものとする。

3 前2項に規定する連絡及び報告のほか、甲、乙又は丙は、必要があると認めるときは、丁に対し、必要と認める事項について連絡及び報告を求めることができる。この場合において、丁は、甲、乙及び丙に対し、必要な事項について直ちに連絡するとともに、報告を求められた事項その他必要な事項について、速やかに報告するものとする。

(監視委員会の意向の尊重)

第18条 丁は、茨城県東海地区環境放射線監視委員会がその所掌事務として行った次の事項を尊重するものとする。

(1) 放射線監視計画

(2) 放射線監視結果の評価結果

(3) 放射性廃棄物の環境放出の検討結果

(4) 環境監視に関する調査結果

(諸調査への協力)

第19条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(細 則)

第20条 この協定の施行に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ別に定めるものとする。

(協 議)

第21条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき
又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 茨城県知事 ○ ○ ○ ○

乙 所在市町村長 ○ ○ ○ ○

丙 隣接市町村長 ○ ○ ○ ○

丁 原子力事業者
代表者 ○ ○ ○ ○

原子力事業所に係る隣々接市町村域の安全確保のための通報連絡等に関する協定書

別記に掲げる市町村（以下「甲」という。）と原子力事業者（以下「乙」という。）は、乙の事業所又は研究所について、隣々接市町村域の安全を確保するために必要な通報連絡等に関し、茨城県の立会いのもとに次のとおり協定する。

（異常時における連絡）

第1条 乙は、甲に対し次の各号のいずれかに該当するときは、その都度連絡するものとする。

- (1) 放射性物質等が異常に漏えいしたとき。
- (2) 放射線業務従業者等について、別に定める線量を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- (3) 原子力施設に重大な故障があったとき。
- (4) 事業所敷地内において火災があったとき。
- (5) 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送中に事故があったとき。
- (6) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 前各号のほか、原子力施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって別に定めるものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事故・故障等に相当する事態があったとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事故・故障等が発生した場合以外の場合であっても、連絡及び報告の必要があると判断したときは、甲に対し、必要な事項について、直ちに連絡するとともに、速やかに報告をするものとする。

3 前2項に規定する連絡及び報告のほか、甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、必要と認める事項について連絡及び報告を求めることができる。この場合において、乙は、甲に対し、必要な事項について直ちに連絡するとともに、報告を求められた事項その他必要な事項について、速やかに報告するものとする。

（連絡方法）

第2条 前条に規定する事態が発生した旨の連絡は、直ちに口頭で行うとともに原則としてファクシミリを併用するものとし、その後新たに判明した状況等については、その都度、口頭及びファクシミリにより連絡するものとする。

2 前項に規定する事態の状況及びそれに対する措置等については、文章により速やかに報告するものとする。

（立入調査の同行）

第3条 甲は、この協定の施行に関し必要な限度において、「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」第12条の規定に基づき茨城県又は「所在町村名」が行う立入調査について、あらかじめ茨城県及び「所在町村名」に連絡のうえ、その職員を当該立入調査に同行させることができる。

（協定の運用）

第4条 この協定に定める事項の運用については、「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定運営要項」（平成10年3月31日制定）の定める例によるものとする。

(協 議)

第5条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項は、茨城県の立会いのもとに、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 通を作成し、甲、乙及び茨城県が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 隣々接市町村 ○ ○ ○ ○

乙 原子力事業者
代表者 ○ ○ ○ ○

立会人 茨 城 県 知 事 ○ ○ ○ ○

① 原子力事業所位置図



事業所名		所在市町村	事業所名		所在市町村	事業所名		所在市町村
①	機構原科研	東海村	⑧	核管センター	東海村	⑮	量研機構那珂	那珂市
②	機構サイクル研		⑨	三菱原燃	東海村 那珂市	⑯	東北大学	大洗町
③	原電東海発電所・東海第二発電所		⑩	日本核燃	大洗町	⑰	日揮	
④	機構大洗	大洗町 鉾田市	⑪	JCO	東海村	：主要 4 事業所 (原子力災害対策特別措置法対象事業所) ：原子力災害対策特別措置法対象事業所 ：その他の事業所 ※住友金属鉱山は、令和元年 10 月 23 日に核燃料物質の使用許可を廃止		
⑤	NDC	⑫	日本照射					
⑥	東京大学	東海村	⑬	積水メディカル				
⑦	原燃工		⑭	三菱マテリアル	那珂市			

研究用原子炉施設

原子力の安全性を高めるため、より高性能な原子炉や燃料をつくるため、あるいは原子力を発電以外の目的で利用するため、研究開発を行っているのが研究用原子炉施設。次世代の原子力の担い手といえます。



①

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

原子力の開発に関する研究などを総合的・効率的に行い、原子力利用の促進に寄与することを目的として設立されました。現在、わが国の原子力分野における中心的な機関として、最先端の施設を活用したユニークで先進的な研究開発が行われており、7基の研究用原子炉を所有しています。



原子力研究発祥の碑



④

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所

それぞれ特徴のある3基の研究用原子炉（材料試験炉（JMTR）、高温工学試験研究炉（HTTR）、高速実験炉「常陽」）と関連研究施設において、軽水炉の高度化や安全向上、高速炉の開発、高温ガス炉の開発及び原子力水素技術に係る研究等を実施しています。また、多様な中性子照射場を広く大学や産業界に提供することで、我が国の学術や産業の振興にも貢献しています。さらに、これらの研究施設や研究実績に基づいて福島技術支援、国内外の人材育成への貢献も行っています。

なお、JMTRは平成29年4月に廃止の方針が決定しており、今後は計画的に廃止措置を進めていきます。



⑥

国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻

日本初の高速中性子源炉「弥生」をはじめ、各種の加速器やレーザー装置他を用いて、原子力開発の基礎研究をはじめ、中性子工学、核融合炉工学、量子ビーム工学研究など、原子力工学の総合的研究が行われています。これらの研究は、全国の大学や研究機関と共同で行われているものもあります。また、大学院生の教育・研究や専門職大学院生を含む学生の教育実習にも利用されています。

なお、原子炉「弥生」は、40年にわたり運転をしてまいりましたが、2011年3月をもって永久停止し、現在廃止措置中です。

原子力発電施設

原子力発電施設は、大きく分けて原子炉建屋とタービン建屋の2つから構成されています。原子炉の中で発生させた蒸気でタービンを回し、さらにタービンが発電機を回して電気をつくっています。県内で商業用としての原子力発電施設は、東海第二発電所のみです。



③ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所

日本初の大型原子力発電所として、1978年11月に営業運転を開始。福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、さまざまな安全向上対策に取り組んでいます。

浸水防止対策
(扉の水密化)



電源確保対策
(高圧電源車等)



冷却機能確保対策
(大容量送水ポンプ車)



(主な取組み)

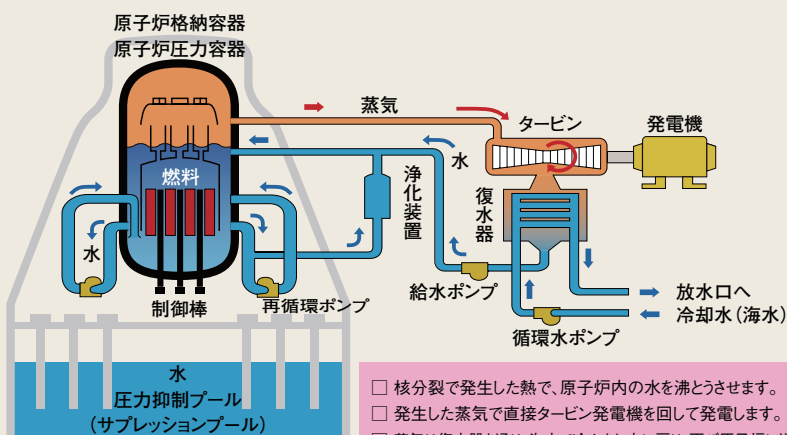


原子炉建屋 最上階



タービン発電機

沸とう水型軽水炉のしくみ



- ☐ 核分裂で発生した熱で、原子炉内の水を沸とうさせます。
- ☐ 発生した蒸気で直接タービン発電機を回して発電します。
- ☐ 蒸気は復水器を通り、海水で冷やされ水に戻り、再び原子炉に送られます。

③ 日本原子力発電株式会社 東海発電所

1966年、日本初の商業用原子力発電所として営業運転を開始。1998年に運転を停止し、2001年12月から我が国初となる商業用原子力発電所の廃止措置に着手しました。約30年間をかけて施設を解体・撤去し、最終的に更地にすることを基本としています。

1号熱交換器切断作業



使用済燃料再処理施設

使用済燃料を、ウラン、プルトニウム、核分裂生成物に分ける施設。この後、ウランとプルトニウムはMOX（プルトニウム・ウラン混合酸化物）燃料製造施設へ送られて、核燃料として再利用されます。この循環する一連の流れを核燃料サイクルといいます。



② 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

東海再処理施設は、昭和 52 年のホット試験開始以降、累計約 1140 トンに及ぶ使用済燃料の再処理を通して、再処理技術の国内定着に先導的役割を果たし、六ヶ所再処理工場への技術移転もほぼ完了した段階です。その後施行された新規規制基準対応にかかる費用対効果も勘案し、平成 29 年 6 月に廃止措置計画の認可申請を行い、平成 30 年 6 月に原子力規制委員会から許可されました。今後は再処理施設等の廃止措置体系の確立に向けた新たな取組みを進めていきます。

核燃料製造施設

天然のウランは、燃料として使用できるようにするために、製錬工場、転換工場、ウラン濃縮工場、再転換工場、成型加工工場を経て、燃料集合体となります。こうした工程にかかわっている施設が核燃料製造施設です。



⑨ 三菱原子燃料株式会社（東海工場）

原子力発電所で使用する原子燃料の開発・設計、製造、販売、輸送を行っています。原子燃料の原料である濃縮六フッ化ウランの再転換加工から燃料集合体の製造までを一貫して手がけ、製品は全国の加圧水型（PWR）原子力発電所で使われています。



⑦ 原子燃料工業株式会社 東海事業所

二酸化ウラン粉末を原料として、沸騰水型（BWR）の軽水炉の燃料など各種の原子燃料を加工・製造している成型加工工場です。また、燃料集合体用の部品の製造、燃料関連装置の設計・製造、燃料関連技術サービスなども行っています。



② 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

プルトニウム燃料開発施設では、MOX 燃料の製造技術開発を行っています。また、更なる経済性向上を目指した製造プロセスや燃料の研究開発及び分析や保障措置等の関連技術の開発を行っています。

研究・技術開発施設

核燃料の研究や放射線を利用する事業所など原子力に関連する多様な施設があり、茨城県は原子力の研究・開発利用の分野で大きな役割を果たしています。



⑤ ニュークリア・デベロップメント株式会社

原子力発電所で使われるウラン燃料、原子炉部品の改良や放射線の計測に関する研究開発を行っています。ウラン燃料(ウランペレット、被覆管)の改良、開発をはじめ、原子炉の部品の安全性の確認、原子力発電所に設置されている空気清浄フィルターの性能確認、放射性廃棄物の分別計測技術の開発などに携わっています。



⑧ 公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター

国の指定保障措置検査等実施機関として、原子力施設に立ち入り、帳簿等の検査及び非破壊検査などの保障措置検査、核物質の分析並びに保障措置技術に関する調査研究などを行っています。また、国の指定情報処理機関として、原子力事業者から国に提出される核物質に関する各種報告書の処理を行うほか、核物質管理に関する技術者の養成などを行っています。



⑩ 日本核燃料開発株式会社

使用済の燃料集合体を扱う世界有数の大型研究施設や新型燃料開発のための燃料研究棟、材料研究棟などを有し、核燃料、プラント材料の研究開発、使用済燃料集合体の外観検査、強度試験などを行っています。また、海外も含めた研究機関との共同研究や研究の受託も行っています。



⑪ 株式会社ジェー・シー・オー 東海事業所

原子力施設の保全及び放射性廃棄物の管理を行っています。工場等については、国によりウラン加工事業の許可を取り消され、運転を停止しており、平成15年4月18日にはウラン再転換事業の再開を断念しました。現在は、使用予定のない設備・装置の解体撤去を行っています。



⑫ 日本照射サービス株式会社 東海センター

未使用の医療機器や医薬品容器等の滅菌処理など、照射サービス事業を行うために設立されました。医療機器をはじめ、食品容器、衛生用品、理化学器材、実験動物用飼料等の滅菌、殺菌のための照射サービス、また各種工業材料の照射改質処理サービスを、放射線照射によって行っています。



⑬ 積水メディカル株式会社 創薬支援センター

医薬品などの体内への吸収、分布、代謝、排泄の様子をラジオアイソトープを活用して明らかにし、安全性を調べる研究を行っています。また、遺伝子技術や超微量分析技術を応用して、より安全な医薬品をつくる研究支援をしています。



14 三菱マテリアル株式会社 エネルギー事業センター 那珂エネルギー開発研究所

ウランの精錬転換，原子燃料製造，使用済燃料の再処理，放射性廃棄物処理及び放射性廃棄物処分など，原子燃料サイクル全般にわたる分野で研究開発に取り組んでいます。核燃料物質や放射性同位元素を用いて，基礎的な原理確認から，要素技術開発，工学規模の実証試験までを実施しています。



15 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂核融合研究所

核融合エネルギーの実用化をめざして，核融合の総合的な研究開発を行っています。1996年には臨界プラズマ試験装置JT-60によってエネルギー増倍率（入力と出力の比）が1となる臨界プラズマ条件を達成，現在はJT-60の超伝導化を進めています。また，フランスで建設中の国際熱核融合実験炉ITER計画においても重要な役割を担っています。



16 国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター

全国の大学・公的研究機関の研究者や大学院生のみならず海外の研究者も利用できる国際共同利用・共同研究センターです。大洗町の日本原子力研究開発機構大洗研究所の中にあり，国内の原子炉や海外の原子炉を用いてエネルギー関連材料の研究やアクチノイド元素を用いた先端材料研究を行っています。



17 日揮ホールディングス株式会社 技術研究所

総合エンジニアリング企業の研究開発拠点として，次代を担う技術開発を行っています。領域はエネルギー，地球環境，原子力，ライフサイエンスなど広範囲に及んでいます。コンピュータを用いたシミュレーションから実験プラントによる実証まで，様々な手法を駆使して技術の実用化に取り組んでいます。

大強度陽子加速器施設 (J-PARC)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構は、平成13年度から両者のポテンシャルを活かした共同プロジェクト「大強度陽子加速器計画」をスタートさせ（平成14年6月建設開始）、大強度陽子加速器施設（J-PARC）を茨城県東海村の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所敷地内に建設しました。

J-PARCは、光速近くまで加速した陽子を、標的となる金属などの原子核に衝突させて壊す（核破砕）ことで、原子核から中性子やニュートリノなどの2次粒子を生成させます。これらの粒子を利用してさまざまな研究を行う世界最高性能の研究施設で、約65ha（東京ドーム約14個分）もの広大な敷地に、3つの加速器と3つの研究施設があります。MRは、直径約500m、1周約1600mになる、日本最大の陽子加速器であり、この加速器で陽子は光速の99.98%の速さまで加速されます。

科学は、ものをよく見て調べることで発展・進歩しています。J-PARCは原子や原子核、素粒子など、小さくて今までよく見られなかった世界を、中性子や中間子などを利用して調べます。

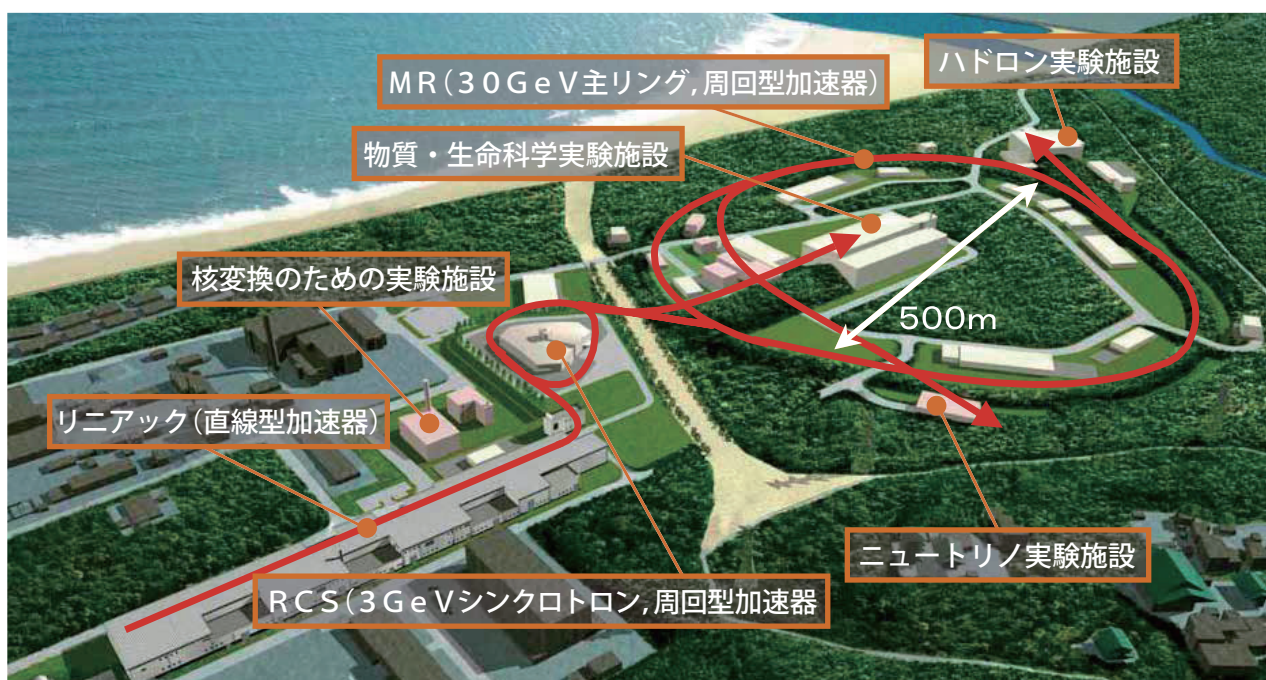
物質・生命科学実験施設では、中性子やミュオンを利用して、バイオテクノロジーや新材料開発など、私たちの生活を豊かにするために役立つような研究を行います。特に中性子はエックス線に比べて水素などの原子をよく調べることができるので、水素と酸素の化合物である水をよく観察できます。難病治療薬開発などの生命科学研究や、農業や食品などの分野の研究進展へ貢献が期待されています。

ハドロン実験施設では中間子を利用して、ものに質量が生まれる理由や、宇宙始まりの謎などの解明を目指します。2008年度のノーベル物理学賞を受賞した、小林教授と益川教授が提唱した理論（小林益川理論）の実証も研究対象です。

ニュートリノ実験施設では、東海村から295km離れた岐阜県飛騨市にある検出装置「スーパーカミオカンデ」にニュートリノを打ち込み、ニュートリノの性質を調べる研究をしています。2015年のノーベル物理学賞を受賞した梶田教授は、スーパーカミオカンデで大気ニュートリノを観測し、ニュートリノが質量を持つことを示す「ニュートリノ振動」を発見しました。J-PARCでは、加速器で作り出したニュートリノビームを用いて、ミュー型ニュートリノが飛行中に電子型ニュートリノに変化（振動）している測定結果を2013年に発表し、ニュートリノ振動が確実に起こっていることを示しました。

また、放射性廃棄物の処理を研究する核変換のための実験施設の計画があります。

J-PARCは世界最高性能を有する施設として、世界中の研究者、科学者などと協力して研究を推進することで、我が国の知的レベルを高め、産業活性により国際競争力を高め、安全安心な暮らしの向上に貢献する最先端科学技術研究施設です。



大強度陽子加速器施設 (J-PARC) 施設配置図

原子力施設における事故・故障等一覧（平成 8 年度～平成 29 年度）

年 度	No.	事業所名	発生年月日	事故・故障等の名称	環境への 影響あり	人の 被ばくあり
平成 8	1	原研東海	平成 8 年 6 月 24 日	J R R - 2 原子炉施設におけるろ過水の漏水	—	—
	2	原 電	平成 8 年 8 月 10 日	東海第二発電所タービン中間塞止弁付近におけるタービン制御油漏えいのための手動停止	—	—
	3	原研大洗	平成 8 年 11 月 11 日	J M T R の定期検査における主循環系圧力サージタンクの欠陥	—	—
	4	動燃東海	平成 9 年 3 月 11 日	アスファルト固化処理施設における火災爆発事故	○	○
平成 9	1	原研東海	平成 9 年 7 月 8 日	J R R - 3 原子炉施設の自動停止（照射設備異常）	—	—
	2	原 電	平成 9 年 7 月 12 日	東海第二発電所軽油貯蔵タンク修理に伴う原子炉手動停止	—	—
	3	原研大洗	平成 9 年 7 月 18 日	J M T R 主循環系ベント弁からの微小漏えい	—	—
	4	動燃東海	平成 9 年 8 月 26 日	廃棄物屋外貯蔵ピット内の水の滞留及び保管容器の腐食	—	—
	5	原研東海	平成 9 年 11 月 20 日	ウラン濃縮研究棟における火災	—	—
平成 10	1	日本核燃	平成 10 年 4 月 8 日	照射済試験片の所在不明	—	—
	2	動燃東海	平成 10 年 6 月 25 日	屋外器材ピットにおける放射性廃棄物の混在及び作業員の作業衣等の汚染	—	—
	3	原研大洗	平成 10 年 7 月 4 日	J M T R 原子炉施設の自動停止（実験利用設備異常）	—	—
	4	原研東海	平成 10 年 8 月 5 日	J R R - 3 原子炉施設の自動停止（実験利用設備異常）	—	—
	5	原 電	平成 10 年 11 月 20 日	東海発電所ホットワークショップでの火災	—	—
	6	N T T	平成 10 年 11 月 30 日	サイクロトロン室内でのサイクロトロン廃棄作業中の作業員の負傷	—	—
	7	サイクル大洗	平成 10 年 12 月 25 日	照射装置組立検査施設におけるナトリウム洗浄中の作業員の負傷	—	—
	8	サイクル大洗	平成 11 年 2 月 16 日	常陽における冷却水配管撤去作業中の作業員の負傷	—	—
	9	サイクル東海	平成 11 年 3 月 17 日	A 棟における排気洗浄水の漏えい	—	—

年度	No.	事業所名	発生年月日	事故・故障等の名称	環境への影響あり	人の被ばくあり
平成11	1	原研東海	平成11年5月21日	F C Aセミホット実験室におけるばや	—	—
	2	原 電	平成11年5月24日	東海第二発電所低圧炉心スプレイ系注入弁の弁帽折損	—	—
	3	原研東海	平成11年7月29日	J F T－2建屋1階実験室におけるばや	—	—
	4	J C O	平成11年9月30日	転換試験棟における臨界事故	○	○
	5	原研大洗	平成11年10月1日	H T T R原子炉施設の自動停止（一次系循環機の故障）	—	—
平成12	1	サイクル大 洗	平成12年4月3日	常陽の手動停止（制御棒駆動系異常）	—	—
	2	原研大洗	平成12年4月24日	J M T R原子炉施設の自動停止（制御棒駆動系異常）	—	—
	3	原研大洗	平成12年7月8日	H T T R原子炉施設の自動停止（一次系循環機の故障）	—	—
	4	原研東海	平成12年7月13日	J R R－3原子炉施設の自動停止（制御棒駆動系異常）	—	—
	5	原 電	平成12年12月26日	東海第二発電所原子炉冷却材再循環ポンプA号機メカニカルシール点検に伴う原子炉手動停止	—	—
平成13	1	原研大洗	平成13年5月31日	J M T R原子炉施設の手動停止（制御棒駆動系異常）	—	—
	2	サイクル大 洗	平成13年10月31日	常陽メンテナンス建家における火災	—	—
平成14	1	原 電	平成14年4月3日	東海第二発電所原子炉給水系の不具合に伴う原子炉の手動停止	—	—
	2	原研大洗	平成14年5月14日	J M T R原子炉施設の自動停止（原子炉制御系異常）	—	—
	3	原研大洗	平成14年12月10日	J M T R原子炉施設の手動停止（一次冷却水の漏えい）	—	—
平成15	1	サイクル東 海	平成15年4月21日	プルトニウム燃料第三開発室工程設備解体室における火災	—	—
	2	原研大洗	平成15年5月21日	H T T R原子炉施設の自動停止（一次系循環器の故障）	—	—
	3	サイクル大 洗	平成15年7月8日	常陽の自動停止（制御棒の誤操作）	—	—
平成16	1	原研東海	平成16年5月7日	J－P A R C Rニアック棟建設現場養生シートの一部焼損	—	—
	2	原研東海	平成16年6月17日	T R A C Y施設安全棒誤作動による原子炉計画外停止	—	—
	3	サイクル東 海	平成16年6月21日	再処理施設分析所保守区域の壁面汚染	—	—

年度	No.	事業所名	発生年月日	事故・故障等の名称	環境への影響あり	人の被ばくあり
平成17	1	サイクル大洗	平成17年6月6日	高速炉安全性第3試験室付近の屋外における火災	—	—
	2	原電	平成17年8月10日	東海第二発電所電動駆動原子炉給水ポンプ出口弁の動作不良による起動中原子炉の手動停止	—	—
	3	原研東海	平成17年8月31日	解体作業中の再処理特別研究棟廃液長期貯蔵施設における火災	—	—
	4	サイクル大洗	平成17年9月6日	常陽コンクリート遮へい体冷却系窒素ガス冷却器伝熱管の孔食	—	—
	5	機構東海原科研	平成18年2月13日	減容処理棟焼却溶融設備における火災	—	—
平成18	1	機構大洗	平成18年7月16日	H T T R 機械棟における火災	—	—
	2	機構東海原科研	平成18年12月5日	減容処理棟における火災	—	—
	3	機構東海原科研	平成19年2月22日	J - P A R C 物質・生命科学実験施設における火災	—	—
	4	三菱原燃	平成19年3月13日	保護容器置場における火災	—	—
平成19	1	原燃工	平成19年4月5日	加工工場ペレット加工室におけるウラン粉末サンプリング時の不具合	—	—
	2	機構大洗	平成19年4月26日	高速実験炉「常陽」管理区域内における放射性物質を含む水の漏えい	—	—
	3	機構東海原科研	平成19年7月5日	非管理区域における汚染	—	—
	4	日揮	平成19年7月23日	第1研究棟B S F 装置における火災	—	—
	5	機構大洗	平成19年11月2日	高速実験炉「常陽」計測線付実験装置との干渉による回転プラグ燃料交換機能の一部阻害	—	—
平成20	1	原電	平成20年8月7日	東海第二発電所原子炉隔離時冷却系タービン排気ライン逆止弁損傷に伴う運転上の制限逸脱	—	—
	2	機構東海サイクル研	平成20年9月24日	工事業者乗用車の車両火災	—	—
	3	三菱原燃	平成20年10月3日	成型工場燃料棒溶接室における火災	—	—
	4	三菱原燃	平成20年11月18日	放射線管理棟廃棄物缶詰室における火災	—	—
	5	機構大洗	平成21年3月3日	除染処理試験棟及び $\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物処理棟Iにおける排気ダクトの腐食孔の確認	—	—
	6	機構東海原科研	平成21年3月11日	核融合中性子源（F N S）施設における火災	—	—

年度	No.	事業所名	発生年月日	事故・故障等の名称	環境への影響あり	人の被ばくあり
平成21	1	機構東海サイクル研	平成21年4月6日	再処理施設海中放出管からの漏えい	—	—
	2	三菱原燃	平成21年5月14日	転換工場 転換試験設備における火災	—	—
	3	機構東海原科研	平成21年6月8日	J R R－3の計画外停止	—	—
	4	原 電	平成21年7月17日	主油タンク油面変動等に伴う機器点検のための原子炉手動停止	—	—
	5	機構東海サイクル研	平成21年9月17日	応用試験棟における漏水	—	—
	6	原 電	平成22年1月13日	残留熱除去系海水系配管の減肉	—	—
	7	機構大洗	平成22年1月22日	高速実験炉「常陽」原子炉附属建屋における火災	—	—
	8	機構東海サイクル研	平成22年3月29日	地層処分放射化学研究施設における火災	—	—
平成22	1	原 電	平成22年6月25日	残留熱除去系海水系(B)系機器点検のための原子炉手動停止	—	—
	2	機構東海サイクル研	平成22年7月23日	プルトニウム燃料第一開発室におけるグローブボックス内の火災	—	—
	3	機構大洗	平成22年10月5日	材料試験炉(J M T R)の管理区域外にある埋設配管のき裂による放射性物質の漏えい	—	—
	4	機構東海原科研	平成22年10月29日	廃液輸送管撤去作業における管理区域外での放射性物質の漏えいについて	—	—
	5	機構東海サイクル研	平成23年2月3日	プルトニウム燃料第二開発室におけるグリーンハウス内の火災について	—	—
	6	三菱原燃	平成23年2月8日	転換工場管理区域内におけるウラン飛散について	—	○
	7	日本照射サービス	平成23年2月21日	電子線照射施設 照射室における火災	—	—
	8	原 電	平成23年3月18日	非常用ディーゼル発電機2C用海水ポンプの自動停止について	—	—
	9	原 電	平成23年3月28日	125V蓄電池2B室における溢水について	—	—

年度	No.	事業所名	発生年月日	事故・故障等の名称	環境への影響あり	人の被ばくあり
平成23	1	原 電	平成23年 7 月 6 日	東海第二発電所廃棄物処理建屋 3 階における火災	—	—
	2	機構東海 サイクル研	平成23年 9 月 13 日	再処理施設分離精製工場における高放射性廃液貯槽の換気ブローの一時停止	—	—
	3	機構大洗	平成23年10月 5 日	高速実験炉「常陽」旧廃棄物処理建屋における火災	—	—
	4	機構東海 サイクル研	平成23年10月28日	再処理施設主排気ダクトの貫通孔の確認について	—	—
	5	機構東海 原科研	平成23年12月20日	原子炉安全性研究施設（N S R R）における火災について	—	—
	6	原 電	平成23年12月27日	東海第二発電所取水口エリア北側ポンプ槽での火災	—	—
	7	原 電	平成24年 1 月 13 日	東海発電所固化処理建屋屋上冷却塔における火災	—	—
平成24	1	原燃工	平成24年 8 月 4 日	部材工場におけるシュレツダー細断作業による火災発生	—	—
	2	機構東海 サイクル研	平成24年 9 月 6 日	再処理施設分析所非管理区域における汚染	—	○
	3	機構大洗	平成24年10月25日	J M T R 施設内 C トレンチの廃液移送管表面からの汚染検出	—	—
	4	機構大洗	平成24年11月 9 日	J M T R 施設内 C トレンチの第 4 排水系配管からの汚染検出	—	—
	5	機構東海 原科研	平成24年11月 9 日	廃棄物安全試験施設（W A S T E F）における火災	—	—
	6	原 電	平成24年11月30日	東海第二発電所 管理区域外での洗浄廃液の漏えい	—	—
平成25	1	機構原科研	平成25年 5月23日	大強度陽子加速器施設 J-P A R C ハドロン実験施設における放射性物質の漏えいについて	—	○
	2	原燃工	平成26年 2月14日	加工工場における火災発生について	—	—
平成26	1	機構原科研	平成26年 7月12日	原子力コード特研建屋屋外の仮設発電機における火災について	—	—
	2	機構大洗	平成26年 7月29日	固体廃棄物前処理施設（WDF）のパッケージエアコンの火災について	—	—
	3	機構大洗	平成26年 9月11日	材料試験炉（JMTR）第3排水系貯槽（Ⅱ）建屋内での放射性物質の漏えいについて	—	—
	4	機構那珂	平成26年 9月16日	第 1 工学試験棟大実験室における遮断器の火災について	—	—
	5	原 電	平成26年12月19日	東海第二発電所 廃棄物処理建屋送風機室(B)における火災の発生について	—	—
	6	機構原科研	平成27年 1月16日	J-PARC・物質・生命科学実験施設（MLF）第2実験ホールにおける火災について	—	—

年度	No.	事業所名	発生年月日	事故・故障等の名称	環境への影響あり	人の被ばくあり
平成27	1	NDC	平成27年12月17日	燃料ホットラボ施設における火災について	—	—
平成28	1	原 電	平成28年 6月 2日	東海第二発電所廃棄物処理棟における放射性廃液の漏えい	—	—
平成29	1	機構大洗	平成29年 6月 6日	燃料研究棟における汚染	—	○
平成30	1	機構原科研	平成30年 7月 9日	情報交流棟第2計算室における火災について	—	—
	2	機構 サイクル研	平成31年 1月30日	プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染について	—	—
	3	日 揮	平成31年 2月 5日	第2研究棟パイロット室における火災	—	—
	4	機構原科研	平成31年 2月 8日	第1研究棟におけるノートパソコンからの発煙について	—	—

- ※ 平成16年度から「異常事態」及び「軽微な事故・故障」の呼称を廃止し、「事故・故障等」として一本化。
- ※ 事故・故障等の名称については、原子力安全協定に基づく事故・故障等発生報告書に記載された名称で記載。

【用語解説】

【あ行】

●アルファ線（ α 線）

アルファ線は、放射線の一種で、陽子2個と中性子2個からなるヘリウムの原子核と同じ構造の粒子である。物質を通り抜ける力は弱く、衝突した相手を電離する能力が高いため、自分の持つエネルギーを急速に失ない空気中では数センチメートルしか進めず、紙一枚程度で止めることができる。

アルファ線を人体外部で受けた場合、アルファ線は皮膚の表面で止まってしまうため、人体への影響はほとんどない。しかし体内にアルファ線を放出する放射性物質を摂取した場合、その物質の沈着した組織の細胞が集中してアルファ線の全エネルギーを受けるため人体が受ける影響が大きい。

●安全規制

原子力施設の安全確保のため、原子力施設の設計、建設、運転に関して、施設設置者及び原子力規制庁は一般公衆及び従事者に対して健康と安全の確保を図る責務がある。

このため、原子力施設の設置許可、工事計画の認可、保安規定、運転管理の監督等一貫して原子力規制庁が安全審査を実施し、さらに原子力規制委員会が安全のための規制措置を客観的、技術的な観点から調査審議する。このような安全確保のための規制体制を安全規制という。

●安定ヨウ素剤（ヨウ素剤）

放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したものの。

ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し、それを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所等の事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引起す。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。



安定ヨウ素剤

●インターロック・システム

原子力発電所や再処理施設などの原子力施設においては、運転員が誤った操作をしようとしても作動しないシステムが採用されている。このシステムは、「インターロック・システム」と呼ばれ、例えば、原子力発電所において、運転員が誤って制御棒の引抜き操作を実施しようとしても、機械的または電気的な方法によって制御棒が引抜けなくなっている。事故を防止するための重要なシステムである。

●宇宙線

宇宙（銀河系や太陽など）から地球上に降り注いでいる放射線を宇宙線という。宇宙線は大部分が陽子と若干のヘリウムイオン及び重粒子のイオンからなる。この宇宙線が大気圏に突入し、大気中の酸素、窒素、炭素などの原子核と反応し、ミューオン（素粒子）や中性子などの二次宇宙線をつくる。これがさらに空気中の物質と核反応して、トリチウム、炭素-14、ベリリウム-7などの放射性物質を生成する。

宇宙線の量（強さ）は、緯度や海拔（高度）によって異なり、高度が高くなると増加する。国連科学委員会（2000年、報告）によると、宇宙線によって私たちが1年間に受ける放射線量は、世界平均で約0.4ミリシーベルトである。

●ウラン転換

ウラン鉱山から採掘されたウラン鉱石は、化学的に処理（製錬）され粉末状のイエローケーキ（八酸化三ウラン）にされる。このイエローケーキをフッ化水素またはフッ素と反応させ六フッ化ウランに変えることを「転換」という。

六フッ化ウランは、常温では固体であり、約60℃で気体となる物質で、ウランを濃縮するために用いられる。濃縮した六フッ化ウランを原子炉燃料として加工するため、二酸化ウランに転換する工程を「再転換」という。

●ウラン燃料成型加工

粉末の二酸化ウラン等を原料として、原子炉用の燃料集合体に加工することをいう。軽水炉用のウラン燃料成型加工においては、二酸化ウランをプレス成型してペレット状とし、それを高温で焼き固めてペレットを作る。そのペレットをジルカロイ製の燃料被覆管に封じ込めて燃料棒とし、燃料棒を束ねて製品である燃料集合体に組立てる。

●ウラン濃縮

天然ウランには、燃えやすい（核分裂しやすい）ウラン-235が約0.7%、燃えにくい（核分裂しにくい）ウラン-238が約99.3%含まれている。この燃えやすいウラン-235の割合を増やすことをウラン濃縮という。軽水炉のウラン燃料はウラン-235の割合を3～5%に増やした濃縮ウランを使用している。日本では、遠心分離法によりウラン濃縮が行われている。

●応力腐食

曲げ応力や引張応力がかかった金属材料は、腐食条件、例えば塩素や酸素を含む水にさらされると腐食が起こりやすくなる。この腐食を応力腐食という。

沸騰水型原子炉（BWR）ではステンレス鋼配管溶接部近傍に、加圧水型原子炉（PWR）の場合には蒸気発生器の伝熱管などに発生しやすいので、材料の合金成分見直しなどの改良、溶接・熱処理法や水処理法の改善が実施されている。

●汚染検査

放射性物質により建物、施設などの床・壁などの表面、及び器具、容器、機械及び輸送物の表面が汚染されているか否かを検査することを汚染検査という。また、人について、衣服、帽子、靴、手袋、靴下、下着などの衣類及び皮膚、毛髪などの体表面を検査すること、体内に取入れた放射性物質の有無を検査することも汚染検査という。表面汚染に係る汚染検査では一般的に、表面汚染測定用サーベイメータが使用される。表面汚染の間接的な測定法として、ろ紙などにふき取り付着した放射性物質の量を測定するスミヤ検査も行われる。

また、人の手足、衣服などの汚染を検出するために、ハンドフットクロスモニタなどが用いられる。

●汚染防護服

管理区域内の汚染するおそれのある区域で働く放射線業務従事者等が、管理区域に立入る時に着用する服を汚染防護服という。

防護服は、下着、つなぎ服、ヘルメット、全面マスクまたは半面マスク、靴下、ビニール手袋などを着用し、作業に伴って発生するあらゆる放射性空気汚染あるいは表面汚染から体内被ばくと人体表面への汚染を防護するために使用される。

●オフサイトセンター

オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）は、原子力災害発生時に避難住民等に対する支援など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方自治体、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が、一堂に会して情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設である。

事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。



県原子力オフサイトセンター

【か行】

●加圧水型原子炉（PWR）

普通の水を減速材と冷却材として用いる軽水炉の一種で、現在世界で最も多い型式の原子力発電用の原子炉である（PWRは Pressurized Water Reactorの略称である）。加圧水型原子炉は、一次系に約160気圧の圧力をかけて、高温の一次冷却水が沸騰しないようにし、この熱を蒸気発生器に通して二次系の水に伝え、蒸気を作ってタービンを回して発電する。一次系と二次系が分離されているので、タービンを通る二次系の蒸気には放射性物質を含まない点が沸騰水型原子炉（BWR）と異なる。

●外部被ばく

人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを外部被ばくという。

外部被ばくの例として、レントゲン撮影のときX線を受けることがあげられる。また、地球上の生物は宇宙線や、大地からの放射線により日常的に外部被ばくをしている。外部被ばくに係る主な放射線はガンマ線、X線、ベータ線及び中性子線である。

●壊変（崩壊）

原子核が不安定な状態から、放射線を出して別の原子核または安定な状態の原子核に変わっていく現象を壊変または崩壊という。

放出する放射線によって α 壊変、 β 壊変、 γ 放射という。

●改良型沸騰水型原子炉（ABWR）

改良型沸騰水型原子炉は、従来の沸騰水型原子炉（BWR）より一層の信頼性、安全性の向上、稼働率・設備利用率の向上、廃棄物量の低減、運転性・保守性の向上及び経済性の向上を目指した炉である。ABWRは、Advanced Boiling Water Reactorの略称である。

改良型沸騰水型原子炉（ABWR）の開発は、日本における軽水炉技術の定着化をはかるために実施してきた第3次改良標準化の一環として、次世代軽水炉の確立を目指して実施されたものであり、電気出力を約136万kWにするとともに、国内外で実証済のすぐれた技術を集大成しており、従来型のBWRに比して種々の改良設計を採用している。

改良設計された主要設備は、（1）インターナルポンプ（RIP）、（2）改良型制御棒駆動機構（改良型CRD）、（3）主蒸気流量制限器、（4）独立3区分の非常用炉心冷却設備（ECCS）、（5）鉄筋コンクリート製原子炉格納容器（RCCV）、（6）タービン、（7）湿分分離加熱器、（8）デジタル技術及び新型中央制御盤などに及んでいる。

●核原料物質

核原料物質とは、核燃料物質であるウランやトリウムの原料となる鉱石のことをいい、原子力基本法で「ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であって、政令で定めるものをいう」と定義されている。政令では、ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質で核燃料物質以外のものと規定されている。

●確定的影響

ある一定の放射線量（これをしきい値という）を超える被ばくをした場合にだけ現れ、受けた放射線の量に依存して症状が重くなるような影響。大量の放射線を受けた結果多数の細胞死が起きたことが原因と考えられる。

症状の現れ方には個人差があるが、ほぼ同じ程度の線量の放射線を受けた人には、同じような症状が現れる。

確定的影響には、急性の骨髄障害、胎児発生への影響（精神遅延、小脳症）、白内障などが含まれる。

●核燃料（原子燃料）サイクル

原子力発電所で使い終わった燃料（使用済燃料）を再処理することにより、再利用できるウランとプルトニウムを回収し、ウランは濃縮して燃料として利用し、プルトニウムはウランとプルトニウムの混合酸化物燃料に加工してMOX燃料として利用する。この一連の流れのことを核燃料サイクルという。

回収したプルトニウムをプルサーマル燃料として軽水炉で再利用することを軽水炉サイクル、高速増殖炉（FBR）で再利用することをFBRサイクルという。FBRサイクルで再利用

していくと、ウランを軽水炉で1回使用した場合に比べ、ウランの利用効率を数十倍に高めて利用できる。我が国はこのFBRサイクルの確立を目指して技術開発を進めている。

●核燃料物質

核燃料物質とは、ウラン、プルトニウム、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、[原子炉](#)の中で核分裂を起こす物質をいう。

●核燃料輸送物

輸送のため、[核燃料物質](#)等（核燃料物質または核燃料物質で汚染されたもの）を輸送容器に収納した状態のものを核燃料輸送物という。

核燃料輸送物は、収納される核燃料物質の放射能量に応じて区分されており、輸送時の安全を確保するために、それぞれ技術基準が定められている。収納物の放射能の少ない順に、L型、A型、B型と区分され、A型には一般の試験条件が、B型には一般と特別の試験条件が課せられる。さらに、ウラン-235やプルトニウム-239等、核分裂性物質が一定量以上の輸送物については、臨界管理のため核分裂性輸送物として別に区別されている。

●核物質防護

核物質防護とは、テロリスト等（[核燃料物質](#)を盗もうとする者や、原子力施設を破壊しようとする者）から核物質や施設を守るための対策全体のことをいう。

原子力発電所や[核燃料サイクル](#)関連施設では、平和利用のための[核燃料物質](#)が盗取され核兵器が作られたり、原子力施設が破壊され放射性物質が環境に放出されることを防ぐため、国際的には核物質防護条約、国内的には原子炉等規制法等によって、核物質の防護措置を講じることが義務づけられている。核物質防護は核物質の種類と量等によって三つの区分に分かれ、それぞれに応じた防護措置が実施されている。施設に対する防護措置の例としては、防護区域等の設定、監視や巡回の実施、防護設備・機器の設置、施設や区域への出入管理等がある。

●核分裂

原子核が二つ以上の異なる原子核に割れることをいう。原子核を構成している[中性子](#)と陽子の結合が、新たに中性子を吸収することによって不安定になり、核分裂を起こす。核分裂を起こす核種として、ウラン-235、プルトニウム-239等がある。原子核が分裂するとき、エネルギーと2、3個の中性子を放出する。その中性子が他のウランの原子核にあたることで、核分裂が次々と起こる。これを[連鎖反応](#)と呼び、より大きなエネルギーが生まれる。

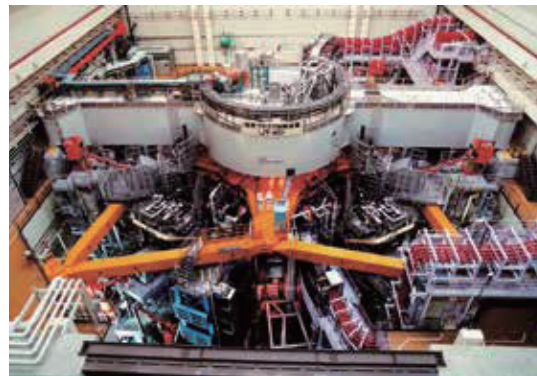
●核分裂生成物

ウラン-235やプルトニウム-239等が[核分裂](#)することによってできた核種のことをいう。FP（Fission Products）とも略称される。

核分裂生成物（FP）の多くは原子核が不安定で、[放射線](#)を出して別の原子核に変わっていく（これを壊変または放射性崩壊という）。多くの場合は、一回壊変してもなお不安定で、さらに放射線を出して[壊変](#)を続ける。こうしたFPの[半減期](#)は短いものが多いが、なかには何万年と長いものもある。

●核融合

水素や重水素、三重水素など質量の小さい元素の原子核が互いに衝突して、ヘリウムなどの別の重い原子核に変わる現象のことをいう。太陽のエネルギーは核融合によるものである。原子核を衝突させるためには一億度を超える高温が必要であり、基礎的な研究の段階にある。



臨界プラズマ試験装置 J-T-60（量研機構那珂）

●確率的影響

放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた[放射線](#)の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響で[しきい値](#)がないと仮定されている。

がんと遺伝的影響が含まれる。

放射線によってDNAに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。

●加速器

電磁気力により荷電粒子を加速させて高エネルギーの粒子を発生する装置。加速原理には静電加速器、線形加速器（[リニアック](#)）及び[シンクロトロン](#)などの円形加速器がある。

●ガラス固化

[使用済燃料](#)を[再処理](#)することにより、[核分裂生成物](#)などを含む高レベルの放射性廃液が発生する。この廃液は[放射能](#)が極めて高いことから、安定に保管するとともに将来安全に処分するため、ガラスの中に封じ込める。このことをガラス固化という。ガラス固化では、ガラス原料と高レベル放射性廃液を混ぜて加熱し、水分は蒸発させ、核分裂生成物などをガラスに封じ込めてステンレス容器に流し込んで固化体としている。



ガラス固化体（機構サイクル研）

●環境試料

周辺公衆の被ばく線量の評価や環境における放射能レベルを把握するために採取する、大気中の浮遊じん、陸水・海水、

土壌・海底土、牛乳、農産・海産食品などをいう。

●環境放射線モニタリング指針

原子力施設の周辺で実施される環境放射線モニタリングの技術の水準を向上させ、及び斉一化させるため、環境放射線モニタリングの計画、測定、結果の評価等を行うにあたっての基本的考え方を取りまとめたもので、平成20年3月の原子力安全委員会において決定された。

本指針には、総則、平常時モニタリング、平常時モニタリングの強化、緊急時モニタリング、共通事項が示されている。

環境放射線モニタリング指針の決定にあたり、「環境放射線モニタリングに関する指針」及び「緊急時環境放射線モニタリング指針」が廃止された。

●ガンマ線（γ線）

原子核の壊変によって原子核から放出される電磁波をガンマ線という。不安定な原子核がアルファ線やベータ線を放出した後に、さらにガンマ線を放出してより安定な原子核に移行する。

ガンマ線は物質を透過する力がアルファ線やベータ線に比べて強く、遮へいをするには、厚い鉛板やコンクリート壁が必要である。

●管理区域

原子力発電所、核燃料サイクル関連施設及び、放射性同位元素等取扱施設において被ばくのおそれのある区域で、放射線業務に従事する者の被ばく管理を適切に実施し、従事者以外の者の被ばくを防止するために特に定めた区域をいう。

管理区域内の床や装置の表面の汚染検査、空気中の放射性物質濃度の測定、空間線量率の測定等が実施され、管理されている。管理区域内に入域する場合は、被ばく線量計を装着し、専用靴や専用の汚染防護服に着替えるとともに退域時には管理区域の出入口に設置されたハンドフットクロスモニタなどにより身体や衣服の放射能汚染検査が行われる。

●希ガス

ヘリウム(He)、ネオン(Ne)、アルゴン(Ar)、クリプトン(Kr)、キセノン(Xe)、ラドン(Rn)の6元素を総称するもので、大気中の存在量が非常に少ないので希ガスと呼ばれる。これらは非常に安定な元素で、他の元素と容易に化合しないので不活性ガスともいう。このうち放射能を持つ希ガスを放射性希ガスという。

例えば天然に存在するアルゴン-40は放射能を持たないが、中性子を照射するとアルゴン-41となり、放射能を持つので放射性希ガスという。またこれは人工的に作られたものであるので人工放射性希ガスともいう。ラドン(ラドン-222)、トリウム(ラドン-220)は自然放射性希ガスである。

原子力発電所で事故が発生した場合、主にクリプトンやキセノンの放射性希ガスが大気中に放出される。

●軌道電子

原子核の周囲に拘束されて運動している電子を軌道電子という。

●急性被ばく

短時間に放射線を受けること。

事故による被ばくなどがその例である。

逆に、長い時間にわたって放射線に被ばくすることを慢性被ばくという。

被ばく線量が同じである場合は、急性被ばくによる影響（障害）の方が、慢性被ばくによる影響（障害）よりも通例大きくなる。

●緊急時モニタリング

放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はその恐れがある場合に、緊急時モニタリング計画等に基づき、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供のため実施する環境放射線モニタリングをいう。

●緊急（非常用）炉心冷却装置（ECCS）

原子炉内の冷却水が減少したり、配管が破れて急速に冷却水が流失したときなどに、緊急に炉心を冷却するために設けられている装置を緊急炉心冷却装置という。

原子炉の中へ大量の水を送り込んだり、燃料棒に直接水をかけて冷やしたりして、燃料棒の崩壊熱による破損を防止する。

●空間線量率（空気吸収線量率）

対象とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。

放射線の量を物質が放射線から吸収したエネルギー量で測定する場合、線量率の単位は、Gy/h（グレイ/時）で表す。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的にnGy/h（ナノグレイ/時）及びμSv/h（マイクロシーベルト/時）である。

原子力発電所では、周辺環境の安全を確かめるため、モニタリングステーション及びモニタリングポストを施設周辺に設置し、環境中の空気吸収線量率を連続して測定している。

●グレイ（Gy）

グレイは、放射線のある物体に当たった場合、その物体が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量とよばれる。

1グレイは、放射線を受けた物体1キログラムあたり1ジュールのエネルギーを吸収したことに相当する。

この単位は放射線や物質の種類によらず適用されるもので、放射線が物質（人体を含む）に与える影響を評価するときの基本的な物差しになる。

●グレイ・イクイバレント（GyEq）

高LET放射線を高線量被ばくしたときの被ばくの程度の指標とするために、同程度の急性の影響を及ぼすX線の吸収線量をグレイ・イクイバレント（GyEq）ということがある。一方、長期的な影響についてはシーベルトという単位が用いられる。実際にグレイ・イクイバレントが表す量は、放射線の種類による影響の度合いの比較を何に着眼して行ったかによって異なる。

1999年9月30日に発生したJCO臨界事故の際、事故現場で作業していたJCO社員3名が重篤な被ばくをし、うち1名が12月21日死亡、さらに翌年4月27日に1名が死亡した。これら3名の線量はそれぞれ16～20グレイ・イクイバレント（GyEq）、6.0～10GyEq、1～4.5GyEq程度と発表された。

●グローブボックス

プルトニウム等の**アルファ線**を放出する**放射性物質**は、体内に摂取しないように、気密性の箱型の装置の中で作業環境から隔離した状態で取扱う。この箱型の装置をグローブボックスという。

グローブボックスの前面には、ボックス内作業の視野を確保するため透明なアクリル樹脂や強化ガラス等が使用されており、ゴム製のグローブを介して放射性物質や装置を操作する構造となっている。グローブボックスの中は、作業環境より低い負圧に維持され、万一グローブが破損しても放射性物質が漏洩しにくいようになっている。



グローブボックス（NDC）

●警戒区域

災害対策基本法で、市町村長には、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、立入制限や退去等を命ずる区域を設定する権限が与えられている。この区域を警戒区域という。

●蛍光作用

物質に**放射線**や紫外線を当てると、その物質に特有な波長の光が放出される現象を蛍光作用という。

この現象は原子、分子、物質が放射線によって余分のエネルギーをたくわえ、それを光の形で放出してもとの安定な状態にもどるために起こる。このような光を蛍光といい、蛍光を発する物質を蛍光物質という。

●研究炉

研究炉は、利用目的に応じた**中性子**を作り出し、かつその中性子を利用する設備を有する**原子炉**であり、核反応で発生する熱を利用する発電用原子炉と異なり、原子炉に関する工学的基礎データを得る目的と、中性子を利用する目的で使用する原子炉であり、同時に原子炉にかかわる人材の育成のための原子炉でもある。

研究炉には、中性子を利用して物理、化学、生物などの基礎研究を行うビーム実験炉、照射孔で中性子を照射して材料の試験を行う材料試験炉、医療用中性子照射が可能な医療用炉、ラジオアイソトープ生産用炉、教育訓練用炉などがある。なお、工学的研究用原子炉には、新型原子炉の開発のための実験炉・原型炉等も含まれる。

●原子核物理学

原子核内の作用する強い相互作用に従う粒子に伴う核反応や原子核の各構造などを扱う物理学を原子核物理学という。

●検出限界

測定試料の計数値が、その測定器の持つバックグラウンド



高速中性子源炉「弥生」（東京大学）

の計数の統計的な揺らぎを超えて有意に検出できる最低のレベルを検出限界（検出下限）という。

●原子力安全委員会

原子力安全委員会は、原子力基本法に基づいて設置されていた審議機関であり、原子力の研究、開発及び利用に関する事項の内、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、決定する委員会であったが、原子力規制委員会の発足に伴い廃止された。

原子力安全委員会の所掌事項は、**原子力委員会**及び原子力安全委員会設置法に次のとおり定められていた。

1. 原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する政策に関すること。
2. **核燃料物質**及び**原子炉**に関する規制のうち、安全の確保のための規制に関すること。
3. 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。
4. 放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に関すること。

また、原子力安全委員会は、必要であれば、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができることになっていた。

●原子力安全協定

原子力事業者が地元の道府県、市町村、隣接市町村と結んだ安全に関する協定を原子力安全協定という。

主な内容は次のようなものである。

- ・周辺環境における**放射線**の共同監視（通常は事業者、地方自治体の二者がそれぞれ測定）
- ・異常時等における情報の迅速な連絡・通報義務
- ・地方自治体による立入調査・安全措置要求の受入れ
- ・施設の新設または増設、変更に対する地元の事前了解
- ・施設の安全確認の実施

●原子力委員会

原子力委員会は、原子力基本法に基づき、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的運営を図るために内閣府に設置された委員会であり、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保の実施に関するものを除く事項について企画し、審議し、決定する役割を担っている。

原子力委員会は、必要であれば、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に勧告することができることとなっている。

●原子力規制委員会

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波による東京電力福島第一原子力発電所の重大事故の教訓を踏まえ、従前は関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティに加え、原子力基本法（昭和30年法律186号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の規定に基づく原子力災害対策指針の策定等、原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務を一元的に担う組織として、平成24年9月19日、環境省の外局に、独立性の高い機関（国家行政組織法第3条に基づき設置される省庁、委員会のうちの一つ）として設置された。

2013年4月より、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制についての事務も担っている。

原子力規制委員会の事務局として、原子力規制庁が設置されている。

所掌事項は、原子力規制委員会設置法に定められており、主なものは以下のとおり。

- 1 原子力利用における安全の確保に関すること。
- 2 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。
- 3 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。
- 4 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。
- 5 放射線による障害の防止に関すること。

また、原子力規制委員会は、必要であれば関係行政機関の長に勧告することができる。

●原子力緊急時支援・研修センター

日本原子力研究開発機構が、[防災基本計画](#)（原子力災害対策編）に基づき、緊急時に対応にあたる国、地方自治体、警察、消防、事業者などの防災関係者に対して技術的支援を行う活動拠点として原子力緊急時支援・研修センターがつけられた。茨城県ひたちなか市と福井県敦賀市に設置されている。

支援・研修センターの建屋には各種通信設備等を整備し、[原子力災害](#)発生時に備えている。また、平常時には原子力防災関係者（国、地方自治体、警察、消防、事業者など）を集めた研修等を行っている。



支援棟（原子力緊急時支援・研修センター）

●原子力緊急事態宣言

[原子力災害対策特別措置法](#)第15条に定める原子力緊急事態に至った場合、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出される。この宣言により、国は原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）の設置、原子力事業者、国の各機関、関係自治体等に対する必要な指示等を行うとともに、原子力災害現地対策本部（本部長：副大臣）を[オフサイトセンター](#)に設置し、[原子力災害合同対策協議会](#)が組織される。

●原子力災害

[原子力災害対策特別措置法](#)では、原子力災害とは、「原子力緊急事態により国民の生命、身体または財産に生ずる被害をいう」と定義している。また、原子力緊急事態とは、「原子力事業者の[原子炉](#)の運転等により[放射性物質](#)又は[放射線](#)が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいう」と定義している。

●原子力災害医療

原子力災害や放射線事故により被ばくした者あるいは汚染を伴う傷病者に対する医療活動のこと。避難した住民、発災事業所従業員などを対象に、放射線被ばくや放射性物質による汚染について医療処置を行う。発災事業所内での救護施設近傍の医療機関、住民の避難所に設けられた救護所などで行われる[初期医療](#)と、[二次除染や内部被ばく検査を担う原子力災害拠点病院](#)、さらに専門的な[高度被ばく医療支援センター](#)で構築され、必要に応じて柔軟に使い分ける。

[原子力災害医療](#)を行う医療機関は、[国及び原子炉施設等立地道府県等](#)があらかじめ指定又は登録する。

なお、原子力災害における医療対応には、通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく医療の考え方が必要であり、被ばく線量や被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮し、被災者や障害者等に施す医療のコントロールを行い、緊急事態に適切な医療行為を迅速、的確に行うことが必要となる。

●原子力災害合同対策協議会

大量の[放射性物質](#)が異常に放出するような緊急事態が発生した場合には、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び[原子力防災専門官](#)等は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（[オフサイトセンター](#)）に「原子力災害合同対策協議会」を組織する。原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに[指定公共機関](#)及び事業者等で構成する。



原子力災害合同対策協議会
（県原子力オフサイトセンター）

●原子力災害対策特別措置法

原子力災害対策特別措置法は、1999年9月30日に起きたJCO臨界事故の教訓等から、原子力災害対策の抜本的強化をはかるために1999年12月17日に制定され、2000年6月16日に施行された法律である。

この法律では、臨界事故の教訓を踏まえ、(1)迅速な初期動作の確保、(2)国と地方公共団体の有機的な連携の確保、(3)国の緊急時対応体制の強化、(4)原子力事業者の責務の明確化をはかるとしている。

また、[原子力災害](#)の特殊性に配慮し、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、内閣総理大臣の[原子力緊急事態宣言](#)の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、[災害対策基本法](#)などの足りない部分を補い、原子力災害に対する対策の強化をはかる。また、これにより原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する。

●原子力総合防災訓練

国の原子力総合防災訓練は、[原子力災害対策特別措置法](#)第13条第1項にもとづいて、原子力事業所での災害発生を想定し、国、道府県、市町村が参加し、情報伝達、緊急時モニタリング、避難誘導等の総合的な訓練を行うものである。

訓練計画の内容は、次に掲げるものを含める。

1. 原子力緊急事態の想定に関すること。
2. 第10条通報、第15条事態宣言及び[原子力災害合同対策協議会](#)の運用に関すること。
3. その他原子力災害予防対策をはかるために必要な事項。

●原子力保安検査官

1999年9月に発生したJCO臨界事故を教訓として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が改正され、原子力事業者が守るべき保安規定の遵守状況調査制度の創設、原子力保安検査官の新たな任命などが定められた。

原子力保安検査官は、平常時においては、経済産業省所掌及び文部科学省所掌のそれぞれの原子力施設に対して、保安規定の遵守状況、運転管理状況、及び教育訓練の実施状況の調査、定期自主検査等での立合いなどの保安検査を実施し、トラブル等発生時においては、原子力規制庁への連絡、現場調査及び再発防止対策の確認等を実施する。

●原子力防災会議

原子力防災会議とは、原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進や原子力事故が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施を推進するために、原子力基本法に基づき内閣に常設されている。

議長、副議長及び議員を補佐させるため、原子力防災会議に幹事会を置いている。

●原子力防災計画

原子力発電所等のある地域の道府県や市町村は、[災害対策基本法](#)及び[原子力災害対策特別措置法](#)に基づいて、防災基本計画を参考に[原子力災害](#)に対して地域住民の健康と安全を守るため、それぞれの実情に応じた[地域防災計画](#)（原子力災害対策編）を策定している。原子力防災対策の技術的・専門的事項については、[原子力規制委員会](#)の「[原子力災害対策指針](#)」に基づき万一の事態に備えている。

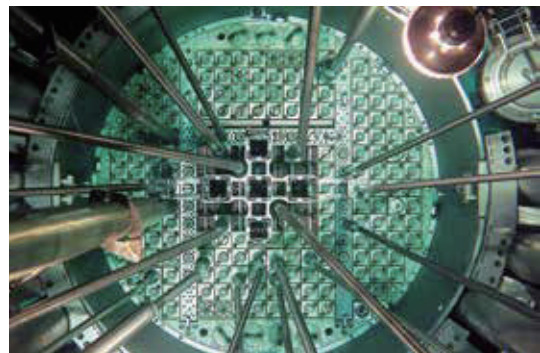
一方、経済産業省、文部科学省、警察庁、消防庁などの関係省庁は、それぞれ防災業務計画を定め災害発生時には必要な対策を講じることになっている。

●原子炉

原子炉とは、核分裂連鎖反応を制御しながら持続させる装置のことをいう。また、原子力基本法では「[核燃料物質](#)を燃料として使用する装置」と定めている。原子炉には、基礎研究や中性子の利用を目的とした研究炉と発電を目的とした動力炉がある。

燃料として、主に[濃縮ウラン](#)が用いられており、一部MOX燃料を使用している原子炉もある。運転の制御や停止には[制御棒](#)と呼ばれる中性子吸収材が用いられる。

核分裂連鎖反応に主として関与する[中性子](#)の運動エネルギーの大きさにより、熱中性子炉、高速中性子炉などに分類され、また減速・冷却に用いられる物質の種類により軽水炉、重水炉、黒鉛炉などに分類される。



JMT-R炉心（機構大洗）

●原子炉压力容器

発電用原子炉等の炉心部を収納する鋼製容器であり、原子炉運転時の高温・高圧に耐える構造となっている。



東海第二発電所原子炉压力容器（原電）

●原子炉格納容器

原子炉と冷却系など主要な原子力設備を収納する構造物で、気密、耐圧性を備えている。原子炉事故で**放射性物質**が**原子炉压力容器**の外に漏れ出した際にこれを閉じ込めて外部に放出させない機能を有している。鋼製が主流であるが、コンクリート製のものもある。



東海第二発電所原子炉格納容器（原電）

●原子炉緊急停止（スクラム）

原子炉に異常が発生した場合に原子炉を緊急停止させることを原子炉スクラムという。手動で停止するときもある。原子炉に設置されている検出器の信号が原子炉の運転条件の限界範囲（スクラム条件）を超えた場合、自動的に負の反応度を加えて、すみやかに原子炉を停止させるようになっている。原子炉出力、**原子炉冷却材**の出口温度、入口流量、原子炉ピリオド（周期）等がスクラム系へつながる変量信号の代表的なものである。**加圧水型原子炉（PWR）**では原子炉トリップということもある。

原子炉に所定のレベルを超える異常や故障が発生した場合、炉心の**核分裂**を直ちに停止させる装置を原子炉停止系という。原子炉停止系は、炉心内の**中性子**を吸収する**制御棒**とそれを駆動する制御棒駆動装置から構成され、異常時には制御棒を炉心に急速挿入し、連鎖核分裂反応を緊急停止（原子炉スクラム）させる。

●原子炉冷却材（原子炉一次冷却材）

核分裂で発熱した核燃料の「熱を冷やす」材料のことを原子炉冷却材という。原子炉冷却材によって核分裂による熱を**原子炉**から取出し発電に使う。つまり、熱を運搬する働きをする。

原子炉冷却材は原子炉の型によって、材料が変わり、軽水（普通の水）、ナトリウム、炭酸ガス、ヘリウムガスなどが使用される。日本の発電用原子炉では、冷却材は**減速材**もかねて、軽水が使われている。

●減速材

中性子のエネルギーを吸収し、スピードを遅くするための役目をもった物質を減速材という。中性子は、水素元素などの質量数の小さい原子核と衝突することによってスピードを下げることができ、軽水炉では減速材として軽水（普通の水）が使用されている。

ウラン-235は、スピードの遅い中性子（**熱中性子**）と衝突すると**核分裂**し易い性質があるため、ウランを燃料とする**原子炉**の中で核分裂を効率よく起こすためには、核分裂で生じた高速の中性子を熱中性子まで減速させる必要がある。

●高温ガス炉

黒鉛減速ヘリウム冷却型炉を高温ガス炉（HTGR）という。高温ガス炉は、イギリス、アメリカ、西ドイツで開発されてきた。わが国では日本原子力研究開発機構の高温工学試験研究炉（HTTR）が1998年11月に初臨界を達成し、現在は安全性実証試験を実施している。

一般に**原子炉冷却材**であるヘリウムガスの温度が700℃～950℃を達成するHTGRシステムは、炉心構成、（炉心）出力密度、**原子炉压力容器**及び一次系主要機器に特徴があり、将来、製鉄用還元ガス生産などの化学プロセス産業用熱源、排熱を利用した蒸気タービン発電、地域暖房など多段階に複数の用途に利用できる可能性を有している。炉心は耐熱性に優れる被覆燃料粒子と黒鉛材料で構成され、ヘリウムガスで冷却され、低出力密度炉心と相まって高度の固有安全性を達成できる。燃料としてウランの他トリウムも実用化されており、平均燃焼度約10万MWd/tが得られる。



高温工学試験研究炉（HTTR）（機構大洗）

●航空機サーベイ

航空機やヘリコプター等に測定器を搭載し、上空から地上の空間ガンマ線量率を測定することを航空機サーベイといい、放射性物質の広がりや影響・範囲を広域に把握できる。

●高性能エアフィルタ（HEPAフィルタ）

HEPAフィルタは、High Efficiency Particulate Air Filterの略であり、日本語では、高性能エアフィルタという。空気あるいは排気中に含まれる微粒子を高性能で捕集するフィルタであり、原子力施設等の排気設備などで使用されている。

一般には定格風量に対し、粒径0.15μmのジオクタルフタレート（DOP等）粒子を99.97%以上の効率で捕集するものをいう。

原子力施設においては、管理区域内の空気を換気し、換気後の空気は気体廃棄物として排気設備から排出するが、排気中の放射性微粒子を除去するためにHEPAフィルタが使用されている。

●高速増殖炉（FBR）

発電しながら消費した以上のプルトニウムを生成する**原子炉**を高速増殖炉（FBR: Fast Breeder Reactor）という。FBRは、主要な燃料として**MOX燃料**を使用する。**核分裂**を起こすための**中性子**は、軽水炉の**熱中性子**と異なり、高速中性子を利用し、核分裂を起こさないウラン（U-238）を核分裂性のプルトニウム（Pu-239）に効率良く転換するようになっている。炉心の熱を運ぶ冷却材には、中性子を減速しにくく、損失の少ない液体ナトリウムを使用し、プルトニウムの

生成割合を高めるため、炉心のまわりを天然ウランや劣化ウラン燃料（ブランケット燃料）で囲む構造となっている。

FBRの**使用済燃料**を**再処理**してプルトニウムをリサイクルすることによりウラン資源の利用効率を飛躍的に上げることができる。福井県敦賀市にFBR原型炉「もんじゅ」がある。



高速実験炉「常陽」（機構大洗）

●高LET放射線

「[低LET放射線](#)」の欄を参照

●高レベル放射性廃棄物

高レベル放射性廃棄物とは、再処理施設において**使用済燃料**からウランやプルトニウムを回収した後に残った**核分裂生成物**などのことをいう。高レベル放射性廃棄物は極めて強い**放射能**を持ち、線量率が高いため厳重な管理が必要である。再処理施設では、セルと呼ばれる厳重な遮へい構造の中に設置された貯槽に保管されている。なお、一部の高レベル放射性廃棄物はガラスの中に封じ込め、ガラス固化体として保管されている。

●国際原子力機関（IAEA）

国際原子力機関（IAEA）は、以下の目的で、1957年7月に設立された国際機関であり、本部はウィーンにある。

1. 世界平和・健康及び繁栄のため原子力の貢献の促進増大
2. 軍事転用されないための保障措置の実施

これらの目的を果たすため、IAEAは、開発途上国へ原子力の平和利用を促進するための支援活動をするとともに、核不拡散条約に基づき、原子力開発を進めている国々と保障措置協定を結び、軍事転用されていないことを確認するため、保障措置活動を行っている。具体的には、プルトニウムやウランなどの**核燃料物質**やその取扱い施設が、核兵器の開発などの軍事に転用されないように査察などを実施している。

日本もIAEAとの間で協定を結び、IAEAの保障措置を受けている。原子炉及び核燃料サイクル関連施設が保障措置の対象施設である。核兵器開発に直接結びつくおそれのあるウラン濃縮施設、再処理施設、プルトニウム燃料加工施設についてはより厳格な査察が行われている。

●国際原子力事象評価尺度（INES）

国際原子力事象評価尺度（International Nuclear Event Scale：[INES]と略す。）とは、原子力発電所等で発生した事故・故障等の影響の度合いを簡明かつ客観的に判断出来るように示した評価尺度である。

INESは、事故や事象を安全上重要ではない事象レベル0から、チェルノブイリ事故に相当する重大な事故レベル7までの8段階に分けている。

INESでは、原則として発生した事象が次のいずれかに該当する場合には、24時間以内に[国際原子力機関（IAEA）](#)を介して、公式情報が加盟各国に配布されることになっている。

1. 安全上の重要度がレベル2以上の場合。
2. 当事国外で公衆の関心を集め、新聞報道等が必要となった場合（レベル1及び0）。

レベル1及び0の事象については、当事国の判断により必要に応じINESに報告されている。

●国際放射線防護委員会（ICRP）

国際放射線防護委員会（ICRP:International Commission on Radiological Protection）は、専門家の立場から放射線防護に関する勧告を行う国際組織である。

ICRPは、主委員会と五つの専門委員会（放射線影響、被ばく線量、医療放射線防護、委員会勧告の適用、環境保護）からなり、ICRPが出す勧告は国際的に権威あるものとされている。

[国際原子力機関（IAEA）](#)の安全基準や世界各国の放射線障害防止に関する法令の基礎にされている。

我が国の放射線防護の考え方や法令に取込まれている数値は、ICRPの勧告が基本となっている。

ICRPは、新しい知見に基づいて被ばくの許容数値を絶えず見直している。

【さ行】

●サーベイメータ

サーベイメータは、**放射性物質**または**放射線**に関する情報を簡便に得ることを目的とした、小型で可搬型の**放射線測定器**である。

サーベイメータには、電離箱式、GM管式、シンチレーション式、半導体式の各検出器が**ガンマ線**、X線用に用いられる。**ベータ線**放出核種による汚染の検査にはGM管式検出器、比例計数管式検出器が、**アルファ線**放出核種にはシンチレーション式検出器がよく用いられる。中性子線の測定にはBF₃ガスまたはヘリウム-3ガスを用いた比例計数管式検出器とプラスチックなどの**減速材**を組合せて**熱中性子**から**速中性子**までの広いエネルギー範囲の中性子線を測定することのできるレムカウンタが用いられる。



中性子サーベイメータ（県所有資機材）

●災害時要援護者

災害時要援護者とは、災害時に何らかの手助け（援助）を必要とする傷病者、身体障害者、精神障害者をはじめ、日常的理解能力や判断力のおとろ乳幼児、体力的な衰えのある高齢者や、日本語の理解が十分ではない外国人などをいう。

災害時要援護者という言葉は、自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力（危険察知能力）、危険を知ら

せる情報を受け取る能力（情報入手・発信能力），そうした危険に対して適切な行動をとる能力（行動能力）の面で，ハンディキャップをもつ人々を総称する概念である。

●災害対策基本法

災害対策基本法は，1961年（昭和36年）に制定された法律で，伊勢湾台風の災害を教訓として防災関係法令の一元化を図るために作られた。法制定の目的は，国土と国民の生命，財産を災害から守ることで，そのため国，地方公共団体及びその他の公共機関によって必要な体制を整備し，責任の所在を明らかにするとともに防災計画の策定，災害予防，災害応急対策，災害復旧等の措置などを定めることを求めている。

災害は暴風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波，噴火その他の異常な自然現象，または大規模な火災，爆発及びこれらに類する政令で定める原因による被害とされている。この政令で定める原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」があげられている。

●再処理

原子炉から取出した使用済燃料を化学的に処理し，再び原子炉の燃料として使うことができるウランやプルトニウムと核分裂生成物等とを分離・回収することを再処理という。

再処理を行う施設では，原子力発電所から使用済燃料を受入れ，それを約4cm程度にせん断し，せん断片を溶解槽に入れ，硝酸で溶解する。溶解液は分離工程でウラン・プルトニウムと核分裂生成物等に分離（分離第一サイクル）され，続いてウランとプルトニウムに分離（分離第二サイクル）される。核分裂生成物等は高レベル放射性廃棄物としてガラス固化され，プルトニウムやウランは酸化物として，再利用される。

核燃料サイクルの要となる技術で，軽水炉の使用済燃料を再処理する施設として，国内には茨城県の東海村に再処理施設が稼動中で，青森県の六ヶ所村には商用の再処理工場が建設中である。



（機構サイクル研）

●GM計数管

GM計数管は，放射線によって空気やその他の気体の中に生じたイオンをガス増幅して，その放射線の量を測る検出器

である。

円筒電極の中に細い中心電極を張った二極管に，アルゴン，ヘリウム等の不活性気体と少量のアルコールまたはハロゲンガスを封入したもので，両極間に高電圧をかけておくと，放射線が管内に入射したときに，生成したイオンが引き金になって放電が起る。この放電（パルス）の回数を一定時間数えることによって放射線の強さを測定することができる。ガンマ線及びベータ線の測定に用いられる。感度はよいが放射線のエネルギーを弁別することはできない。

GM計数管は信号を電氣的に増幅しているので，放射線一つ一つを測定できる。

●シーベルト（Sv）

人体が放射線を受けた時，その影響の程度を測るものさしとして使われる単位である。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した，臓器や組織についての「等価線量」，さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した，全身についての「実効線量」に用いられる。

●しきい値

一般的にある値以上で影響が現れ，それ以下では影響がない境界の値をしきい値という。放射線影響の分野では，皮膚の紅斑，脱毛，不妊など，放射線の確定的影響には，それらの影響が現れる最小の線量が存在する。これをしきい値という。

●実効線量

放射線による身体への影響，すなわちがんや遺伝的影響の起こりやすさは組織・臓器ごとに異なる。組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して，全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量を実効線量という。

実効線量を表す方法として，ある組織・臓器の等価線量に，臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて，各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。

$$\text{実効線量 (Sv)} = \sum (\text{等価線量 (Sv)} \times \text{組織荷重係数})$$

●実効（有効）半減期

生体内に取込まれた放射性物質の量が，放射性壊変による半減期（物理的半減期）及び身体の代謝による半減期（生物（学）的半減期）の双方によって元の量の半分になるまでの時間を実効（有効）半減期という。

●指定公共機関

指定公共機関は，「災害対策基本法」第2条によると，日本原子力研究開発機構，放射線医学総合研究所，日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会その他の公共的機関及び電気，ガス，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人で，内閣総理大臣が指定するものであり，行政機関から提供する情報ならびに決定事項を優先的に実行する。

また，「災害対策基本法」第6条に指定公共機関及び指定地方公共機関は，その業務の公共性によりそれぞれの業務を通じて防災に寄与しなければならないことがうたわれている。

●指定地方行政機関

指定地方行政機関は、「[災害対策基本法](#)」第2条によると、指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

関係省庁（指定行政機関）及びその出先機関（指定地方行政機関）は、国の責務が十分に達成されるように相互に協力するとともに、関係省庁及びその出先機関の長は、都道府県及び市町村の[地域防災計画](#)の作成及び実施が円滑に行われるよう、当該都道府県及び市町村に対し、勧告、助言、その他適切な措置を講ずる責務がある。

●指定地方公共機関

指定地方公共機関は、「[災害対策基本法](#)」第2条によると、[港湾法](#)（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局、[土地改良法](#)（昭和二十四年法律第九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

テレビ、ラジオ、新聞等地元報道機関など、公益的事業を営む法人のうち都道府県知事が指定したものも含まれる。

「[災害対策基本法](#)」第6条及び第7条で、[指定公共機関](#)、指定地方公共機関、住民について防災責任を明確にするように強調している。

●遮へい

[放射線](#)をさえぎり、放射線の量を少なくすることを遮へいという。

遮へい材としては、[ガンマ線](#)に対しては鉄や鉛が、[中性子線](#)に対しては水、パラフィンやコンクリートが遮へいに有効である。

●集団線量

集団線量は、集団をつくる住民あるいはある放射線業務に従事した者一人一人が受けた放射線量をその集団全体について合計したものである。

集団線量の単位としては、人・[シーベルト](#)（人・Sv）などが用いられる。例えば、原子力発電所周辺の10万人が一人当たり0.05mSv被ばくしたときの集団線量は5人・Svとなる。

●周辺監視区域

周辺監視区域とは、原子力施設の周囲を柵等により区画し、その外側にいる人が受ける[放射線](#)の量が、法令で規制している値（1年間の[実効線量](#)：1mSv、皮膚の1年間の[等価線量](#)：50mSv、眼の水晶体の1年間の等価線量：15mSv）を超えることがないように管理している区域をいう。

周辺監視区域内では、人の居住を禁止し、柵又は標識等により立入り制限などの措置が講じられている。

●蒸気発生器

加圧水型軽水炉などに用いられている蒸気を発生させる装置のことである。

[加圧水型原子炉（PWR）](#)は高温高圧の一次冷却水の熱を蒸気発生装置を介して二次冷却水に伝え、二次冷却水で水蒸気を発生させるものである。蒸気発生装置は一種の熱交換器

で、多数（3000～4000本）の細い伝熱管の内側を一次冷却水が流れ、外側を流れる二次冷却水に熱を伝えて水蒸気を作る。この蒸気がタービンを回して発電する。伝熱管にはニッケル合金が使われているが、伝熱管の腐食や亀裂が多く出たので、材料の改善や蒸気発生器の設計の改良がなされている。



原電敦賀2号機（PWR）蒸気発生器

●使用済燃料

[原子炉](#)で燃やされ、使い終わった燃料を使用済燃料という。軽水型発電炉の使用済燃料には、燃えないウラン-238のほか、燃え残ったウラン-235が約1%、新しくできたプルトニウム-239が約1%、燃えカスの[核分裂生成物](#)が約3%程度含まれている。

●使用済燃料中間貯蔵

[使用済燃料](#)の中間貯蔵とは、使用済燃料が[再処理](#)されるまでの間、原子力発電所外の施設で中間的に貯蔵・管理することという。

日本では、原子力発電所で発生した使用済燃料は再処理してプルトニウムなどを回収し、再利用する政策が取られているが、使用済燃料の発生量が再処理能力よりも多いことから、使用済燃料を再処理するまでの間、原子力発電所外の施設へ搬出し、中間貯蔵施設で貯蔵・管理することが検討されている。中間貯蔵を行うことで、再処理するまでの間の時間を調整することが可能になるので、[核燃料サイクル](#)全体を柔軟に運営することができる。

●使用済燃料貯蔵プール

[原子炉](#)で燃やした燃料（[使用済燃料](#)という）を貯蔵、保管するための水槽（プール）を使用済燃料貯蔵プールという。使用済燃料は、[核分裂生成物](#)の崩壊（「[壊変](#)」欄参照）により発熱するため、放射能が弱まるまで冷却が必要である。

使用済燃料貯蔵プールは、燃料から放出される強い放射線をさえぎるため、プールの水深を十分深くして、放射線が水中でとまるようにしてある。プール水は循環して、冷却するとともに浄化されていて透明であるので、燃料を水面上から直接覗きながら取扱いができる。



使用済燃料貯蔵プールでの燃料移動作業（原電）

●除染

身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去するあるいは付着した量を低下させることを除染という。除染対象物によりエリアの除染、機器の除染、衣料の除染、皮膚の除染などに分けられる。

物の除染には浸漬、洗浄、研磨などが行われ、除染剤には合成洗剤、有機溶剤などが用いられる。また、身体の皮膚の汚染には、中性洗剤、オレンジオイルなどが用いられる。

●除染係数

汚染の原因となっている放射性物質が除染処理によって除去される程度を示す指標である。

通常、除染処理前の放射能濃度を処理後の放射能濃度で割った値で表す。

除染係数が大きいほど汚染物質が取り除かれる量が多いことを意味する。

●ジルカロイ

ジルコニウムをベースに、微量成分として錫、鉄、クロムなどを含む合金である。中性子を吸収しにくい性質があり、高温水中においても耐腐食性に優れているため、軽水炉の燃料被覆管として使用されている。ジルカロイに含まれているジルコニウムは、900℃以上の高温になると冷却水と反応し水素を発生する性質がある。

●シンクロトロン

円形の加速器で荷電粒子の加速に合わせて、磁場と電場の周波数を制御して、加速する粒子の軌道半径が一定に保ちながら加速する円形加速器。電子を加速する場合、軌道半径が小さくすることができるが、光速に近い電子軌道を曲げることで、接線方向に放射光が放出される。

●シンチレーション検出器

放射線を受けると蛍光作用により蛍光を発するシンチレータ（発光体）とその蛍光を検知する装置よりなる検出器。

●水素爆発

容積比で水素2と酸素1の混合気体を爆鳴気といい、火源の存在によって爆発的な燃焼を起こす現象を水素爆発という。

●スクリーニング（避難退域時検査）

原子力施設周辺の地域住民等が、原子力災害の際に放射能

汚染の検査や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所において、国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施する。これをスクリーニングという。

スクリーニングを実施した結果、放射能汚染等の応急除染が必要と認められる者は、救護所要員による指示のもとに、自分で除染を行う。残存汚染がある者、また医療処置が特に必要と認める者については、二次被ばく医療施設に転送される。

●スミア法

スミア法は表面汚染密度の測定法の一つである。表面汚染検査は、汚染の形態をふまえ、直接測定法と間接測定法とがある。

スミア法は間接測定法のことをいい、対象物表面の一定面積（通常 100cm²）を、ろ紙、化学雑巾などでふき取り、付着した放射性物質の量を測定することによって間接的に遊離性の表面汚染の程度を評価する方法である。

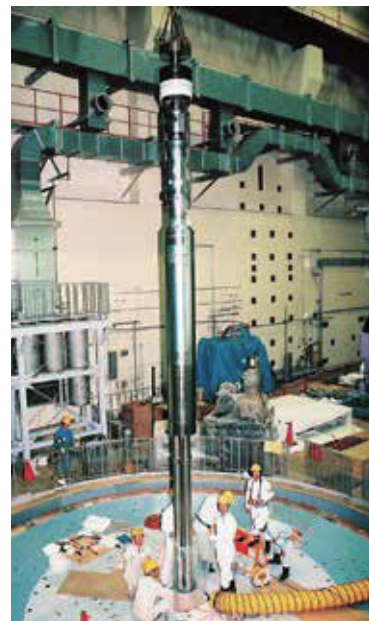
遊離性（非固定性）の表面汚染は、表面からはく離しがたい固着性（固定性）の汚染に対して、容易に表面からはく離し、空気汚染等に移行する汚染を意味する。

●制御棒

原子炉内の中性子数を変化させることにより、原子炉の出力を制御する役目はたすものを制御棒という。原子炉を制御する上で重要なものであり、中性子を吸収しやすいほう素、カドミウムなどを含む物質で作られている。形は棒状又は板状である。

制御棒を燃料集合体間に入れておき、それを出し入れすると、中性子を吸収して核分裂の数が調整できるので、原子炉出力を制御できる。

緊急時には、制御棒が自動的にすばやく差し込まれて、原子炉の運転を止めるのに使用される。



H T T R制御棒（機構大洗）

●生物（学）的半減期

放射性物質が体内に取込まれると一部は人体の代謝作用で生理的に体外に排出される。この作用により、取込まれた量が半分になるまでの時間を生物（学）的半減期という。

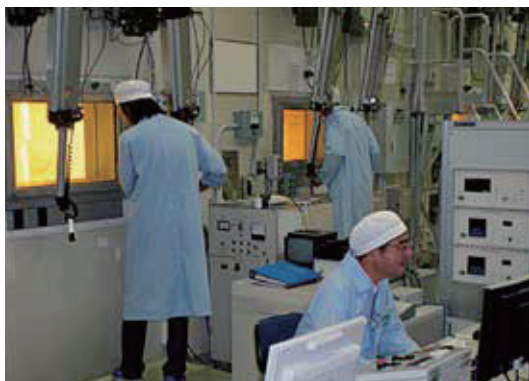
●生命科学

生命現象について生物学を中心として化学や物理学などを用いた物質科学的な理解をはじめ、医学・薬学・農学・工学・心理学等の応用学問とが融合した学問である。

●セル（ケープ）

高レベルの放射性物質や放射化試料を安全に取扱うために、放射線を遮へいするのに十分な厚さのコンクリートなどで作られた部屋などのことをセルという。使用済燃料を再処理する施設や照射燃料を研究する施設などの主要設備はセルの中に設置されている。また、高レベルの放射性物質を取扱う分析室には、遮へい材として鉄を使用したコンパクトなセルが設置されている。

セルには、セル外からセル内装置や放射性物質を取扱うためのマニプレータ（マジックハンド）やセルの外から中を見るための鉛ガラスで作られた窓が装備されている。



ホットセル（日本核燃）

●線エネルギー付与

線エネルギー付与（LET：Linear Energy Transfer）とは、エネルギーをもった粒子あるいは荷電した粒子が物質中を通過する際、飛跡に沿って単位長さ당に失うエネルギーのことであり、単位は $\text{keV}/\mu\text{m}$ などが用いられる。

一般に線エネルギー付与は放射線の荷電の2乗に比例して増加し、粒子の速さにほぼ反比例する。X線やガンマ線のように電磁波で物質との相互作用の程度が小さく LETの小さいものを低 LET放射線といい、中性子線やアルファ線のように粒子の質量が大きくて物質と相互作用しやすく LETの大きいものを高 LET放射線という。低 LET放射線には、ガンマ線、X線、電子線などがあり、高LET放射線には、陽子、重陽子、アルゴンやネオンなどの重イオン、負 π 中間子、中性子線などがある。

●全身カウンタ（ホールボディカウンタ）

全身カウンタは、人の体内に沈着した放射性物質から放出されるガンマ線を人体の外側から検出する計測装置で、ホールボディカウンタとも呼ばれる。測定の対象となる放射性核種はガンマ線放出核種であり、代表的なものに、マンガン-54、コバルト-60、セシウム-137などがある。体内に存在する微量の放射能の定量分析あるいは人体内の放射能分布の測

定に利用されている。

このほか、身体の特定の器官に着目してその器官に沈着している放射能（器官負荷量）の測定を目的とした甲状腺モニタや肺モニタなどの装置がある。



ホールボディカウンタ（機構サイクル研）

●線量限度

国際放射線防護委員会（ICRP）が職業上放射線被ばくを伴う業務の従事者や一般公衆に対して勧告している被ばくの上限值を線量限度という。

これは次の考え方にもとづいている。

1. 急性の放射線障害（確定的影響）の発生を防止するため、しきい線量（影響が現れる最低の線量）よりも十分低く定める。
2. がんと遺伝的影響（確率的影響）の発生率については、しきい線量がないと仮定した上で、一般社会で容認できる程度の被ばく線量を設定する。

●走行サーベイ

モニタリング車等で、移動しながら空間ガンマ線量率を連続して測定することを走行サーベイという。

●速中性子

中性子のうち、大きな運動エネルギーを持つものを、速中性子（高速中性子）とよぶ。炉物理、遮へい、線量計測などの分野によってこの値は異なるが、0.5MeV以上を速中性子というのが一般的である。

●組織荷重係数

組織荷重係数は、照射された臓器・組織によりがんや遺伝的影響の程度が異なることを考慮するために乗じる係数である。

実効線量を計算するときにこの係数を等価線量に乘じ積算する。

●素粒子物理学

物質を構成する基本要素である素粒子とその相互作用を研究対象とする物理学を素粒子物理学という。素粒子の標準理論では物質粒子として6種類のクォークと6種類のレプトン、力を媒介する粒子としてグルーオン、光子、ウィークボソン、重力子（グラビトン）、さらにヒッグス粒子等が素粒子であると考えられている。

【た行】

●タービン発電機

タービン発電機は、蒸気のエネルギーをタービンにより機械エネルギーに変換し、タービンに直結された発電機を回転させて電気を起こす設備である。

原子力発電所では、[原子炉](#)で発生した熱で蒸気を作り、タービン発電機を回転させて発電する。タービンを回転させた後の蒸気は、[復水器](#)で冷やされ水に戻され、冷却水として再利用される。

●地域防災計画

[災害対策基本法](#)に基づき、都道府県や市町村で作成する防災計画をいう。

都道府県は同法第4条により、市町村は第5条によりに計画の作成及びその実施が義務づけられており、それぞれ、地域の防災関係機関により構成される都道府県防災会議、市町村防災会議を設置し計画を作成している。計画は、対象とする災害に応じ、一般対策編、地震対策編（震災対策編）、原子力対策編などに分かれている場合が多い。

[原子力災害](#)に対しては、災害対策基本法に加え、[原子力災害対策特別措置法](#)第5条でも防災計画の作成及び実施が義務づけられており、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策について計画されている。

●中性子（線）

中性子は、原子核を構成する粒子の一つで、電荷を持たず質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。また、微小磁石としての性質（磁気能率（モーメント））も持つ。水素などの軽い原子や物質の磁気的性質（磁性）に対し敏感に作用するなどの特徴から、物質の構造やダイナミクスの研究などに用いられる。中性子線は水やパラフィン、厚いコンクリートで止めることができる。

中性子線は、[ガンマ線](#)のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。吸収された線量が同じであれば、ガンマ線よりも中性子線の方が人体に与える影響は大きい。

●中性子ビームライン

原子炉や加速器中性子源から中性子をビーム状に取り出して利用するための装置で、中性子実験装置とも言う。十メートルから百メートル程度の中性子導管と遮蔽体からなるライン状の部分と、試料に当たって散乱・透過する中性子の測定器が試料を取り巻くように配置される計測部から構成される。

大強度陽子加速器施設J-PARCでは、物質・生命科学実験施設（MLF）内に中性子ビームラインを全部で23本設置でき、現在19本が稼働している。

●超ウラン元素

天然に存在する最も重い元素はウラン（原子番号92）までであるが、原子核反応を利用してウランより大きな原子番号をもつ元素を人工的に作ることができる。この原子番号が93以上の元素を総称して超ウラン元素という。超ウラン元素は、ウランに[中性子](#)が吸収されたり、加速器によって原子核同士を衝突合体させると生成される。原子力発電所の[使用済燃料](#)にも多量に含まれている。



ネプツニウム化合物（超ウラン元素）
で初めての超電動体NpPdAl.
（東北大学）

●つくば国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成について、先駆的取組を行う実現性の高い地域として国が指定する国際戦略総合特区の一つとして、つくば市の全域と茨城県内の一部の地域が、平成23年12月に内閣総理大臣より国際戦略総合特区に指定されている。つくば国際戦略総合特区では、ライフイノベーション・グリーンイノベーション分野で我が国の成長・発展に貢献するため、つくば市や東海村における科学技術の集積と総合特区制度で講じられる規制の特例措置、税制上の支援措置等を最大限に活用しながら、絶え間なく新事業・新産業を創出する「つくばを変える新しい産学官連携システム」の構築を図るとともに、最先端の研究開発プロジェクトの推進に取り組んでいる。

●低LET放射線

LET（[線エネルギー付与](#)：放射線が媒質中（生物体内など）を通過する際に媒質に与えるエネルギー）は放射線の種類（線質）の違いを現す指標として用いられている。このLETの値の高・低によって放射線を低LET放射線と高LET放射線とに便宜的に区別することができる。

低LET放射線の例としては光子（X線や[ガンマ線](#)）や[ベータ線](#)等があり、高LET放射線の例としては[アルファ線](#)、[中性子線](#)や粒子線等がある。LETが同じであっても放射線効果に差があることがある。

●低レベル放射性廃棄物

[管理区域](#)内で使ったペーパータオル、作業員が着ていた作業着、手袋、使用後の機器などの固体廃棄物は、可燃物、不燃物などに分類され、焼却や濃・圧縮によって容量を減らした後、セメントなどで固めてドラム缶に密閉する。また、廃液については濃縮したのち、セメントなどで固化処理される。

わが国では原子力発電所等から出るこれらの放射性廃棄物は全て低レベル放射性廃棄物に分類されている。



低レベル放射性廃棄物保管廃棄施設（機構原科研）

●電離作用

放射線が物質中を通過する場合、その有するエネルギーによって原子が持つ軌道電子をはじき出して、陽電荷を帯びた状態の原子または分子（陽イオン）と自由な電子とに分離することを電離作用という。

●電離箱

電離箱は、放射線によって空気やその他の気体の中に生じたイオンの量を検出して、その放射線の量を測る装置である。

電離箱は、ガス増幅を行わないで、単に発生した自由電子と陽イオンを両電極に収集する点が特徴である。これを利用した放射線測定器には、ガンマ線量率計、ベータ線量計の他、熱中性子測定用の核分裂計数管やガンマ線補償型電離箱等がある。

●等価線量

等価線量は、人の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したものである。

単位は、シーベルト（Sv）である。

等価線量は、次式のように吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。

等価線量（Sv）＝吸収線量（Gy）×放射線荷重係数

【な行】

●内部被ばく

人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、体内に取込んだ放射性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを内部被ばくという。

●ニュートリノ（中性微子）

電氣的に中性の素粒子で1/2のスピンをもっており、電子ニュートリノ、ミューニュートリノ及びタウニュートリノの3世代及びこれらの反粒子3世代の合計6種類のニュートリノがあると考えられている。ニュートリノは強い相互作用と電磁相互作用には作用せず、弱い相互作用と重力相互作用に対して反応する。物質とほとんど反応しないことから、質量を持たないと考えられていたが、つくば市にある高エネルギー加速器研究機構（KEK）から岐阜県飛騨市神岡町にあるスーパーカミオカンデに向かってニュートリノを発射するK2K実験を実施し、1998年にニュートリノ振動を観測することにより、ニュートリノに質量があることが確かめられた。

●熱出力

原子炉の出力を表す方法の一つ。原子炉で核燃料物質が核分裂を起こして発生するエネルギーの殆んどは、熱エネルギーとなる。この熱エネルギーを出力として表現したものを熱出力という。一般には発電能力を表す電気出力で表現されている。軽水型原子力発電所の電気出力は、熱出力×熱効率（約33パーセント）で求められる。例えば、電気出力110万kWの原子力発電所の場合、原子炉の熱出力は約330万kWということになる。

●熱中性子

環境の温度で周りの物質と熱平衡状態になった中性子を熱中性子という。その平均エネルギーは室温で0.025eVであり、速度は約2,200m/sである。

高速の中性子を有効に減速し、熱中性子にするためには、なるべく質量数が小さく、かつ中性子を吸収しない物質を用いるのがよく、水、重水、黒鉛などが使われる。熱中性子は原子炉内でウランを核分裂させるのに用いられる。

●燃料加工

「MOX燃料加工」の欄を参照

●燃料集合体

原子炉に使用される状態に加工された燃料を燃料集合体といい、燃料加工の最終製品でもある。燃料集合体は、ウラン燃料（ペレット）が充てんされた燃料棒を等間隔に束ね、熱を効率良く取り出すとともに、取扱い易い構造となっている。

BWR用燃料集合体は、燃料棒を正方格子状（例えば8本×8本）に配列したものである。全長は約4.5mであり、燃料の有効長は約3.7mで、燃料棒は長さ方向に適当な間隔で配置されたスペーサーにより支えられている。燃料棒には、外径約11mm、長さ約11mmのペレットが封入されている。

PWR用燃料集合体は、燃料棒を正方格子状（例えば17本×17本）に配列したものである。全長は約4.1mであり、燃料の有効長は約3.7mで、燃料棒は長さ方向に適当な間隔で配置されたスペーサーにより支えられている。燃料棒には、外径約8mm、長さ約14mmのペレットが封入されている。



燃料集合体（原燃工）

●燃料被覆管

核燃料物質である二酸化ウラン等のペレットを密封するための金属製の管を燃料被覆管という。核燃料物質や核分裂生成物を封じ込め、核燃料から発生する熱を効率よく取り出す

ために用いる。被覆管は中性子の影響を受け難く、熱をよく伝え、冷却材に対して腐食しない材料が望まれる。軽水炉では、[ジルカロイ](#)が用いられている。

●燃料棒

核燃料物質である二酸化ウラン等の[ペレット](#)を燃料被覆管に詰めて両端を密封溶接したものを燃料棒という。燃料棒は燃料加工工程の中間段階のもので、[原子炉](#)には、この燃料棒をさらに束ねて[燃料集合体](#)にしたものを使用する。

●濃縮ウラン

天然のウランの同位体組成は、[核分裂](#)しにくいウラン-238が99.3%、核分裂性のウラン-235が0.7%となっている。軽水炉の燃料として使用するためには、核分裂性のウラン-235の割合を増やしてやるが必要となる。このウラン-235の割合を増やすことを濃縮と呼び、濃縮されたウランを濃縮ウランという。軽水炉で使用するウランは、ウラン-235の含有率が3～5%の低濃縮ウランである。

【は行】

●排気筒

排気筒は、原子力発電所や再処理工場で発生した排気を環境中に安全に放出するための設備である。排気中の[放射性物質](#)は[高性能エアフィルタ](#)等による浄化後、放出されるが、環境への放出に当たって大気中での拡散を確保するため、十分な高さの排気筒から排出する。

排気筒から排気を放出するときは、安全を確認するため、排気中の放射性物質の濃度を常に測定し、監視している。

●半減期（物理的半減期）

放射性壊変によって、放射性同位元素の原子数が半分に減少するまでの時間のことを半減期という。半減期には、放射性核種によって秒以下から数十億年までである。

[生物（学）的半減期](#)、[実効半減期](#)と区別するために物理的半減期とも呼ぶ。

●ハンドフットクロスモニタ

ハンドフットクロスモニタは、手足、衣服の表面汚染を測定するため、[汚染検査室](#)などに常設する表面汚染検査装置をいう。一般に、原子力関係施設をはじめ放射性同位元素取扱施設等において、[管理区域](#)の出入口に設置され、管理区域から退出する作業者の身体及び衣服の表面汚染密度を検査する。

●BNCT（Boron Neutron Capture Therapy：ホウ素中性子捕捉療法）

あらかじめ患者の患部に集積するホウ素薬剤を投与しておき、そこに中性子を照射することにより、ホウ素の中性子捕獲反応を誘発し、この反応で生じたα線などによって、正常細胞にあまり損傷を与えず、腫瘍細胞のみを選択的に死滅させる治療法をホウ素中性子捕捉療法という。がん細胞と正常細胞が混在している悪性度の高い脳腫瘍をはじめとするがんにも有効とされ、生活の質（QOL）に優れていると注目されている。

●非常用ディーゼル発電機

非常用ディーゼル発電機は、運転中の原子力発電所で何らかの異常により発電所内への通常の電力供給が停止した場合

に起動され、発電所内で必要な電力を供給する発電機である。

非常用ディーゼル発電機は発電所への通常の電力供給停止後直ちに起動され、安全上重要な系統、機器等へ非常用母線を介して電力を供給することにより、発電所の保安を確保し、[原子炉](#)を安全に停止するために必要な電力を供給する。

●非常用炉心冷却装置（ECCS）

原子炉内の冷却水が減少したり、配管が破れて急速に冷却水が流失したときなどに、緊急に炉心を冷却するために設けられている装置を非常用炉心冷却装置という。

[原子炉](#)の中へ大量の水を送り込んだり、[燃料棒](#)に直接水をかけて冷やしたりして、燃料棒の崩壊熱による破損を防止する。

●被ばく

人体が[放射線](#)を受けることを被ばくという。その受け方によって[外部被ばく](#)と[内部被ばく](#)に分けられる。

●表面汚染

ある物体の表面に[放射性物質](#)が付着していることを表面汚染という。

表面汚染の形態には、放射性物質が固着して取れにくい固着性（固定性）汚染と、比較的取れやすい遊離性（非固定性）汚染とがある。ろ紙等で拭取ることのできる汚染を便宜上遊離性汚染として取扱っているが、固着性汚染であっても時間の経過とともに遊離性汚染に移行することがある。

表面汚染の測定には、[スミア法](#)（間接法）と直接法がよく用いられる。スミア法は、物体の表面を一定面積（通常100cm²）をろ紙等でこすり、ろ紙等に付着した[放射性物質](#)の量を測定して遊離性の表面汚染を調べる方法である。直接法は、測定すべき表面を[サーベイメータ](#)により直接走査しながら測定する方法で、固着性の表面汚染の検出と汚染の範囲を調べることができる。

●表面汚染密度

[放射性物質](#)を含んだ溶液や粉末を飛散させたり、あるいは、それらによる空気汚染物質の一部が沈着したりして、身体または物体の表面が汚染されている状態を表面汚染という。そのレベルは、単位表面積に存在する[放射能](#)（Bq/cm²）で表す。これを表面汚染密度という。

●疲労割れ

疲労割れは、繰返し加わる力により金属材料が損傷する現象のことをいう。

●風評被害

「事実ではないのに、噂によってそれが事実のように世間に受け取られ、被害を被ること」、「実際には起こっていない、あるいは大したことのない事件や問題が大げさに取り上げられ、噂が広まりその結果、問題の発生源とされる人や組織があらぬ被害を被ること」をいう。

●復水器

復水器は、蒸気タービンで使用した蒸気を、冷却水との熱交換によって冷却凝縮し、水にして体積を減らすことにより高い真空状態を作り、蒸気の流れをよくしてタービンの効率を高くする装置をいう。

回収された復水は、[沸騰水型原子炉（BWR）](#)の場合は[原子炉](#)へ、[加圧水型原子炉（PWR）](#)、高速炉等二次系のあるプラントでは[蒸気発生器](#)に戻される。冷却には原子力発電プラントの場合、多量の冷却水が必要であるが、わが国では海水が使われている。冷却管は25～32mm程度の外径で、冷却水は13～18mの長さをもつ多数の冷却管の内部を流れ、管外で凝縮する。

●物質科学

物質の構造や性質、反応、法則などを探求する学問の総称として使用される。

なお、生物・生命体の構成要素についても物質と捉えると、生命科学が物質科学に含まれてしまうため、狭義には生命科学を除いた学問として使用されることが多い。

●沸騰水型原子炉（BWR）

[原子炉](#)の冷却水を直接沸騰させてできた蒸気をタービンに送り、発電する型の発電用原子炉を沸騰水型原子炉（BWR: Boiling Water Reactor）という。構造は簡単であるが、タービンにはごく少量の[放射性物質](#)を含んだ蒸気が送られることになる。原子炉内の圧力は約70気圧、温度は約285℃の高温の蒸気を作り出している。

●プルサーマル

[使用済燃料](#)を[再処理](#)することにより回収されたプルトニウムを、軽水炉の燃料として再利用することをプルサーマルという。プルトニウムは[原子炉](#)の中で燃えないウラン-238が変換したもので、このことにより、ウランの利用率を高めることができる。

プルサーマル燃料は、ウランとプルトニウムの混合酸化物燃料（[MOX燃料](#)という）として、MOX燃料加工施設で製造される。

●ベータ線（β線）

ベータ線は原子核の[壊変](#)にともなって、原子核から飛び出す電子のことで、マイナスの電荷を持っているものと、プラスの電荷を持っているものがある。

ベータ線の物質を透過する力は[アルファ線](#)より大きいが、[ガンマ線](#)より小さく、厚さ数mmのアルミニウムやプラスチックで止めることができる。

●ベクレル（Bq）

[放射能](#)の量を表す単位のこと。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、[放射線](#)を放出している[放射性物質](#)の放射能の強さ、または量を表す。

●ペレット

[原子炉](#)の燃料とするために二酸化ウランの粉末（[MOX燃料](#)の場合はMOX粉末）をプレス装置で成型し、焼き固めたものをペレットという。ペレットは、原子炉の形式によって大きさが異なるが、[沸騰水型原子炉（BWR）](#)燃料の場合、燃料ペレットの直径、高さともに約1cmの円筒形である。このペレットを[燃料被覆管](#)に入れて密封溶接して[燃料棒](#)に加工する。

ペレット1個で一般家庭の約半年分の電気をまかなうことができる。



ペレット（機構サイクル研）

●崩壊熱

[核分裂](#)で生じた[核分裂生成物](#)など、原子核が不安定な核種は、[ベータ線](#)や[アルファ線](#)等の[放射線](#)を出して別の原子核に変わっていく。この現象を放射性崩壊という。そのときに放出されるベータ線やアルファ線等のエネルギーの大部分は、その物質中で熱に変わる。この放射性崩壊に伴って発生する熱を崩壊熱という。

[使用済燃料](#)、[高レベル放射性廃棄物](#)のガラス固化体は崩壊熱を多く放出し、温度が高くなるため、水や空気で冷却されている。

●防災基本計画

防災基本計画は、[災害対策基本法](#)に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり、災害予防、災害応急対策、災害復旧の段階ごとに、国、地方公共団体及び防災関係機関等の役割と責務を明確にしている。

阪神・淡路大震災において大規模な被害が生じた経験・教訓を踏まえ、1995年7月、自然災害対策を中心とした修正を行うとともに、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、事故災害についても防災対策の充実強化を図るため、新たに原子力災害対策、海上災害対策、大規模な火災事故対策等を追加し、1997年6月、事故災害対策の修正を行った。2000年5月には、「[原子力災害対策特別措置法](#)」に合わせ、また2002年4月には、原子力艦と緊急被ばく医療について修正が行われた。その後、2004年3月の震災対策編、2005年7月の自然災害対策に係る各編、2007年3月の防衛庁の防衛省移行に伴う修正を経て、2008年2月には、新潟県中越沖地震の教訓を踏まえた原子力災害対策強化等の修正が行われた。東日本大震災後の2011年12月に「津波災害対策編」が設けられ、2012年9月には、福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策の修正が行われた。

●防災行政無線

我が国の防災通信網は、国、都道府県及び市町村の各階層から構成されている。中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線、市町村防災行政無線、地域防災無線がある。

中央防災無線は、内閣府を中心に、指定行政機関、地方公共団体や[指定公共機関](#)等を結ぶネットワークである。

消防防災無線は、消防庁と全都道府県の間を結ぶ通信網で電話及びファクシミリによる相互通信と、消防庁からの一斉通報に利用されている。

都道府県防災行政無線は、都道府県と市町村、防災関係機関等との間を結ぶ通信網で、防災情報の収集・伝達を行うネットワークである。衛星系を含めるとすべての都道府県に整備されている。

市町村防災行政無線は、市町村が防災情報を収集し、また、住民に対して防災情報を周知するために整備しているネットワークである。

地域防災無線は、交通及び通信手段の途絶した孤立地域からの情報や病院、学校、電気、ガス等の生活関連機関と市町村役場等の間の通信を確保することを目的とした移動系のネットワークである。



戸別受信機（大洗町）

●防災業務関係者

防災業務関係者とは、周辺住民に対する広報・指示伝達、周辺住民の避難誘導、交通整理、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者、及び放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者をいう。

●防災業務計画

災害対策基本法に基づき、関係省庁、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関で作成する防災のための業務計画をいう。

原子力災害に係わる防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、原子力事業者は指定公共機関及び指定地方公共機関における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧をはかるために必要な業務を定め、原子力災害対策を円滑かつ適切に遂行することを目的として計画されている。

●放射性同位元素（RI）

放射性同位体ともいう。同じ原子番号（陽子の数）を持つ原子間で質量数が異なる原子をお互いに同位体という。同位体には、安定な同位体と不安定な同位体がある。このうち、不安定な同位体はより安定な同位体になろうとして、アルファ線（ α 線）、ベータ線（ β 線）、ガンマ線（ γ 線）等の放射線を放出する。放射線を放出する同位体を放射性同位体といい、ラジオアイソトープ（RI）とも呼ばれる。放射性同位体には、トリチウム（水素-3）、炭素-14、カリウム-40など約2500種類がある。

●放射性廃棄物の埋設

放射性廃棄物を固化して地中に埋める処分方法を埋設という。放射性物質の濃度が低い「低レベル放射性廃棄物」は、液体廃棄物については蒸発濃縮、可燃性廃棄物については焼却によって容量を減らした後、セメントなどで固めてドラム缶に密閉し、地中に埋設されている。国内の原子力発電所から発生した放射性廃棄物は青森県六ヶ所村にある低レベル放射性廃棄物埋設センターの廃棄物埋設施設に埋められている。

●放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原

子（放射性核種という）を含む物質を一般的に放射性物質という。また、個々の核種を限定しない場合は、放射性核種のことを総称して放射性物質ということもある。

放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。

●放射性プルーム（放射性雲）

気体状（ガス状あるいは粒子状）の放射性物質が大気とともに煙突からの煙のように流れる状態を放射性プルームという。

放射性プルームには放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウムなどが含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。放射性希ガスは、地面に沈着せず、呼吸により体内に取り込まれても体内に留まることはないが、放射性プルームが上空を通過中に、この中の放射性物質から出される放射線を受ける（外部被ばく）。

放射性ヨウ素などは、放射性プルームが通過する間に地表面などに沈着するため、通過後も沈着した放射性ヨウ素などからの外部被ばくがある。

また、放射性プルームの通過中の放射性ヨウ素などを直接吸入すること及び放射性ヨウ素などの沈着により汚染した飲料水や食物を摂取することによっても放射性ヨウ素などを体内に取り込むことになり、体内に取り込んだ放射性物質から放射線を受ける（内部被ばく）。

●放射性輸送物

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令において、輸送のため、放射性同位元素（ラジオアイソトープ）等が輸送容器に収納され、または梱包された状態のものを放射性輸送物と定義している。放射性同位元素は、食品や農業の研究、医療用、産業用等に利用されている。

放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じてL型、A型、B型等に区分されており、輸送時の安全を確保するために、それぞれ技術基準が定められている。

●放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。

●放射線測定器

放射線には、電離作用、蛍光作用などがあり、これらの作用を利用した放射線検出器を使用した測定器を放射線測定器という。

電離箱、GM計数管は、放射線によって空気やその他の気体の中に生じたイオンの量を検出して、その放射線の強度を測る装置である。

シンチレーション検出器は、放射線による蛍光作用を利用して放射線を検出するものである。熱ルミネセンス線量計（TLD）は、ある物質に放射線を照射したあとで熱を加えると、光を発するものがあり、これを放射線の測定に応用したものである。このような現象のことを熱ルミネセンスという。

この他、固体の電離作用を利用する検出器として、半導体

検出器がある。

●放射能

原子核が別の原子核に壊れて変化し、[アルファ線](#)、[ベータ線](#)あるいは[ガンマ線](#)などの放射線を出す性質を放射能という。

放射能をもっている物質を放射性物質といい、その量をベクレル (Bq) で表す。

●放出源情報

放出源情報とは、原子力施設の災害時に放出される放射性物質の種類と放出量または放出率、放出の継続時間とその経過状況の予測、放出位置と放出口高さなどに関する情報である。

【ま行】

●慢性被ばく

長期間にわたって放射線を被ばくすること。被ばく線量と同じである場合は、急性被ばくによる影響（障害）の方が、慢性被ばくによる影響（障害）よりも通例大きくなる。

●ミュオン（ミュー粒子）

宇宙線の中で発見された素粒子で、電子と同じ負の電荷と1/2のスピンを持っており、質量は電子の約200倍である。また、平均寿命は 2.2×10^{-6} 秒で、電子、ミューニュートリノ及び反電子ミューニュートリノに崩壊する。

●MOX燃料（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）

二酸化ウランに再処理施設で回収されたプルトニウム酸化物を添加・混合して、原子炉用の燃料として成型加工した燃料をMOX燃料（Mixed-Oxide：ウラン・プルトニウム混合酸化物）燃料という。また、単にプルトニウム燃料という。

●MOX燃料加工

MOX（Mixed-Oxide：ウラン・プルトニウム混合酸化物）燃料を製造することをMOX燃料加工、またはプルトニウム燃料加工という。原料である二酸化プルトニウムと二酸化ウランを受入れ、混合して成型し、高温でペレットに焼き固める。ペレットは被覆管に入れ燃料棒とし、それを束ねて燃料集合体に組み立てる。MOX燃料加工工程は、ウラン燃料加工工程と基本的に同じであるが、プルトニウムを取扱うため、ペレットを被覆管に封入するまでの工程は、グローブボックスの中で行われる。

高速増殖炉（もんじゅ、常陽）の燃料及び軽水炉におけるプルサーマル燃料はMOX燃料である。現在、MOX燃料を加工する施設として、茨城県東海村に日本原子力研究開発機構のプルトニウム燃料施設がある。また、日本原燃（株）が青森県に建設を計画している。

●モニタリング車

空間放射線量率の連続測定記録装置、大気中の放射性ヨウ素及び粒子状放射性物質を連続採取し測定する装置、風向風速の連続測定記録装置等を搭載した特殊車両である。

環境モニタリング専用の特別な機能を持たせた特殊車両であり、一般に比較的大型で行動範囲の制約も受けるが、その特殊機能を生かし、定点における半固定的な連続測定を実施することができるほか、場合によっては移動式野外観測室的な役割を果たすこともできる。

●モニタリングポスト

放射線を定期的に、または連続的に監視測定することをモニタリングといい、原子力発電所等の周辺でモニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストという。

環境の放射線量率の測定は、通常、ガンマ線を対象に行われ、検出器としてガンマ線に感度のよい、蛍光作用を利用した「シンチレーション検出器」や電離作用を利用した「電離箱式検出器」がよく用いられる。これらの測定器は、平常時の放射線レベルから緊急事態全般に渡る広範囲の放射線の変動を欠かすことなく連続測定監視できるようになっている。一部の地域では、中性子線の検出もできるようになっている。

【や行】

●予測線量

予測線量とは、放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測等をもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。

●預託実効線量

放射性物質の体内への摂取に伴う被ばく（内部被ばく）の線量評価に用いられる線量としては、預託等価線量及び預託実効線量がある。

預託等価線量 $H_T(\tau)$ は、放射性物質の体内への摂取後に、体内に残留している放射性物質から個々の組織又は臓器Tが受ける等価線量率を時間積分した線量である。 τ は摂取後の年で表した積分時間であり、放射線業務従事者については、積分時間は50年とされている。預託等価線量の単位はシーベルトである。

預託実効線量 $E(\tau)$ は臓器又は組織の預託等価線量とその臓器又は組織の組織荷重係数との積の全身の総和である。

【ら行】

●リニアック（線形加速器）

荷電粒子を一直線上で加速する加速器をリニアック又はライナックと呼ばれる。

基本的な構造は多数の導体筒を並べ、隣り合った導体筒が異符号に帯電するように高周波電圧を印加し、それぞれの筒の間（ギャップ）の電場で粒子に力が働く。筒の長さや印加する高周波の周波数を調整することで筒の中を通る粒子がギャップを通過するたびに加速される。ただし、この方式でエネルギーの大きなものを作ろうとすると加速器の長さを長くしなければならない。

●臨界

核燃料物質は、核分裂性物質の量、形状、中性子に対する条件が整うと、核分裂の連鎖反応が起こる。この核分裂による連鎖反応が継続している状態を臨界状態にあるという。

核燃料物質は中性子が当たると核分裂を起こす性質があり、核分裂に伴って2～3個の新たな中性子が発生する。この中性子が別の核燃料物質に当たり、次々に核分裂を起こすが、臨界状態では核分裂によって発生する中性子数と核燃料物質等に吸収されたりして消失する中性子数が均衡状態となる。

原子炉では、制御棒等によって中性子数を制御しているが、制御棒を徐々に引き抜いて行き連鎖反応が維持される状態を

臨界に達したという。

一方、核燃料施設では、臨界が起こらないように、核燃料物質の取扱い量を制限したり容器等の形状を工夫し**臨界管理**を行っている。

●臨界管理

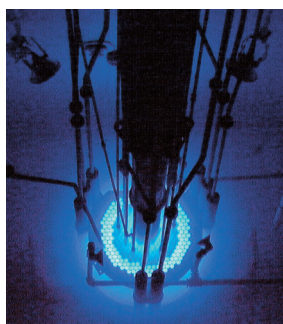
濃縮ウランやプルトニウムなど、**核燃料物質**は、質量、容積、濃度などが一定の条件を超えると**核分裂の連鎖反応**が起こり臨界となる。このため、これらの物質を取扱う核燃料加工施設や再処理施設などにおいては、臨界にならないように質量の制限、形状の制限などを行っている。このように安全上の配慮をして核燃料物質を管理することを臨界管理、または臨界安全管理という。

実際の管理に当たっては核分裂性物質が臨界量に達しないようにする質量管理、核分裂性物質の濃度が一定値を超えないようにする濃度管理、核分裂性物質を入れる槽や容器の形状を制限して臨界に至らないようにする形状管理、槽や容器の中に中性子吸収材を配置した中性子吸収材による管理がある。

●臨界事故

核燃料物質を取扱う施設において、**臨界管理**に失敗し、予期しない**臨界**が発生した場合を臨界事故という。

例えば、誤操作などにより、形状管理されていない槽などに臨界量を超える**核燃料物質**を追加した場合などに臨界事故が発生する。臨界状態になると**ガンマ線**、**中性子線**及び熱が発生し、作業者に過大な放射線被ばくを与えることがある。JCO臨界事故はこの例に当たる。



NSRRにおける反応度（臨界）事故
模擬実験時のチェレンコフ光
（機構内科研）

●励起作用

放射線が物質中で散乱、吸収される過程で、その有するエネルギーの一部が物質を構成する原子の**軌道電子**に与えられ、軌道電子が基底状態からエネルギー準位の高い状態に移ることを励起作用という。

●劣化ウラン

劣化ウランとは、ウラン-235の割合が天然ウラン（0.71%）よりも少ないウランのことをいう。

軽水炉のウラン燃料には、ウラン-235の割合をおよそ3～4%に高めた**濃縮ウラン**を使用するが、天然ウランを濃縮ウランにする一方でウラン-235の割合が天然ウランよりも少ない0.2～0.3%程度のウランが発生する。これが劣化ウランである。劣化ウランは、将来、**高速増殖炉**の燃料として使用できるので、日本では保管されている。海外では、金属ウラン

は比重が大きいことを利用して、重量バランス材等に使用されている。

●連鎖反応

ウランやプルトニウムなどの核分裂性物質は、**中性子**を吸収すると**核分裂**を起こす性質を持っている。一つの原子核が分裂するとき中性子が2～3個飛び出し、この新たな中性子が他のウランの原子核に当たることで、次々と核分裂を引き起こす。このことを連鎖反応という。

原子力発電とは、この連鎖反応を制御しながら、核分裂に伴い発生する多くのエネルギーを熱として取出し、その熱で蒸気を発生させて発電する仕組みである。

●六フッ化ウラン

六フッ化ウラン（ UF_6 ）は、ウランとフッ素の化合物であり、常温、大気圧で白色の固体であるが、約60℃で気体になる。また、空気中に漏洩すると空気中の水分と反応し、腐食性の強いフッ化水素を発生し、人体にフッ化水素が触れると化学的な火傷を負うことがある。

軽水炉の燃料には濃縮ウランを使用するが、濃縮するためにウランを気体にする必要があり、天然ウランのイエローケーキは転換施設において六フッ化ウランに転換される。濃縮された後はウラン燃料加工のために二酸化ウランに再転換される。



六フッ化ウラン（機構）

●炉心シュラウド

炉心シュラウドは、**沸騰水型原子炉（BWR）**の炉心支持構造物の一つで、炉心部を構成する**燃料集合体**や**制御棒**を内部に収容する直径4～5m、高さ7～8m、厚さ3～5cmのステンレス鋼製の円筒である。

炉心内の上向き原子炉冷却材流と、その外側の環状部を下向きに流れる再循環流とを分離するとともに、炉心や気水分離器、蒸気乾燥器などの**原子炉圧力容器**内の構造物及び機器を機械的に支える役割を果たしている。

●炉心溶融

原子炉冷却材の冷却能力の異常な減少、あるいは炉心の異常な出力上昇により、燃料体が過熱し、かなりの部分の**燃料集合体**または炉心構造物が溶融することを炉心溶融という。

または、炉心損傷により生じた破片状の燃料が、原子炉冷却材の冷却能力の喪失により溶融することをいう。

出典： 原子力防災基礎用語集（財団法人原子力安全技術センター作成）、他

水戸市地域防災計画修正年度

- | | |
|----|-------------------------|
| 1 | 昭和42年3月 |
| 2 | 昭和43年3月 |
| 3 | 昭和44年3月 |
| 4 | 昭和45年3月 |
| 5 | 昭和46年3月 |
| 6 | 昭和47年3月 |
| 7 | 昭和48年3月 |
| 8 | 昭和49年3月 |
| 9 | 昭和50年3月 |
| 10 | 昭和51年3月 |
| 11 | 昭和52年3月 |
| 12 | 昭和53年3月 |
| 13 | 昭和54年3月 |
| 14 | 昭和55年3月 |
| 15 | 昭和56年3月 |
| 16 | 昭和57年3月 |
| 17 | 昭和58年3月 |
| 18 | 昭和59年3月 |
| 19 | 昭和60年3月 |
| 20 | 昭和61年3月 |
| 21 | 昭和62年3月 |
| 22 | 昭和63年3月 |
| 23 | 平成元年3月 |
| 24 | 平成2年3月 |
| 25 | 平成3年3月 |
| 26 | 平成4年3月 |
| 27 | 平成6年3月 |
| 28 | 平成8年3月 (震災対策編の改定) |
| 29 | 平成11年3月 |
| 30 | 平成12年3月 |
| 31 | 平成14年3月 |
| 32 | 平成15年3月 |
| 33 | 平成16年3月 |
| 34 | 平成22年3月 (風水害対策計画編の改定) |
| 35 | 平成23年3月 (震災対策計画編の改定) |
| 36 | 平成25年3月 (原子力災害対策計画編の改定) |
| | (地震・津波対策計画編の改定) |
| 37 | 平成28年7月 (原子力災害対策計画編の改定) |
| | (地震・津波対策計画編の改定) |
| | (風水害対策計画編の改定) |
| 38 | 令和3年8月 (原子力災害対策計画編の改定) |
| | (地震・津波対策計画編の改定) |
| | (風水害対策計画編の改定) |

水戸市地域防災計画

編集発行：水戸市防災会議

事務局：水戸市市民協働部防災・危機管理課

電話：029-232-9152

作成：昭和41年4月
